

令和 8 年 第 1 回 全 員 協 議 会

青 森 市 議 会 全 員 協 議 会 会 議 概 要

議 長 奈 良 岡 隆

副 議 長 木 戸 喜 美 男

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	案件	1
○	出席議員	1
○	欠席議員	1
○	説明のため出席した者の職氏名	2
○	事務局出席職員の職氏名	2

1日目 令和8年4月10日（金）

	開会・開議	3
	雪対策に係る経過説明	3
○	西秀記市長	3
○	土岐政温都市整備部理事	4
○	小野正貴総務部長	14
○	白戸高史福祉部長	17
○	泉宏明教育委員会事務局教育部長	18
○	高野雅子交通部長	19
○	中村敦環境部長	19
	説明に対する内容確認等	20
○	山田千里議員（無所属）	20
○	相馬純子議員（無所属）	21
○	万徳なお子議員（日本共産党）	21
○	赤平勇人議員（日本共産党）	21
○	蛭名和子議員（立憲民主・社民）	22
○	中村美津緒議員（無所属）	22
○	村川みどり議員（日本共産党）	23
○	藤田誠議員（立憲民主・社民）	24
○	工藤健議員（市民クラブ）	24
○	小倉尚裕議員（創青会）	24
	西秀記市長からの発言の申出について	25
	散会	25

2日目 令和8年4月17日（金）

	開議	26
	通告のある質疑、意見表明	26
○	万徳なお子議員（日本共産党）	26

1	下請業者の把握について	
2	応援除雪の契約単価と実施状況について	
○	天内慎也議員（日本共産党）	29
1	雪対策について	
○	中村美津緒議員（無所属）	32
1	雪対策について	
○	藤田誠議員（立憲民主・社民）	35
1	契約方式について	
2	除排雪体制について	
○	木下靖議員（市民クラブ）	38
1	雪に関する市民相談窓口について	
2	事業者との契約方法について	
3	除排雪がされず放置された期間について	
4	ダンプトラックの重複登録について	
○	小倉尚裕議員（創青会）	41
1	除排雪計画について	
○	柿崎孝治議員（自民クラブ）	43
1	雪に関する市民相談窓口の受付体制について	
2	市営バスの運行状況について	
○	小熊ひと美議員（立憲民主・社民）	46
1	除排雪実施状況について	
○	関貴光議員（自民クラブ）	49
1	除排雪事業について	
○	相馬純子議員（無所属）	53
1	冬期間における通学路の安全確保について	
○	木村淳司議員（創青会）	55
1	除排雪業務に係る契約について	
休憩		58
再開		58
○	館山善也議員（創青会）	58
1	市から提出された書類について	
2	ダンプトラックの管理について	
3	除排雪事業の完了報告書について	
4	消防団の活用について	
5	雪捨場について	
○	澁谷洋子議員（自民クラブ）	61
1	ヒアリングについて	

○工藤健議員（市民クラブ）	64
1 除排雪事業について	
○山本武朝議員（公明党）	67
1 除排雪について	
○蛭名和子議員（立憲民主・社民）	70
1 全面委託工区の除排雪について	
○竹山美虎議員（市民クラブ）	73
1 除排雪事業について	
○村川みどり議員（日本共産党）	75
1 除排雪状況の見える化について	
2 コールセンターについて	
○奈良祥孝議員（市民クラブ）	78
1 除排雪の評価について	
○軽米智雅子議員（公明党）	81
1 除排雪対策について	
○工藤夕介議員（公明党）	84
1 雪対策について	
木戸喜美男議員からの通告の取下げの申出について	86
○山田千里議員（無所属）	86
1 今冬の除排雪について	
休憩	89
再開	89
○里村誠悦議員（創青会）	89
1 今冬の除排雪の遅れの原因について	
2 次の冬の除排雪について	
3 雪捨場・置場の増設について	
○中田靖人議員（自民クラブ）	92
1 県補助金について	
2 契約について	
3 評価について	
4 パトロールについて	
5 排雪について	
○赤平勇人議員（日本共産党）	95
1 雪対策について	
通告のない質疑、意見表明	98
閉会	98

- 1 開催日時 令和8年4月10日（金曜日）午前10時～午前11時41分
令和8年4月17日（金曜日）午前10時～午後4時2分
- 2 開催場所 青森市議会議事堂 議場
- 3 案 件 雪対策について

○出席議員

1番	山田千里君	17番	天内慎也君
2番	小熊ひと美君	18番	村川みどり君
3番	中村美津緒君	19番	藤田誠君
4番	相馬純子君	20番	舘山善也君
5番	奈良祥孝君	21番	木戸喜美男君
6番	工藤夕介君	22番	工藤健君
7番	中田靖人君	23番	山本武朝君
8番	関貴光君	24番	小豆畑緑君
9番	万徳なお子君	25番	長谷川章悦君
10番	赤平勇人君	26番	奈良岡隆君
11番	蛭名和子君	27番	小倉尚裕君
12番	木村淳司君	28番	里村誠悦君
13番	竹山美虎君	29番	木下靖君
14番	軽米智雅子君	30番	渡部伸広君
15番	柿崎孝治君	31番	花田明仁君
16番	澁谷洋子君	32番	大矢保君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 西 秀 記
副 市 長 赤 坂 寛
副 市 長 横 山 英 大
教 育 長 工 藤 裕 司
企 業 局 長 舘 山 新
総 務 部 長 小 野 正 貴
総 務 部 理 事 佐々木 和 人
企 画 部 長 金 谷 浩 光
環 境 部 長 中 村 敦
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人

都 市 整 備 部 長 木 村 颯 希
都 市 整 備 部 理 事 土 岐 政 温
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 長 武 井 秀 雄
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 泉 宏 明
水 道 部 長 舘 山 公 子
交 通 部 長 高 野 雅 子
都 市 整 備 部 次 長 櫻 田 文 明
都 市 整 備 部 次 長 福 士 秀 徳
関 係 課 長 等

○事務局出席職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 佐々木 正 幸
議 会 事 務 局 次 長 田 村 亜 希 世
議 事 調 査 課 長 横 内 英 雄
議 事 調 査 課 主 幹 富 岡 俊 一
議 事 調 査 課 主 査 山 田 達

議 事 調 査 課 主 査 花 田 昌
議 事 調 査 課 主 査 石 田 彩 美
議 事 調 査 課 主 査 久 保 拓 哉
議 事 調 査 課 主 査 増 田 勝 利
議 事 調 査 課 主 査 杉 浦 晃 平

1日目 令和8年4月10日（金曜日）午前10時開会

○奈良岡隆議長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、令和8年第1回青森市議会全員協議会を開会いたします。

本日、お集まりいただきましたのは、本年3月17日に雪対策特別委員会が開催され、理事者から今冬の雪対策についての説明があり、委員からも多くの質疑があったところではありますが、より多くの議員が質疑することができる全員協議会を開催すべきとの考えの下、去る3月17日開催の各派代表者会議において、雪対策に係る全員協議会を開催することを決定し、議会運営委員会での協議を経て、全員協議会を開催することとしたものであります。

また、今回の全員協議会は、本日及び4月17日の2日間にわたって開催し、本日は理事者側から雪対策に係る経過説明を受け、これに対する質疑等を4月17日に行うこととしております。

なお、全員協議会は何ら意思決定を行うことを目的としたものではありませんので、その趣旨を御理解の上、特段の御協力をお願いいたします。

また、運営方法については、議会運営委員会において御協議いただき、あらかじめ発言時間等を決定させていただいておりますので、円滑な会議の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、雪対策に係る経過説明を求めます。西市長。

○西秀記市長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日は、本市における雪対策につきまして御説明の機会を設けていただき、誠にありがとうございます。

今冬は、短期間における記録的な大雪により、市民生活に大きな影響を及ぼし、多くの御不便や御不安をおかけする結果となりました。市政を預かる立場として、この状況を大変重く受け止めております。

これまで市議会の一般質問をはじめ、予算特別委員会、そして雪対策特別委員会など、様々な場におきまして、議員の皆様から頂戴した御指摘、御意見を真摯に受け止めて、本市の対応につきまして検証を進めているところであります。

本日は、去る3月17日に開催いただきました雪対策特別委員会でお示しした内容に加えまして、新たに除排雪作業委託に係る業務成績評定や、委託料の支払い額など、年度末の整理を経て確定した資料をお示しして詳細に説明してまいります。

現在進めております検証作業により、課題を明確にして、具体的な見直しへとつなげていくことが極めて重要であります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様、そして事業者の皆様としっかりと情報を共有しながら、次の冬に向けた実効性のある対策へと確実に結びつけてまいります。

それでは、資料の詳細につきましては、各担当部局から御説明してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、都市整備部からは、案件1「令和7年度の降雪状況について」から、案件10「令和7年度除排雪作業委託の支払い状況について」まで、お配りしております資料に基づき御説明申し上げます。

それでは、案件1「令和7年度の降雪状況について」御説明いたします。資料1-1を御覧ください。

青森地区の積雪深及び降雪量を表しております。

資料上段の折れ線グラフは、青森地区における積雪深を年度ごとに色別で表記しております。

黒色が平年値、緑色が令和3年度、茶色が令和6年度、赤色が令和7年度となります。

令和7年度の1月20日から始まりましたシーズン最強・最長とされる寒波は、強い冬型の気圧配置の影響により、青森地方気象台の観測で、最深積雪は1月30日の午前9時時点で平年の約2.5倍となります167センチメートルを記録し、2月1日の午後3時時点では観測史上4位となる183センチメートルを記録するなど、2月3日までの15日間で111センチメートル増加いたしました。

これは、令和6年度、年末年始の10日間での66センチメートルの増加を大きく上回る記録的な豪雪となりました。

また、下段の累計降雪量につきましても、令和6年度の10日間での138センチメートルに対し、令和7年度は1月20日から2月3日までの15日間において261センチメートルとなり、過去30年間の平年値90センチメートルに対し約3倍となる降雪量を記録し、累計降雪量は656センチメートルとなりました。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

浪岡地区における積雪深及び降雪量の状況になります。

資料上段の積雪深につきまして、令和7年度は1月31日に最大積雪156センチメートルを記録しました。資料下段は累計降雪量を表し、令和7年度は566センチメートルとなりました。

続きまして、資料1-3を御覧ください。

雪に関する市民相談窓口の受付件数であります。

令和6年度と令和7年度の11月1日から3月31日までに市民の皆様から寄せられた雪に関する相談・要望の受付件数となります。令和7年度の青森地区の相談件数は2万3488件、浪岡地区は826件、合計2万4314件となり、昨年度比は128.28%となりました。

続きまして、案件2、青森地区の「雪に関する市民相談窓口の受付体制について」御説明いたします。資料2-1を御覧ください。

雪に関する市民相談窓口では、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談や要望を受付しており、受付期間、受付時間、受付方法及び受付フローにつきましては、「1 雪に関する市民相談窓口の概要」、「2 相談受付フロー」のとおりであります。

本市では、令和6年度の豪雪におきまして、本市の雪に関する相談電話がつながりにくかったことや、本市職員による対応にばらつきがありましたことから、民間ノウハウを活用した電話対応による市民サービスの向上等を図ることを目的に、令和7年度から電話での受付を外部委託化し、コールセンターを活用することとしました。コールセンター及び市で受付しました相談内容につきましては、青森市除排雪業務総合管理システムに入力しており、コールセンターと市が同じシステムを活用して情報を共有しております。

次に、「3 相談件数内訳」であります。

3月31日現在の相談件数は、コールセンターによる受付件数が8876件、電話やEメールなどで市が受付した件数が期間前の事前相談等も含めて1万4612件の計2万3488件となりました。

次に、同じく資料2-1の「4 コールセンター運営体制について」であります。

受託者からは、平常時は3回線、豪雪時は8回線以上で運営し、サービスレベルは、応答率が90%以上、平均対応時間が300秒以内とする提案内容でございました。

続きまして、資料2-2を御覧ください。コールセンターの稼働状況の分析結果であります。

資料上段は、入電件数及び応答・放棄件数を示しております。

シーズン当初は、降雪状況に応じてコールセンターへの入電件数も変動しており、おおむね応答できておりました。1月下旬からの記録的な大雪以降は、入電件数が急増し、赤色で示した入電件数に対する放棄件数も増加いたしました。

資料の下段は、コールセンターの従事オペレーター数と応答率になります。

1月中旬までは、降雪状況に応じてオペレーター数を増やし、点線で示した応答率は、受託者からの提案どおり90%を維持しておりましたが、1月下旬以降はオペレーター数を5人から9人の体制で対応しましたものの、応答率が30%を下回る状況が続きました。

次のページを御覧ください。

資料上段は、市民からの電話応答に要した時間と応答率となり、青色が5分未満、緑色が5分以上から10分未満、赤色が10分以上となっております。降雪が続いた1月下旬以降は、1件当たりの電話応答時間が5分以上となるケースが増加し、応答率も低下した状態でした。

資料下段は、1件当たりの平均応答時間となります。青色が入電時の平均通話時間、赤色が電話受付後のシステム入力作業などに要した後処理時間となり、特に2月初めは平均応答時間が20分程度を要しております。本市では、オペレーター職員

の欠員等による人員不足が発生したことや、1件当たりの平均応答時間が応答率の低下の要因の1つと認識しており、受託者からの聞き取り等を踏まえ、来シーズンに向けた応答率の改善について検討を進めてまいります。

続きまして、「(3) 除排雪体制のこれまでの経緯及びシーズン契約の積算について」御説明いたします。資料3-1を御覧ください。

本市の除排雪体制及び契約に関する主な経緯であります。本市ではこれまでも、除排雪の実施状況等の課題に対応するため、過去から蓄積した知識や経験に基づき、継続的な見直しを実施してきております。表の左側から、除雪延長、そして、幹線・補助幹線、工区に関する経緯を記載しております。また、主な事項は太字で記載しており、昭和56年度におきましては、主要な幹線は直営で実施、工区等や直営以外の幹線につきましては、除雪と排雪は別々に実施しており、契約方法は単価契約、指令については全て市の指令によって作業を実施しておりました。その後、平成8年度から民間委託工区の幹線におきましては、事業者の自主判断による出動とし、平成13年度においては、工区の除排雪についても全面委託工区に変更し、事業者の自主判断による作業といたしました。その後、平成24年度からは、事業者の出動判断の遅れの是正を求める意見が増加したことを受け、事業者の自主判断から、一律市による指令体制に移行し、現在に至っております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。全面委託工区の契約、シーズン契約の金額の積算についてであります。

全面委託工区の積算金額につきましては、1キロメートル当たりの除雪及び排雪作業に係る単価に、除雪延長、そして、除雪回数を乗じた額に人力除雪を加えて算出した額に、国が定める諸経费率、道路維持の諸経費を準用しておりますが、それを加えた金額となります。

除雪につきましては、積算に当たり標準的な除雪回数を基本とするため、直近10年間の降雪データを基に見直しを行っております。令和7年度シーズンは、平成27年度から令和6年度までの10年間の降雪データ、累計降雪平均525センチメートルから、生活道路の除排雪出動基準である15センチメートルの降雪があった日数と、1日当たり15センチメートル未満の降雪であっても、2日間にわたる降雪量の合計が15センチメートルを超え、かつ、2日とも真冬日だった場合を1日とカウントした日数の合計であります12.5回を、全面委託工区の基準累計降雪量400センチメートルに案分した9.5回を基本の除雪回数とし、過去の実績により工区ごとに除雪回数を増減し設定しております。

また、積算に当たりましては、一般的に使用されるショベル2.1立米を基本とし、実績値から1キロメートル当たりの作業時間を設定し、直近の青森県土木工事標準積算基準及び設計単価表により積算した1キロメートル当たりの除雪単価に、工区内延長を掛けて除雪1回当たりの金額を算定しております。

次に、資料下段のほうですが、排雪につきましては、排雪回数を各工区の除雪回

数と同じ回数とし、毎回ダンプトラックつきとして積算しております。積算に当たりましては、標準的に使用する機械の規模・規格を想定し、排雪に使用する機械をショベル 2.1 立米 1 台、10 トンダンプトラック 5 台の組み合わせとし、雪捨場までの距離等を勘案し、工区ごとの雪盛り、処理時間を算定した後、直近の青森県土木工事標準積算基準及び設計単価表より積算したショベル単価、ダンプ単価、それぞれから 1 回当たりの排雪金額を算定しております。

資料 3-3 につきましては、内訳についてお示ししたものになります。

続きまして、「(4) 除排雪業者と契約内容及び支払い方法について」御説明いたします。資料 4-1 を御覧ください。

青森地区におけます除排雪事業は、昭和 50 年代前半までは本市職員による直営で実施していましたが、昭和 50 年代後半から民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制に移行しており、平成 15 年度には直営部隊を廃止し、全ての除排雪作業を事業者へ委託しております。

資料中の表は、除排雪作業の契約区分とその内容となります。生活道路の除排雪を一体で実施する全面委託工区と指定委託工区及び郊外幹線の除雪につきましては、シーズン契約としており、シーズン終了時に累計降雪量及び除排雪業務評定の結果に基づき契約金額の変更を行い、事業者への支払いを行っております。また、幹線・補助幹線の除排雪と指定委託工区及び郊外幹線の排雪につきましては、単価契約としており、作業時間の実績に基づき事業者への支払いを行っております。いずれも地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約にて契約を締結しております。

次のページを御覧ください。

契約内容と履行確認、支払いについてです。シーズン契約は、暖冬や少雪時でも除排雪に使用する車両の調達が容易になるなど、従業員の雇用の安定につなげることを目的とした契約方式としており、降雪量 400 センチメートルを基準として、シーズン終了時には、当初委託料に累計降雪量や評定を基に変更契約を行っております。

シーズン契約の変更契約金額の計算例となります。累計降雪量が 300 センチメートルの場合と、650 センチメートルの場合を示しておりますが、300 センチメートルの場合、仮に委託料が 1000 万円としますと、基準値であります 400 センチメートルで除した値を乗じて、シーズン終了時の契約額は 750 万円の委託料となります。一方で、650 センチメートルの場合、仮に委託料が 1000 万円としますと、基準値である 400 センチメートルで除した値を乗じて、シーズン終了時の契約額は 1625 万円の委託料となります。

契約内容の詳細につきましては、資料 4-2 にシーズン契約、全面委託工区除排雪の契約書類を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、資料 4-3 を御覧ください。

除排雪事業者は、作業後に除排雪業務総合管理システムに作業実績を入力し、2 ページ目のタコメーターチャート紙及び 3 ページ目の作業路線図を市に提出してお

り、市は除排雪事業者から提出された作業日報等を基に、業務の履行状況について確認を行っております。

例としまして、資料4-3の1ページ目、上段の赤枠にありますトラクターショベル、これが1月25日の21時から翌日の朝6時まで作業した報告内容についてであります。

そして、2ページ目、資料4-3の2ページ目上段の、このタコメーターチャート紙を御覧いただきたいんですけども、ここに走行速度や回転数が記録された時間と、さらにもう1ページめくっていただきまして、この3ページの残路線図において、作業状況の確認を行っております。

さらに1ページめくっていただきますと、今度、資料4-4及び資料4-5というものが続きますが、これは幹線など単価契約における内容及び業務履行確認の事例であります。今ほど御説明しましたシーズン契約と同じ確認作業となります。

続きまして、また少しページをめくっていただきますと、現場写真が載った資料4-6が出てまいります。そちらを御覧ください。記録写真が出てまいります。こちらは幹線・補助幹線のうち、国の交付金対象となります一部路線におきましては、作業日報やタコメーターチャート紙の提出のほかに、写真による作業管理を行っております。

続きまして、「(5) 除排雪業者への出動指令及び出動実績について」御説明いたします。資料5-1を御覧ください。

この資料は、市が管理する出動指令に対する市側のシステムの画面となります。

除排雪の実施に当たりましては、状況に応じて適時適切な作業や、近接工区との仕上がり等のばらつきを解消するため、除排雪対策本部からの指令を原則としており、除排雪業務総合管理システムにおきまして、各事業者に市からの指示内容を付した出動指令を発出し、事業者は指令内容に対し、システムにより作業予定の連絡を行っております。

上段左側の進捗率及び指令、そして緑の枠の道路状況。これは市職員がパトロールで現場を確認した後に入力する欄になります。パトロールの結果、圧雪や幅員確保などの道路状況を踏まえ、事業者に対して出動指令を発出しております。

なお、青の枠で囲んでいます路面状況、路面確保、寄せ雪、雪盛り、これら4項目につきましては、システム上、入力前の設定が評価Cとして初期設定されており、パトロール職員は除排雪作業後に実施するパトロールの結果を基に評価をいたします。

資料の下段は、指令発出状況になります。1月21日に市から事業者に出動指令を発出し、事業者は市からの指令に対し、作業予定や現場の状況などについて市に報告しております。このシステムを通じた事業者からの連絡がない場合は、地区担当パトロール職員が事業者へ直接電話で確認することになるため、市から出動指令を出しているにもかかわらず、事業者が指令を受けたと認識できない事象はあり得な

いものと考えます。

次に、資料5-2を御覧ください。

これは、令和7年度の全路線における除排雪指令と作業状況を取りまとめた資料となります。

資料の上段の青色の棒グラフは、花園にあります青森地方気象台における日ごとの降雪量を表記しております。資料中、赤色で着色した日は市からの出動指令日、数字は出動指令回数が太字となっている日は事業者が作業を行った日、薄くなっている日は作業未実施となります。緑色は、市からの出動指令に対して作業継続中を表しております。

全体を通しまして、1回目は12月26日から27日にかけての降雪に対しては、12月28日に発令を出し、おおむね1日から2日で作業が一巡しております。

2回目は12月30日から1月3日にかけての降雪に対しては、1月1日に発令を出し、おおむね2日から3日で作業が一巡しています。

3回目は1月4日から9日にかけての降雪に対しては、1月6日に発令を出し、おおむね2日から4日で作業が一巡しています。

4回目は1月11日から19日にかけての降雪に対しては、1月13日に発令を出し、おおむね3日から5日で作業が一巡しています。

5回目の発令は1月20日から2月3日にかけて、またその後も断続的な降雪により、2月12日までに累計320センチメートルほどの降雪量を記録しました。1月22日にはほぼ全路線に対し発令を出してございましたものの、1月26日頃までの間は、強い冬型の気圧配置の影響により、豪雪と低温が長期化し、その中でも再びの降雪が重なりましたことから、作業負荷が大きく増大し、作業に遅れが生じた工区が多数ありました。

一方、比較的に日数を要しなかったケースもありました。一例を申し上げます。

資料1枚目の全面委託工区A-6、赤いアンダーラインを引いておりますけれども、ここにつきましては、シーズン中の指令回数が6回、1月1日の1回目の指令から、1月22日の4回目の指令に対しては、指令当日と翌日の2日間で作業が完了してございました。また、1月22日以降に対しても、1月29日の指令に対して2月5日で作業を完了してございます。これは、雪捨場までの経路が確保されていたことと、雪捨場までの距離が近かったことから、他の工区より先に作業が完了したものと考えられます。

また、資料3枚目の全面委託工区I-3-1A、こちらを御覧ください。赤いアンダーラインをつけてございます。こちらの工区は1月22日に市から発令を出してございますが、この事業者がもう1つ請け負っております隣接する工区I-1、こちらに機力を集中して作業を進めたことや、雪捨場までの経路となる当該工区周辺の幹線や補助幹線道路の作業の遅れの影響などにより、2月5日から作業を実施することとなり、大きな遅れが生じた結果となりました。

この資料についての説明は以上であります。

続きまして、「(6) 除排雪完了後の市及び除排雪事業者によるパトロールについて」御説明いたします。資料6-1を御覧ください。

まず、「1 市のパトロール体制について」であります。本市では、青森市除排雪事業実施計画に基づき、降雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、市内を8地区に分け、各地区をパトロールする監理班を除排雪対策本部に設置しております。

職員による現場パトロールでは、市内の道路状況や降雪状況を把握するため、午前9時から実施する昼パトロール、除排雪事業者の実施状況や安全管理の状況を確認するため夜間に実施する夜パトロール、作業の実施の仕上がり状況を確認するための朝パトロール等を行っております。

次に、「2 事業者によるパトロールについて」であります。事業者は作業後に、所定の報告書により市に報告することになります。

続きまして、それでは資料6-2①を御覧ください。

こちらはパトロールチェック表になります。これは除排雪対策本部内で使用する作業管理のための書類となります。そのために、外部の方に分かりやすくお見せできるようなつくりにはなっていませんが、地区担当パトロール員がどのように作業管理をしているかということをお説明するために用いたものであります。

これは令和6年度からシステム化して管理しているものであり、一層の効率化に向けて改善しなければならないところもありますが、どのように管理しているかについて御説明をいたします。

3月17日に開催しました雪対策特別委員会では1日分のみをお示ししておりましたが、具体的にパトロール及びシステムの流れを整理するため、2月10日から3日間分をお示ししております。

それでは、表の説明に入ります。

表の一番上の赤線で囲まれておりますA-1工区を御覧ください。

パトロール職員が当日の道路状況を確認して記載しております。圧雪が三角、厚いが支障なし。また幅員の三角はおおむね確保されているという状況です。

次に、隣の指示状況の進捗率は60%となっており、これは、前日より前の、2月7日に排雪作業が行われ、その時点で工区全体のうちどの程度の除雪作業が終了しているかという進捗率となり、パトロール職員が入力いたします60%という数字がございますが、これは担当職員がA-1工区をパトロールした際の印象としているものであり、おおよそという概念が含まれております。その右、指令の欄についてですが、これはマルとなっておりますが、これは継続指令を表します。新規の指令の場合は二重マルが表示されます。ここもパトロール職員が入力いたします。

次に、排雪作業予定の欄ですが、これは新規指令が発出される時に、除排雪指令であれば「あり」、二段階除雪の「かき分け除雪」の指令であれば「無し」となりま

す。ただし完了していない継続の場合は、初期状態に戻り「無し」と表示されます。ここも市のパトロール職員が入力をいたします。

次に、その右、出動の欄になりますが、これは指令を受けた事業者が出動予定の日を入力いたします。

次に、その右、指示数と、その右の完了の欄がありますが、これまでの出動日数及び完了回数が表示されます。これらは事業者の日報入力に合わせ更新されます。

次に、その右の仕上がり評価の欄についてであります。この下の表に記載の評価基準を参考に、担当パトロール職員が除雪作業の仕上がりを翌日に評価するものとなっております。この日のA-1工区は、2月8日以降作業に入っていないので評価されておられません。

なお、3月17日の雪対策特別委員会でお示ししましたパトロールチェック表では、評価していない状態、すなわち初期状態の表示が、アルファベット小文字のaと表示されていましたが、より見やすい表示とするためハイフンとしております。

続きまして、次のページ、資料6-2②へまいります。

同じくA-1工区となります。

まずは、道路状況の圧雪と幅員の欄を前日2月10日と比較しますと、前日の圧雪は三角、幅員も三角でしたが、2月11日になると圧雪はバツ、幅員はバツとなっております。

これは、前日に気温が7度程度まで上昇し、圧雪が解け出したため道路状況が悪くなったものであります。

その隣の進捗率が65%となっております。

ここはパトロール職員の当日の印象として、およそで入力したものとなります。出動の欄には11日21時と入力され、当日夜に作業が入ることを表しております。

次に、資料6-2③へまいります。次のページを御覧ください。

2月12日は、前日に作業を行ったため進捗率が70%となっておりますが、作業していない道路状況は、圧雪・幅員ともにバツが入力されております。引き続き、12日21時から作業予定となっております。11日に作業した路線の仕上がり評価は、御覧のように左からC、B、C、Cとなっております。

次のページに資料6-2④としまして記載内容の補足を資料としてつけておりますので、そちらも後ほど確認していただければと存じます。

また、このパトロールチェック表は、県からの補助金の完了報告の資料として、同様のものを提出する予定としております。

これらの資料は、内部管理用ではありますがものの、システムを導入してまだ2年目でありますことから、今後も一層の効率化のために必要に応じて改修等の見直しを進めてまいります。

次のページ、資料6-3は、除排雪事業者が市へ提出する除雪点検日報となります。

続きまして、「(7) 除排雪業務評価制度の実施状況について」御説明申し上げます。

資料7-1を御覧ください。

本市が発注する道路に係る除排雪作業委託業務につきまして、降雪が少なくなる3月上旬頃から、除排雪業務評定要領に基づき、全ての工区・路線について評定を実施しております。

「2 評定項目」に記載のとおり、評定は基本事項と作業評価、整理について項目を設定し評価しております。

次のページを御覧ください。

結果を受け、シーズン契約につきましては、評定点が50点以下の不可であった場合には、除排雪作業委託契約書に基づき、累計降雪量が基準値を超えた場合の増額の変更契約は行わないこととしております。

また、契約区分を問わず、評定点が60点未満であったときは、評定書の写しを受け取った日から14日以内に業務改善計画書を提出することを求めています。

資料中の表2を御覧ください。令和7年度の青森地区における評定結果についてであります。

全面委託工区、指定委託工区、幹線・補助幹線、郊外幹線の評定結果について、86点以上の優に該当する工区・路線はありませんでした。

71点から85点の良は116工区・92路線、51点から70点の可は65工区・39路線、50点以下の不可は11工区・1路線となります。

続きまして、資料7-2を御覧ください。

除排雪業務評定要領となります。

成績評定は、日々のパトロールチェック結果などを参考にしながら、要領第4条第5項に定める考査基準に基づき、パトロール担当職員が合議により評定し、地区パトロール班長、青森地区総括班長、雪対策室長を経て、道路維持課長が決定をしております。

次のページを御覧ください。

業務成績評定書になります。

評定点は、基本事項として出勤状況、安全管理、連絡の3項目、作業として路面状況、幅員確保、寄せ雪、雪盛り状況、迅速性、地元対応、相談件数の7項目、整理として報告整理の1項目、これら計11項目の合計点としており、特に作業評価につきましては、来季に向けて迅速性を重視する必要があると認識しております。

次のページを御覧ください。除排雪業務評定要領に定める考査基準になります。

それぞれの評価項目について、考査基準に基づき評価しております。

続きまして、資料7-3を御覧ください。除排雪業務成績評定一覧になります。

令和7年度は、前年度に続く記録的な豪雪となり、生活道路への作業が行き届かない状況が続き、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなり、市民からの相談件数

につきましても、市全体で過去最高の2万4314件となりました。

除排雪作業状況や市民からの相談件数などを踏まえ、青森地区における全工区・路線に対する評定点及び評価をお示ししております。

なお、この成績評定結果は、本市発注の除排雪業務の履行状況を対象として整理されたものであり、事業者の一般的または社会的な評価を示すものではございません。

続きまして、除排雪事業者に対する事前調査について御説明いたします。

資料8-1を御覧ください。

令和7年5月に実施しました除排雪事業者に対するヒアリング実施概要となります。

ヒアリング調査の対象は、令和6年度の除排雪業務を受託した事業者116者に加えまして、本市の除排雪業務を受託していない除排雪業務の指名登録事業者96者の計212者を対象に実施しております。

調査実施に当たりましては、事前に対象事業者に調査票及び案内を送付し、令和7年5月15日から対面で順次実施を行いました。

資料8-2を御覧ください。

ヒアリング調査の項目につきましては、継続事業者に対しては、令和6年度の除排雪実施状況や、令和7年度の除排雪体制、契約方式、除排雪業務総合管理システムなどについて聞き取りを行い、除排雪業務を受託していない新規の事業者に対しては、今年度の除排雪事業への参加意向や除排雪体制についての聞き取りを行いました。

続きまして、資料8-3を御覧ください。

これは、昨年度のヒアリング調査における事前調査票の様式となります。

市では、事業者からのヒアリングや調査票の内容を基に、次のシーズンに向けた工区割りや除排雪体制の見直しなどを行っております。

続きまして、「(9) 青森県からの支援状況について」御説明いたします。

資料9-1を御覧ください。

昨冬の除排雪作業におきまして、県の財政支援を受けて本市の除排雪事業者間で応援除雪を実施した生活道路30工区のうち、県が完了を確認した20工区の結果になります。

青森県からは2月19日に確認結果の報告があり、本市では、未実施または不十分とされた8工区のうち、対応が必要であると判断した5工区7か所について、手直し作業を実施いたしました。

県が実施した完了確認の基準について県に確認したところ、県では本市における生活道路に適用できる基準がないため、県のパトロールの視点で現地確認を行ったとのことでした。

続きまして、全面委託工区ごとの今シーズンの支払い額について御説明いたしま

す。

資料 10-1 を御覧ください。

全面委託工区における令和 7 年度の契約金額となります。

資料の表の左から、区分、工区・路線名、業者名、除排雪延長を示しております。

その右隣から、①は、累計降雪量 400 センチメートルを基準とした当初契約額となります。

②は、シーズン中に宅地開発等により新たにできた道路の路線延長分の委託料となります。

③は、降雪量が 400 センチメートルを超えた 1 月 25 日から 2 月 5 日の降雪量 147 センチメートル分のシーズン契約分の委託料となります。

④は、2 月 6 日から 2 月 21 日の降雪量 72 センチメートル分のシーズン契約分の委託料となります。

⑤は、県が定めた補助金交付要綱に基づき算出した時間単価契約分の委託料となります。ここで、⑤の時間単価見合いの額を採用するに当たっては、2 月 6 日から 21 日までの交付対象期間について、シーズン契約の累計降雪量見合いの委託料を除外し、すなわち④をゼロにして、市と事業者とで契約内容について協議を行い、合意を得た上で変更契約を行っております。

また、早く作業を終えて県の補助金が少ない事業者には、時間単価見合いの増額分もしくはシーズン契約での降雪量見合いの増額分のいずれかを事業者に選択していただきました。

次に、⑥は、2 月 22 日から 3 月 14 日の降雪量 17 センチメートル分のシーズン契約分の委託料となります。

⑦は、市の事業者間による応援除雪となっており、単価契約見合いで積算した額となり、この分も県の補助金が充当されます。

⑧は、各工区における市民雪寄せ場の排雪作業に要した経費です。

全面委託工区におけるシーズン終了時に変更契約した委託料につきましては、①から⑧までの合計額となります。

以上、(1) から (10) までの御説明をさせていただきました。

○奈良岡隆議長 次に、総務部長。

○小野正貴総務部長 総務部からは、案件表に記載の「(11) 青森市豪雪災害対策本部及び災害救助法適用等について」及び「(12) 今冬の雪害状況について」御説明いたします。

初めに、青森市豪雪災害対策本部の設置及び災害救助法適用について御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、「1【雪害対応体制】」についてであります。1 月 22 日午後 4 時の時点で、青森地方気象台の積雪深が 94 センチメートル、浪岡地区で 97 センチメートルとな

りまして、市民生活に大きな支障が生じるおそれがありましたことから、雪害防止対策の強化が必要と判断いたしまして、午後5時に雪害対応体制に移行いたしました。

次に、「2【豪雪災害対策本部】」の設置についてであります。1月29日午前8時時点で、青森地区の積雪深が154センチメートル、浪岡地区で136センチメートルを記録し、今後さらなる降雪が見込まれたことから、市民の生命及び身体を保護するため、同日、青森市豪雪災害対策本部を設置いたしました。

「(1) 豪雪災害対策本部会議等」についてであります。第1回本部会議を令和8年1月29日、第2回本部会議を2月3日に開催し、また1月30日からほぼ毎日イブニングレポートを開催し、各部局からの被害状況や活動状況の報告を受け、情報共有等をいたしました。

1月29日の本部会議では、市長からの指示事項といたしまして、高齢者世帯等除雪支援隊の設置や、災害救助法適用の要請、歩道等人力除雪隊の設置、日中の除排雪作業の継続、市役所所管施設の落雪事故防止の徹底、職員総パトロール制の活用、時差出勤・テレワークの推進、2ページとなりますが、全除排雪事業者への安全管理の一層の注意喚起の指示がなされました。

また、2月3日の本部会議では、全庁を挙げての豪雪災害対策本部の実施体制の強化、自主避難所7か所の開設、緊急屋根雪下ろしの対応の強化、地域の高齢者等に係る情報提供の依頼、通学路の安全確保、バス路線や主要道路の除排雪の推進、事業者用の緊急雪捨場の開設などが指示されたところであります。

(2) 豪雪災害対策本部の廃止についてであります。3月25日の青森県豪雪対策本部の廃止を踏まえ、同日の正午に廃止を決定しております。

続きまして、3ページとなります。

「3 災害救助法の適用について」は、本市災害対策本部の設置とともに県に対しまして災害救助法の適用を要請し、県は本市を含みます県内21市町村に災害救助法の適用を決定いたしました。災害救助法の適用に伴いまして、「(1) 緊急屋根雪下ろしについて」は、内閣府の説明会や県の「令和8年1月21日からの大雪における『障害物の除去』実施要領」を踏まえ、2月1日から青森市豪雪災害救助受付窓口を設置し、対応に当たったところであります。

対象につきましては、県の要領を踏まえまして、住家の倒壊等により多数の者の生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯といたしました。

実施体制につきましては、当初は受付電話5台を設置し対応いたしましたが、翌2月2日からはこれを9台に増設いたしましたほか、現場を確認いたしますパトロール班につきましても、当初の5班体制を2月4日から22班体制で実施いたしました。

対応件数につきましては、次の資料、「『豪雪災害救助受付窓口』対応状況」を御

覧ください。

受付件数は、①計 1206 件、対応が必要と判断した件数は③計 437 件、対応件数は表の下に記載のとおり 428 件となっております。なお、①受付件数と②調査実施件数の差分及び④業者による屋根雪下ろしのうちの要対応件数、⑤業者発注済みの差分、⑤業者発注済み件数と⑥作業完了の差分は、自然落雪などによりまして実施が不要となったものによるものであります。

最初の資料の 3 ページにお戻りください。

続きまして、「(2) 自衛隊派遣について」は、1 月としては戦後最多となります 167 センチメートルの積雪を記録し、屋根雪の落下が原因と思われる死者や閉じ込めの発生、市内幹線道路への雪崩によります道路封鎖が発生しておりました。ほか、路線バスの運休区間等の発生、鉄道の長期間運休など、深刻な事態となったことを踏まえ、令和 6 年 2 月 1 日に県に対しまして自衛隊の災害派遣に関する申し出を行い、県が派遣要請し、翌日から派遣がなされました。対応いただいた件数は 16 件となっております。

4 ページを御覧ください。

「(3) 災害救助法に関連した市職員による除雪作業」についてであります。

2 月 1 日から青森市災害救助受付窓口を設置し、申請件数が増大していた状況であったこと、1 月下旬から 2 月上旬の断続的な降雪に加え、その狭間の急な気温の上昇や雨の予報を踏まえ、作業に当たる業者について降雪の状況から予約がいっぱいであり、スピーディーな対応が困難であったこと、市民の生命や財産、日々の暮らしを守るべく、市として一層主体的かつ積極的な、雪害防止対策が必要と考えられたこと等を踏まえまして、緊急避難的に対応をすることとしたものであります。

実施に当たりましては、現場調査を踏まえ市職員でも対応可能と判断したものについて、間口や玄関周辺の雪片づけを実施し、対応件数は 75 件となっております。

「(4) 災害ボランティアセンターの設置」についてであります。本市では、災害時に市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、災害ボランティアセンターを設置することとしており、本年、青森市社会福祉協議会等関係機関が協議し、市が、当該センターの設置が必要であると判断し、設置したものであります。ボランティア派遣の対象は、市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していることなどとしており、市内ボランティアで 10 件、市外ボランティアで 1 件対応いたしました。

5 ページを御覧ください。

その他といたしまして、「(1) 内閣府副大臣との意見交換について」は、2 月 12 日に実施しており、徹底した除排雪による道路の確保及び緊急屋根雪下ろしによる住家の危険性の排除に係る十分な経費の確保、国・県の協力を得ながら除排雪体制の抜本的見直しの検討の必要性、豪雪災害対応経費及び運用への配慮について要望したところであります。

説明は以上であります。本市といたしましては、次の冬も豪雪災害に見舞われることを想定しながら、総合的かつ抜本的な見直しに向けた検討を進めておりますことから、豪雪災害対策本部の運営につきましても、今冬の取組を踏まえ、十分に検討・検証し、今後に生かしてまいります。

先ほど、自衛隊派遣の御説明で、令和6年2月1日に県に対して申出を行ったと申し上げましたが、正しくは令和8年2月1日でありますので、謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと存じます。

続きまして、「(12) 今冬の雪害状況について」令和8年4月8日8時30分現在の状況を御説明いたします。資料を御覧ください。

参考といたしまして、令和6年度の、被害状況を併記しておりますが、令和6年度は4月末現在の数値となっております。令和7年度の雪害状況につきましては、人的被害72名のうち、亡くなられた方が3名、重傷者が21名、軽傷者が48名となっております。死亡事案につきましては、屋根からの落雪に巻き込まれ死亡した方が3名となっており、重傷者及び軽傷者の状況につきましては、資料記載のとおりとなっております。

次に、建物被害231件のうち、住家の半壊が2件、一部損壊が59件、床下浸水が4件、非住家被害は、全壊が10件、半壊が3件、一部損壊が18件、その他カーポート等の倒壊が8件、公共施設は窓ガラスの破損が93件、その他設備の破損が34件となっております。

その他といたしまして、流雪溝等の雪詰まりによる、道路冠水が17件、道路への倒木・枝折れにより、道路交通障害が16件、積雪の重みのためパイプハウス等が損壊したことにより、農業施設等被害が93件、その他といたしまして、落雪・敷地内等での電線切断等が27件となっております。このほか、林道の倒木による通行止め等の被害が報告されております。

説明は以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、福祉部長。

○白戸高史福祉部長 それでは、福祉部から案件(13)「令和7年度の福祉の雪対策実施状況について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 屋根の雪下ろし支援について」であります。

「(1) 福祉の雪処理支援事業(屋根の雪下ろし費用助成)」につきましては、登録申請世帯は1038世帯、費用助成延べ件数は628件、助成金額は1807万7251円となっております。

次に、「(2) 屋根の雪下ろし奉仕活動」につきましては、青森地区において青森市社会福祉協議会が実施主体となり、企業等のボランティアの協力を得て実施するものであり、実施件数は6件となっております。

続きまして、「2 間口除雪支援」についてであります。

「(1)高齢者世帯等除雪支援隊による雪庇落とし及び間口除雪」につきましては、受付及び現地調査を行った件数が186件、そのうち作業が必要と判断した件数は95件となり、実施件数も95件となっております。

次に、「(2)福祉の雪対策事業」につきましては、青森地区において、青森市社会福祉協議会が実施主体となり、各地区社会福祉協議会が、地域住民からボランティアによる除雪協力者を募って除雪を行うものであり、実施地区が28地区、登録世帯数は298世帯、除雪協力者数は271名、実施回数は1万1089回となっております。

最後に、「(3)高齢者世帯等冬期除雪サービス事業」につきましては、浪岡地区において青森市社会福祉協議会に委託し、協力員が玄関から公道までの除雪を行うものであり、登録世帯数が17世帯、実施回数は295回となっております。

説明は以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 小・中学校の「冬期間における通学路の安全確保について」御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 通学路の安全確保について」であります。平成27年3月に策定しました青森市通学路交通安全・防犯プログラムに基づき、青森市通学路安全推進会議における協議等を踏まえ、国・県・市等の関係機関と連携し、除排雪スケジュールを共有しながら、冬期間における通学路の安全確保に努めております。

次に、「2 通学路の除雪等の状況」についてであります。青森市通学路交通安全・防犯プログラムに基づく除雪計画箇所が346か所あり、そのうち冬季休業明け1月15日時点で除雪を依頼していた箇所が16か所、臨時休校とした2月2日で除雪を依頼していた箇所が83か所ありました。また、2月3日には今冬最大となる87か所において除雪を依頼いたしました。なお、3月9日には除雪を依頼していた箇所がゼロか所となり、以降除雪を依頼した箇所はございません。

次に、「3 臨時休校等の対応状況」についてであります。1月28日の校長会議において、各学校の実態を踏まえ、通学路の安全が確保されない場合は校長の判断で臨時休校等の措置を講じるよう指示いたしました。しかしながら、2月1日には積雪深が平年の2倍以上となる183センチメートルに達し、関係機関に通学路の除雪を依頼し対応してきたものの、児童・生徒の安全確保が極めて困難であると判断し、2月2日は市内全小・中学校を、2月3日及び4日は状況に改善が見られた浪岡地区を除く市内小・中学校を臨時休校といたしました。

2月5日からは、青森地区においても遠隔授業を基本に、場合によってはA I型ドリル教材等による学習により、教育活動を再開いたしました。

2月9日は教職員が施設及び通学路の状況を確認し、見守り指導を徹底した上で午前10時登校としました。2月10日からは基本的に平常どおりの教育活動を実施したところであります。

なお、臨時休校を開始して7日間は、通学路の状況を踏まえた登下校の可否に関する調査、及び校長ウェブ会議を継続して実施し、情報共有を図るとともに、各校長からの現場の実情を踏まえた意見を参考にしながら対応を決定いたしました。

次に、「4 各学校の対応」についてであります。1つに、通学路を点検し、危険箇所を把握するとともに、除雪が必要な箇所について教育委員会と道路管理者へ除雪要望緊急連絡票を提出すること、2つに、各学校において通学路の状況について情報収集に努め、保護者に対し危険箇所等をメール等により適切に情報提供すること、3つに、危険箇所について教職員がPTA、地域と連携しながら登下校指導を実施し、通学路の安全確保に努めること、4つに、天候の変化に伴う事故等も想定した、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導をすることなどにより、児童・生徒の安全確保に努めてきたところであります。

最後に、「5 今後の対応について」であります。青森市通学路安全推進会議において今冬の状況を踏まえながら協議するとともに、学校運営協議会や各学校のPTAとも情報共有し、通学路の安全確保に努めていくこととしております。

教育委員会といたしましては、今後も関係機関と連携しながら、通学路の安全確保に万全を期してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、交通部長。

○高野雅子交通部長 「(15) 今冬の市営バスの運行状況について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 市営バスの運行状況」については、今冬は1月下旬から強い冬型の気圧配置により断続的に降雪がありましたことから、道路の狭隘や路面状況の著しい悪化により、車両の擦れ違いが困難な状況が生じるなど、バスの運行に影響を及ぼす事案が多く発生いたしました。このことから、運行の安全が確保できない道路環境となっているバス路線につきましては、運休や迂回運行を行いました。

「2 各路線の運休期間」については、主に市道を運行する路線では、沢山線の17日間を最大に、全12路線で延べ68日間の運休となりました。また、主に国道・県道を運行する路線では、新城線の10日間を最大に、全7路線で延べ27日間の運休となったものであります。

今後におきましても、道路状況を的確に把握し、バス利用者及び乗務員の安全確保を優先に、市営バスの安全運行に努めてまいります。

説明は以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、環境部長。

○中村敦環境部長 「(16) 冬期間における家庭ごみ収集の対応状況について」御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

本市では、市民の生活環境の確保を基本としながら、収集作業の安全確保を最優先とする考えの下、通常の冬期間におきましては、ごみの排出や収集が困難となる一部の収集場所について、町会等と調整した上で収集場所を休止するとともに、委託業者から報告される収集状況に応じて清掃工場等の受入れ時間を延長するなど、状況に応じて対応してきているところであります。

今冬におきましては、道路状況の悪化が顕著となりました1月以降、委託業者から収集作業の状況に関する報告を随時受けながら、清掃工場等の受入れ時間の延長を行うとともに、道路状況が悪化し収集作業の支障となっている箇所につきましては、関係部局と情報共有を図ってまいりました。

また、通行が確保できず収集が困難な地域につきましては、地元町会等の御理解を得ながら収集日の後ろ倒し対応を行い、作業員の安全を第一としながら、可能な限り収集の継続に努めてまいりました。

委託業者からは、今冬の収集作業の状況を踏まえまして、豪雪時における収集運搬体制に関する協議の場の設置のほか、収集困難な場合の対応や、収集車両等のスタック時の救援体制、さらには冬期間における収集場所の集約化などの要望が出されました。このことから、市といたしましては、市民の生活環境の安定確保はもとより、作業員の安全を確保しながら持続可能な収集運搬体制が確保できるよう、委託業者をはじめ町会等の皆様や関係部局と協議・連携しながら、豪雪時における状況に応じた収集運搬体制や、情報共有の在り方等について検討してまいります。

なお、事前に町会等の承諾を得た上で収集日の後ろ倒し対応を行った町会につきましては、1月は1月29日に可燃ごみの収集を1町会で、また2月は2月2日から2月13日までの間に、可燃ごみの収集を46町会、不燃ごみの収集を13町会、資源ごみの収集を48町会、合わせて延べ107町会、1月と合わせますと合計で延べ108町会となっており、収集日を後ろ倒しした日数につきましては、おおむね4日という状況となっております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 この際、ただいまの説明に対する内容確認等に係る事項について申し上げます。

発言を希望する議員は挙手を行い、議長の許可を得て発言すること、発言は簡潔に行うこと、原則1人1回までとすること、複数の発言の申出があった場合の発言順位は議席番号順とすることが、去る4月3日に開催されました議会運営委員会において決定しておりますので、御留意願います。

それでは、内容確認等のため発言を希望する議員は挙手をお願いいたします。

〔発言希望者挙手〕

○奈良岡隆議長 2番山田千里議員。

○山田千里議員 資料5-2についてなんですけれども、お話しされていたと思うんですが、再度確認です。

この赤の部分が、指令が出た日で、濃い緑は作業をしていて完了したのが表されているということで、あと、この薄い緑と白になっている部分について、聞き逃しましたので、もう一度説明をお願いします。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 山田議員の御質疑にお答えをいたします。

この資料5-2の見方でありませけれども、まず、赤で塗られている部分につきましては、これは新規に作業指令が出た日を表しております。そして、その中に数字が書いてございます。この数字が濃い色は、その指令を受けて事業者が実際担当現場で作業したことを表しております。そして、薄いところは作業未実施を表しております。ただし、市からは指令が継続して出ているということでもあります。

緑色が継続指令を表しております、白いところは、まず、一旦この緑色の、例えば1枚目のA-1でありますけれども、これ、1月1日に作業の新規指令を市から出してあります。1月1日はこれ、薄い数字でありますので、この日事業者は作業に出ていない。この1月2日、1月3日、この中で2日かけて作業したと。1月3日土曜日で作業完了、1月4日、1月5日は、ここは指令が出ていないということでもあります。

白色とグレー色は、これは非常に細かいものですから、見やすくするためにこのように色を分けている、便宜上このように加工しているということでもあります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。3番相馬純子議員。

○相馬純子議員 資料14について伺います。教育委員会です。

資料2の通学路の除雪の状況の(2)と(3)に除雪を依頼していた箇所が書かれていますけれども、この依頼していた箇所は、実施した数とイコールでしょうか。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 相馬議員の御質疑にお答えいたします。

依頼していた箇所であります。よろしいでしょうか。(相馬純子議員「はい」と呼ぶ)

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。8番万徳なお子議員。

○万徳なお子議員 資料6-1や資料10-1に事業者名が一覧で出されているのは、これは全て元請事業者なのかなと思います。下請・孫請の事業者はここには見えてこないということでしょうか。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 万徳議員の御質疑にお答えをいたします。

ここに書いております業者名は、全て市の契約相手方としての業者、すなわち、いわゆる元請業者のみであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。9番赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 日本共産党の赤平です。

資料5-2についてです。5-2の2ページ目を見てみると、先ほど質疑もありましたけれども、例えば、B-4-1なんかもそうですけれども、緑の部分が飛んでいるところがあります。作業指令が出ていて、ずっと出ていて作業になっているけれども、また飛んで出ているということになっていきますけれども、これについて説明をお願いします。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 赤平議員の質疑にお答えをいたします。

今の例によりますと、かなり数字が——日にちがたってから6というのがございますが、これにつきましては、一時的に雪盛りをしていたところを処理してもらったところ、あるいは、市に相談があったことに対して手直しが必要であれば手直しという御理解でよろしいと思います。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。10番蛭名和子議員。

○蛭名和子議員 資料10-1についてお聞きします。

資料4の2月6日から2月21日は県の代行除雪ということですが、これは、自分の工区をやったということなのかということと、あと、応援除雪については支出、この分も支払われることになるんですけれども、応援については、その応援してもらったほうが負担するという仕組みになっていると思うんですけれども、そこら辺を確認します。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 まず、応援除雪についての蛭名議員の質疑にお答えいたします。

2月6日から2月21日の期間につきましては、県の補助金の交付要綱におきまして、この間の作業は、単価払いでやってくださいということになっております。ですので、応援を受ける側も応援した側も単価払いというところがございます、すなわち、先ほども申し上げましたけれども、この期間につきましては、単価払いを受ける事業者は、この期間は市の契約に定めるシーズン契約の工区を除外した形で作業していただいております。すなわち、ここでは単価払いという作業でありますので、市の単価契約におきましては、元々作業しているところで応援したところ、それぞれ単価払いの支払いになります。つまり、この両方の作業で、その作業を行ったという考え方です。

ですので、シーズン契約の内容である、シーズン契約の中での応援除雪を受けた場合はその部分を応援したほうに弁償するという構図は、ここには該当しないというふうになります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。12番中村美津緒議員。

○中村美津緒議員 12番、無所属の中村美津緒であります。

この全員協議会は、そもそも市が持っている資料を公開する目的が1つありますが、これまでその市は、除雪に関するその遅延の理由を検証するための資料が、まだ提出されていないものがございますので、追加資料を提出していただきたいという思いからお願いいたします。

まず、ダンプ不足でございました。事業者ごとの保有台数、事故等による休車状況、さらにはこの間、中田議員もおっしゃいましたけれども、その1台のダンプが複数事業者で重複登録されている可能性がありますので、これらを検証できる資料の提出を求めます。

第2にオペレーター不足を挙げられました。各事業者のその配置人数、交替要員……

○奈良岡隆議長 中村議員に申し上げます。発言は資料等に対する内容確認等のために行うことになっておりますので、御了承願います。

○中村美津緒議員 追加資料を求めることはできない——いいですか。では、続けてよろしいですか、議長。

○奈良岡隆議長 簡潔に要望をお願いします。

○中村美津緒議員 ありがとうございます。

第2にオペレーター不足を検証する資料。第3に雪捨場受入れ能力に関する資料、第4に市民要因について検証する資料、さらに、県道——青森県から、現地確認の状況が資料の中に含まれておりました。この資料の中に、そうすると県も自ら県道を管理した資料もあるはずで、それも併せて検証するべきだと思いますので、以上の追加資料を求めます。

以上です。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。18番村川みどり議員。

○村川みどり議員 日本共産党の村川みどりです。

資料2-1の市民相談窓口の件なんですけれども、電話のところのそのコールセンターは8876件、そのほかの3336件の内訳の統計はあるでしょうか。

それから資料10-1に関連してなんですけれども、こここのところの県の単価契約でやりなさいということの計算式というのは、これを見ると大体県が9割ぐらいで市が1割ぐらいの負担割合になっているんですけれども、その単価契約の県と市の負担割合の計算式というか、どういうふうな合意形成でやられているのかということをお教えください。

それから最後、資料11の豪雪災害対策本部の市長指示のところ、引き続き、除雪も併せて行うことということが書いてあるんですけれども、実際、日中除雪がどれぐらい行われたのかお答えください。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 村川議員の質疑にお答えいたします。

まずは、資料 2-1 の「3 相談件数内訳」ですけれども、コールセンターが 8876 件と、この 3336 件、これは市のほうに来た件数でございます、その内訳でよろしいでしょうか。(村川みどり議員「そうです」と呼ぶ) この内訳につきましては、資料はございますので、これはお示しできるものであります。

続きまして、資料 10-1、委託料の 2 月 6 日から 2 月 21 日の市の負担、県の負担でありますけれども、これは、⑤の下に書いてありますこれは、内数であります、この市の負担というのは、いわゆるこの間に降った 72 センチメートル分の、降雪量に対するシーズン契約でのお支払い分。そして、この県負担というところは、まず、あの、時間単価見合いというのは、市の単価で、計算した部分、これが、⑤の下の数字。それから、市の本来シーズン契約分としてお支払いしなければいけない分、これがこの市負担って書いてある数字であります、これを除外した数字がこの県負担の欄に書かれていると、そういうことであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか——あ、失礼しました。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 日中除雪がどれくらい行われたかということにつきましては、これにつきましては、調べて後ほどお示しさせていただきます。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。19 番藤田誠議員。

○藤田誠議員 この資料 5-2 の関係で、多分エクセルの資料だと思うんですが、業者別に並べ替えた資料も頂けないでしょうか。いわゆる業者がどれぐらい、どこをやっているか日にち別に分かるように——現在は地区別になっていますけれども、地区別は無視してでも、業者ごとに並べ替えた資料もいただきたい、お願いしてよろしいでしょうか。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。22 番工藤健議員。

○工藤健議員 御説明ありがとうございます。

資料 4-3 の日報、タコメーターと残路線図がありますけれども、この残路線図ですけれども、日ごとにどの道路に除雪に入ったかが一目瞭然なんです、これは全工区、全事業者、この資料があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工藤議員の質疑にお答えをいたします。

全事業者が作業した日が全部あるかというところでもありますけれども、パトロールが、現地で確認してそれによしとしたケースもございますので、全て揃っているというわけではございません。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。27 番小倉尚裕議員。

○小倉尚裕議員 資料 4-1 です。除排雪業務の契約内容及び支払い方法について。1 の 4 行目、「平成 15 年度には直営部隊を廃止し全ての除排雪作業を事業者へ委託

している」となっていますが、浪岡地区では直営部隊がありますので、これはあくまで青森地区というふうなことで、浪岡地区は直営部隊があるというような判断でよろしいでしょうか。

○奈良岡隆議長 説明を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 小倉議員にお答えをいたします。

資料3-1でありますよね。(小倉議員「資料4-1」と呼ぶ)資料4-1でありますね。こちらにつきましては、青森地区のことを記載しているということで結構であります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆議長 なければ、これで質疑を終結いたします。

ただいま、西市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。西市長。

○西秀記市長 本日は、これまで整理及び精査を進めてまいりましたデータや資料を提供いたしまして、詳細にわたって説明する機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は説明が主ということですが、来週4月17日の全員協議会では、皆様から質疑、それからあとは様々な御意見も頂戴することになるかと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

そして今後は、来シーズンに向けて、除排雪の方法ですとか、それから実施体制の設計——再設計とでも言いましょうか、そういったことや、それから市民の皆様への情報の提供の在り方ですとか、それから国・県との連携の在り方、本当に多岐にわたる様々な分野で抜本的な見直しを図ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆様からも様々な御意見、そして、市民の皆様のお意見も、そして、業者の皆様からの御意見も頂戴しながら、しっかりとした体制づくりを、進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き、御支援・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○奈良岡隆議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

来る4月17日は午前10時全員協議会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時40分散会

2日目 令和8年4月17日（金曜日）午前10時開議

○奈良岡隆議長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の全員協議会を開きます。

本日は、去る4月10日開催の全員協議会において、理事者側からなされた雪対策に係る経過説明に対する質疑等を行います。

これより通告のありました質疑、意見について順次発言を許可します。

8番万徳なお子議員。

○万徳なお子議員 日本共産党の万徳なお子です。10分なので早速伺っていきます。

配付された資料に出てくる業者は、市が契約している業者と説明がありました。例えば、幸畑の工区でも元請の業者ではなく、下請業者が来ています。一方、資料には、この下請業者は別の工区で元請業者として出てきます。そういった業者は、元請として担当する工区と下請として担当する工区を同時に作業に着手するのか、大変気になります。

まず伺います。市が把握している下請業者は幾つでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）万徳議員の御質疑にお答えをいたします。

再委託事業者の把握についてということであります。

万徳議員のおっしゃる下請事業者とは、除排雪作業委託契約書に定める再委託として御答弁を申し上げます。

同契約書におきまして、受託者は、委託作業の全部または一部を委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、委託者の承認を得た場合はこの限りでないと定めており、本市は受託事業者が再委託する場合は、再委託事業者を確認しております。

令和7年度に再委託先の届出のありました事業者は、80か所の工区・路線等で延べ96事業者となります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 かなり多いですね。今、再委託業者という用語を使って答弁いただきましたが、いわゆる孫請まで把握しているかどうかというと、難しいと聞きました。

さて、元請業者と下請業者の契約金額は把握していますか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

再委託事業者の契約金額についてということであります。

除排雪作業委託契約書に基づき、受託事業者が再委託する場合は、あらかじめ書

面により、本市の承認を受けることとしており、当該書面へは再委託事業者との契約金額の記載を求めているものであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 それでは幾らなのかとお聞きしたいところですが、最初の答弁にありましたように80工区96業者ということですので、もう全く時間が足りません。資料にもありませんでした。

私が業者を訪問して聞いた声ですが、今の契約では全く見合わない、シーズン契約の金額が。油も高い。ぜひ出来高払いにしてほしいと言っていました。工区のシーズン契約の見直しを速やかに実施することを求めます。

次に、元請業者から下請業者への作業依頼が届く前に、タイムラグが生じないか、市は把握していますか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪業務の実施に当たりましては、各工区の受託事業者におきまして、気象状況や交通状況、作業体制などを踏まえ、適切な作業指示の下、効率的かつ円滑に作業が行われているものと認識等をしております。

御指摘の点につきましては、受託事業者から再委託事業者への具体的な作業指示に際し、現場状況の確認や安全確保、作業の重複防止等の観点から、一定の調整が行われることはあるものと考えてはおりますが、これらは、円滑な作業を実施のために必要な範囲内のものであり、作業の進行に支障を及ぼすような状況が生じているとは認識していないものであります。

市としましては、引き続き各事業者との連携を図りながら、円滑な除排雪の実施に努めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 支障は生じないという答弁でしたが、具体的に何時間なのか、何日なのか、本当に気になるところです。

なぜ元請をしている業者が別の工区で下請をしているのか、全部元請でいいんじゃないかと思うんですが、理由は今御答弁いただけますか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

なぜ元請単体ではできないのかというところを、どう考えているかというところではありますが、様々なケースがあると思いますけれども、一例を申し上げますと、重機を協力してもらおうというような観点も、再委託というのを使ってそういうことをするという事は考えられると思います。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 今の説明では、よく分からなかったんですが、直接市と契約していくようにすべきだと思います。

こういった全員協議会に示された資料では、元請の実態しか分からないからです。

市民から聞いた声では、元請がパトロールで来ている姿を見ないと言います。だけれども、報告は元請から来るわけですよ。再委託業者から受けた報告を元請が市に出しているということでしょうが、次の機会に聞いていくとして、2つ目に入ります。

全面委託工区において、応援除雪に入った後の支払いは資料にありましたが、この応援除雪を市が判断する経過、基準などをお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 応援除雪に関しての御質疑にお答えをいたします。

本市の除排雪事業における応援除雪は、全面委託工区除排雪作業委託契約書第13条に定める、受託者が委託者の指示に従わなかった、または、連続した降雪等により除排雪作業に遅れが生じたと認められた工区・路線に対して、本市の要請により作業を実施することとしたものであります。

今冬は、応援除雪を行った工区は12工区となっております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 従わない、遅れが生じているところを、こういった情報で、市民からの情報や市のパトロールなどの情報を勘案して判断しているかだと思いますが、これは雪対策室が、恐らく合議して判断してるんだと思うんです。

その後、どのような——ちょっとそこの経過をもう少し詳しく聞きたかったわけです。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

日々のパトロールにおきまして、例えば1つの工区において、ほぼ降積雪がある以上は、毎日パトロールをしているんですけども、そこで日々の進捗を確認するわけでありまして。その進捗が、あまりにも遅いということで、その他の影響が生じてきているというような場合などには、パトロール会議の中でそれを上のほうに報告して、そして合議をしていくと。そういう過程の中で、ここはちょっと、もう少し応援を入れないと、はかどらないのではないかなというようなケースの場合には、そこを判断していくということになります。

あとまた、それに伴いまして、担当事業者とも協議を行います。その中で速やかな着手に向けた指示あるいは調整を行っていくんですけども、その中で、早急に着手することが確認できない場合には、応援除排雪を実施しますよ、あるいは、ダンプトラックの確保が困難となっている場合は、応援ダンプトラックの活用をしま

すよというような対応により、そこでお願ひしますとなりますと、市のほうでは、応援除雪を入れるという判断に至るということであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 万徳議員。

○万徳なお子議員 あと2分ということで。遅れている工区をどうするのか、応援除雪のマッチング、そういったものを含めて、今、理事のほうから御答弁いただきました。日々のパトロール会議で、その後、そのさらに上のところで合議して判断すると。そのオペレーション、差配は担当課の重要な仕事だと思います。

先ほど説明もありましたが、応援される業者、応援する業者を見つける仕事は、容易ではないでしょうと想像されます。

しかし、担当課が市民からの電話も3000本以上受けていますし、窓口に来ていらっしゃる方もいますね。雪対策室を通りますと、職員が市民からのお怒りの声を窓口で長々と、と言ったら市民に失礼ですけども、そういった現場も見ています。今期7人から11人に増やしたということですが、やはり、このオペレーション、差配の仕事に担当課の皆さんが集中できる体制が必要だと思うんです。コールセンターの問題も見直しがどうしても必要です。デジタルの最新技術の活用も必要でしょう。市民の協力を呼びかけることも求められると思います。

ほかにもお聞きしたいことはまだまだありますけれども、今回は10分なので、2点に絞りました。

ぜひ、全員協議会は延長していただくよう求めて、私の質疑を終わります。

○奈良岡隆議長 次に、17番天内慎也議員。

○天内慎也議員 日本共産党の天内慎也です。

それでは、質疑を行います。

本市の除排雪体制は、青森地区と浪岡地区で作業のやり方が違うということですが、浪岡のやり方は、かき分け除雪をして、道路脇がたまればロータリで拡幅して、さらに道路が狭くなれば、排雪をやっているということ、そして、青森は除雪と排雪をセットに実施しているということです。なかなか浪岡に住んでいると、日常的に現場の実態を見ることは難しいのですが、今回の豪雪でやり方の違いがやっとう違うということが、私自身理解ができたかなと思っています。

その浪岡のやり方は、1番最初に渡した資料3-1の除雪体制の経緯というのがありまして、この青森地区の昭和56年度のやり方が、今の浪岡のやり方と、同じだということが資料を見て分かりました。

青森地区は、その後まちづくり——まちが大きくなって道路の延長が長く長くなることによって、除雪のやり方が変わってきたということも分かりました。

昭和56年度の浪岡のそのやり方は、除雪と排雪は、別に実施すると。そして、単価契約、あと市の指令で作業ということだと思います。

浪岡で実施されてきたやり方、豪雪のときも、いろいろと混乱はありますけれど

も、これまでは住民の日常生活を守ってきていますので、青森地区の体制に生かせないかということで質疑に入ります。

それでは、日中排雪を実施している工区及び路線はあるのか内容をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 天内議員の御質疑にお答えをいたします。

青森地区の日中排雪につきましては、交通量が多く、排雪作業も難しい状況がありますものの、道路交通に支障のない場合におきましては、指定委託工区や郊外幹線の雪盛り処理などの際に排雪作業を実施しております。

全面委託工区におきましても、日中除雪と併せて、道路交通に支障のない工区は、排雪作業を実施しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 天内議員。

○天内慎也議員 2回目の資料にもありましたが、全面委託工区が10と幹線が8と、補助幹線が4ということで一応あるということとして、課題は交通量が多いなどなどということですが、これまで行ってきた以外にもやっぱり広げていかなければ、豪雪による市民の不安は、不満はなくなるというふうに考えます。

浪岡地区だと、日中に生活道路の雪寄せ場にたまった雪を排雪しておいたり、生活道路が狭くなっている道路を、通行止めをかけて排雪をしたりと、道路が通行不能にならないように、排雪を先手先手で行っていることを、青森地区にもどうにかこう生かせないものかと考えています。

そこで質疑します。

除排雪業者の体制に余力があり、安全が確保できる路線においては、日中の排雪を実施していくべきと考えるが、示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

青森地区におきましては、この日中排雪につきましては、繰り返しになりますけれども、交通量が多く、排雪作業も難しい状況はありますものの、道路交通に支障のない場合におきましては、指定委託工区や郊外幹線の雪盛り処理などの際に、排雪作業を実施しているとともに、全面委託工区におきましても、日中除雪と併せて、道路交通に支障のない工区は、排雪作業を実施しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 天内議員。

○天内慎也議員 同じ答弁でしたけれども、浪岡地区においても、除排雪業者の体制も様々ありますけれども、この道路の安全が確保できるかというのがありますが、今冬でも通行止めをかけたりとか、片方の道路を通しながら、排雪をやっておりました。

そして、もう1つの体制の内容として、全体の工区の中で狭いところの道路幅は、ロータリ除雪車で拡幅をしているということや、合間を見て農道除雪でも活躍しているというのが、浪岡にある直営部隊になります。

浪岡の直営部隊には、流・融雪溝の水を調節する係もいますし、あとロータリ除雪車3台で、助手を含めて6人の職員が活躍をしています。この直営部隊は、道路を拡幅して広くするのが仕事です。

委託業者が夜中にかき分けて積み上がった雪を広げるので、住んでいる住民にとってはなくてはならない部隊となっています。

そこで質疑します。

豪雪時に除排雪事業者の作業を補うために、浪岡に配置しているような直営部隊を創設すべきだと考えるが、見解をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 直営による除排雪体制についてという御質疑にお答えをいたします。

青森地区の除排雪事業は、昭和50年代前半までは、本市職員による直営での除排雪事業を実施しており、昭和50年代後半から民間事業者への委託事業を推進し、主要な幹線道路や生活道路等の一部の一斉除排雪を実施してきたという経緯がございます。

その後、人口が大幅に増加し、交通状況が大きく変化することにより、住宅地も拡大し、除排雪延長と頻度が増加しましたことから、本市職員による直営での除排雪では対応が困難になったため、民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制に移行し、平成15年度には本市の直営による除排雪路線を廃止いたしまして、全面委託となったという経緯があります。

全面委託とその後、青森地区では、直営部隊を縮小して設置し、歩道の除雪や雪盛り処理を行ってきたところであります。

今後につきましては、除排雪の抜本的な見直しを考える中で、現在の直営班の効果的な活用につきましても、検討してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 天内議員。

○天内慎也議員 浪岡振興部の都市整備課に、直営部隊はどういう役割を果たしているのかということを確認しましたら、道路幅員の減少や強風による吹きだまり箇所の解消といった課題に早急に対応できること、あとは日中やることによって、スピード感のある対応ができるというふうな回答をいただきました。

答弁では、検討というふうに言うておりましたけれども、再度質疑に入りますけれども、青森地区に全くないというわけじゃなくて、何かあるということは聞いています、直営部隊。やっている仕事というのは小型ロータリで、さっき答弁でしゃべっていましたが、歩道除雪をやっているということなんですけれども、その直営

部隊をどうにか大型ロータリを配置して、道路の拡幅もやることができないのかと
いうことの見解を求めたいと思います。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

車道の拡幅、いわゆる裾まくりという作業につきましては、特に議員おっしゃる
大型のロータリ車でなくても、小型ロータリでも可能な作業範囲でありますので、
それにつきましては、市の直営部隊、市が所有しております小型ロータリ車を使い
まして、そのような作業を実施しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 天内議員。

○天内慎也議員 小型ロータリでも、道路の拡幅はできないわけではないので、そ
れをぜひ実行に移していくべきではないかなというふうに思っています。

そして、最後ですけれども、この広い青森市の長い道路を抜本的に変える、除排
雪体制に変えるというふうに言っているわけですので、様々なやり方・提案を取り
入れて、変えていただきたいということを求めて終わりたいと思います。

○奈良岡隆議長 次に、12番中村美津緒議員。

○中村美津緒議員 12番、無所属、中村美津緒でございます。

画像1をモニターにお願いいたします。

この画像は、さきの一般質問で取り上げた、令和8年2月6日午前3時30分、受
託事業者による事故当日の現場写真であります。本件については、受託事業者は人
身事故ではないとして、市へ報告はしていませんでした。

しかしながら、安全管理マニュアルでは、事故の大小にかかわらず、報告義務が
あると明記されています。市は何を根拠に事故報告のないこの重大なルール違反を
見逃したのか。

画像1を閉じてください。

さらに申し上げます。ルール違反をしたのにもかかわらず、評価点が78点、良と
いう評価に疑義があり納得いきません。

このような未報告・未記録の事案が、契約評価に影響していないのであれば、青
森市の安全管理そのものが形骸化していると言わざるを得ません。

そこで、お尋ねいたします。本件路線の評価において、具体的にどのような減点
措置が講じられたのか答弁をお願いいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 中村議員の御質疑にお答えをいたします。

除排雪作業委託契約書におきまして、除排雪作業中に事故等が発生した場合は、
受託事業者が本市に報告すべきことを定めております。本市としましても、作業の
安全管理及び適正な履行確認を行う上では、これは、大変重要なものと認識をして
おります。

また、事故発生後の市への未報告につきましては、事実であり、委託契約に基づく報告義務が適切に履行されていなかったことは誠に遺憾でありますとともに、作業日報につきましては、事故を起こした車両に係る記載がなされていなかったことを確認しております。

事故が発生していたにもかかわらず、本市への報告が適切に行われていなかった場合、委託事業者に対しましては、安全運転の徹底、住民対応の適正化、事故発生時の速やかな報告義務履行について厳重に指導するとともに、契約条項に基づき、事故の報告書を提出させたところでもあります。

本市としましては、事業者に対し、以上のことから報告の徹底や再発防止を求めたものであります。

当該事業者に対しまして、除雪作業全体での評価は行っておりました、事故発生による減点措置は講じてはいないものの、今後、除排雪の抜本的な見直しを行って行く中で、評価方法や評価基準などについても見直しを検討してまいると考えているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中村議員。

○中村美津緒議員 追加の減点をしていただきたいと要望させていただきます。

質疑2、画像2をモニターにお願いいたします。

こちらは、J-4の工区について申し上げます。本工区は2月18日時点で、市内全ての工区の中で、昨年度同様、最後まで除排雪が行われなかった工区であります。

当該受託事業者は、東青除排雪協会において、トップクラスの役職を担い、市内でも最大級の規模を誇る事業者であります。

画像2を閉じてください。

市の資料では、2月17日に作業完了とされております。現場とはかなりの実態が、乖離していることが明らかでございました。

これ、昨年度も今冬も苦情件数において上位に位置していることが分かっています。評価制度はあるのに、先ほどの質疑の工区・路線も同様、結果が契約運用にどう反映されているかが曖昧な制度、これはただの飾りにしかすぎません。

これだけの事実がありながら、当該工区の評価、これも60点台の可とされているのに、非常に疑義があり納得しておりません。

同様に、なぜこのような評価になったのか答弁をお願いいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 中村議員の御質疑にお答えをいたします。

除排雪業務の評価につきましては、作業の実施状況や対応の迅速性、現地の状況等を総合的に勘案し、一定の基準に基づき実施しておりますところであり、これらの観点を踏まえた評価は、業務の実態を反映したものであると認識をしているところであります。

また、これらにつきましては、シーズンを通しての評価というものであります。
なお、当該業者につきましては、議員御指摘のとおりのような事情も確認されましたので、迅速性におきましては、低評価を付しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中村議員。

○中村美津緒議員 続きまして、画像3をお願いいたします。

この画像を御覧ください。

これは、既に時代遅れのタコメーターチャート紙であります。このチャート紙からは、いつ、どこで、どのような作業を行ったのかは全く特定できません。

画像3を閉じてください。

今冬、私自身の夜間パトロールにおいては、午前2時頃になると民間企業の駐車場へ移動している受託事業者が複数見受けられましたが、民間の仕事に行くなどは言いません。言いませんが、契約上最低作業時間の実態は担保してほしい、そのように思います。

さらに、このタコメーターの新規導入では、約70万円ぐらいの費用がかかります。これだけの多額の費用を投じる合理性はもうどこにもありません。

結論から申し上げますと、GPS及びクラウド型ポータブルカメラ等を活用し、いつ、どこで、どんな作業をしたのか、可視化する仕組み、これ確実に来冬は移行すべきです。現行の管理手法、既に時代遅れの限界に来ております。

来年のこのGPS、クラウド型ポータブルカメラ等を利用するというふうに、検討ではなく、実施するという答弁をお願いいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 管理手法という御質疑にお答えをいたします。

GPSやドライブレコーダーなどの導入につきましては、本市といたしましても、作業状況の把握の高度化や、作業管理の効率化、状況把握の迅速化、さらには、物損時の責任所在の明確化につながる可能性があるものと認識をしております。

しかしながら、全市的な導入に当たりましては、端末や管理サーバーなどの導入・運用費用が相当額になるということが課題となっております。

令和7年度には、除排雪に関わる関係団体、システム提供事業者、本市の3者による協定に基づき、除排雪事業者が所有するスマートフォンに専用アプリケーションを導入して稼働させる、いわゆるBYOD方式のシステムを試験導入いたしました。

今冬の試験導入を踏まえまして、機種による位置情報取得精度の差異、また、運転手の私物端末利用ということへの抵抗感などが課題として確認されております。

本市としましては、来シーズンに向けて、試験導入の結果や協力いただきました事業者からの聞き取りなどを踏まえ、GPSの導入に向けての取組をしていくところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中村議員。

○中村美津緒議員 不可の評価となった工区が出たところがあります。

来冬の契約で何も変えないというのは、市民にはもう既に説明がつかなくなってきました。

不可評価の事業者に対して、市はどのような決断をするのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 不可評価の事業者への具体的な講じる内容についてということの御質疑にお答えをいたします。

来冬の雪対策につきましては、昨年度のような短期集中、そうした降雪にも対応できるよう、現在の除排雪体制の中で、どのような点に改善が必要なのかということと整理・検証し、より効果的な除排雪体制の抜本的な見直しを進めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中村議員。

○中村美津緒議員 土岐理事におかれましては、いろいろと答弁ありがとうございました。また、追加資料等も提出していただき感謝申し上げます。

結びになります。宮下知事へ一言申し上げたいと思います。

青森市内の県道も同様、ずさんな除排雪でしたからこそ、しっかりと検証して、県も同様、しっかりと報告をしていただきたいと、そのように考えております。

そして、市民の皆様に対しましては、私が申し上げたいのが、私が確認してきた範囲においては、市側や受託事業者に刑事罰を伴うような不正行為や背任行為があったとは現時点で認められませんでした。

今後も、議会——それぞれ立場、いろいろ違いますけれども、全力で取り組んでいく所存でありますので、市民の皆様へお約束し、以上で私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○奈良岡隆議長 次に、19番藤田誠議員。

○藤田誠議員 理事者の皆さんにはいろいろ資料を出していただきありがとうございました。

これまで出していただいた資料、それから追加資料をいただいて、おおむね私の中では、1月末から2月のいわゆる県の指導で動き出すまでの間、なぜ動かなかったか。私の中では、昨日整理ができました。そして今、多くの皆さんが、シーズン契約からいわゆる単価契約にという流れでいます。

私は、この昭和56年度の一斉排雪、これを見てきました。当時は、労働組合の役員をやっておりませんでしたので、テレビで、現場でちょっと見に行ったときには、当時の価格で、3億円から4億円、市内一斉排雪。よーいドン。3日か4日できれいに終わる。これが、大体年間2回か3回ぐらいやっていたかなという記憶があり

ます。

私は平成——佐々木誠造元市長の市政になってから、専従役員としてここにおりましたので、当時の除排雪は単価契約でした。単価契約で業者と直営とでやっています、直営が、業者から見ると基本うまくいったんですが、途中で単価契約、2年ほど降らないときがあつて、はて困った、単価契約は降らないと一切お金が出ない。これが、たしか2年ぐらい続いたと思う。

私は、そのシーズン契約に関しては、労働組合としては関係ないので、聞いたところによると、いわゆるそのために、このシーズン契約をつくったと。シーズン契約も当初は、ちょっといろいろ制度的に問題があったんだけど、これまでにいろいろな改良を加えて、今に来ています。

追加資料でもらった資料、そのほかに資料を出した日にち、それから、何回やったかという資料、あれも業者ごとの並べ替えをして、いわゆる指令を出して、どういうふうに動いたかというのは見たかったんですが、あの指令出したのもちょっと、何ていうか不正確なので、あえてもらいませんでしたが、業者別の資料を見ると、各業者がいわゆる複数工区を持っている。そうすれば、雪が降るときって端っこから始まって、一緒に降るから、始まったら終わるのは必ずずれる。

ですから、皆さんはもうお気づきだと思うんですが、この除排雪体制は、あくまでも平年の何割かこう——安全率はあるんだろうけれども、平年の雪に対応した体制です。これはずっとこの体制です。ですから、今冬は、やらないところは全市内に及びましたけれども、去年も全くやらないで、救急車が通れない区域があちこちである。それは、その前の年もです。これまでずっとそういうことがあつて、いわゆるそこに直営部隊があつたときは、そこに直営部隊が昼間に行くということであります。

そういう意味では、皆さんのところに通告してある単価契約の計算、これは多分知事からいろいろ見直しがあつて、また多分、県の支払い分が変わるので、計算については、担当者から、今、再度計算中ですと。最終的には単価計算に、今冬の方を直しますということ。この1項目の部分については質疑しないでおきたいと思えます。

ただ、私は先ほど言いましたように、このシーズン契約で長年ここまで来ました。市としてはこのシーズン契約は、私、制度内容を説明するのなら、これはいらないですので、このシーズン契約を、今後どのようにしていこうとするのか。今、皆さんから、単価契約にすべきだという報告がありましたけれども、市としては、今後どうしていくのか、この契約方法についてお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 藤田議員のシーズン契約についての御質疑にお答えをいたします。

主に、青森地区の全面委託工区におきまして採用しておりますシーズン契約は、

豪雪時におきましては、除排雪作業の実施に必要な経費を措置し、少雪により除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持できることを目指したもので、降雪量に応じた委託料支払い額を担保するという契約方式であります。

また、暖冬や少雪により、除排雪作業を行わなかった場合におきましても、担い手の確保など、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用について、保障をする最低保障額を設けております。

一方、青森地区の幹線・補助幹線等に加え、浪岡地区におきまして採用しております単価契約は、事業者の稼働実績に応じた出来高払いでありますことから、除雪指令回数が収入に直結するという契約方式であります。

除排雪につきましては、抜本的な見直しを行うこととしておりますので、その中で、契約の在り方につきましても、対応を検討してまいるところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 藤田議員。

○藤田誠議員 丁寧な答弁ありがとうございました。そこまでいらないですが。

さて、先ほど私も電話来まして、除排雪作業委託仕様書の第11条に関してという質疑がありましたが、これは今度にしたいと思います。今、シーズン契約の問題は、燃料が上がっている。私はある意味、シーズン契約の中でも、燃料の高騰に対して、いわゆる光熱費の精算項目、これを精算項目にして、別枠で支出したらいいんじゃないかと思っています。

2月6日から2月21日、県の単価の数字を見ると、契約よりかなり高い。そういう意味では、単価契約すれば、降れば金が入るでしょうね、間違いなく。降らなければゼロです。

山形県上山市の市会議員からちょっと聞きました、今年、年間1億何ぼだと。ゼロだそうです。雪が少し降っては解けて、少し降ってはって、1回も除雪してないということです。そういうことではある意味、こういう経過を踏まえてシーズン契約があると。改めて私はあまり古過ぎるんで、そういうことを覚えているのだからけれども、考えていただきたいと。

次に、市の直営の体制です。先ほど理事が言いました。路線が増えたから、民間にしたんじゃないと。これは、当時の小泉構造改革で地方交付税が減らされて、いわゆる業務の現業職の業務が縮小していたよね。退職者不補充でやりました。そういう意味では、今回の状況を見れば、少し降ればできないのは当たり前です。

業者さんは人間です、オペレーター。では、コロナになりました。インフルエンザになりますと動かさない。まして機械も、どれぐらい故障率があるか分かんないけれども壊れます。そうすると、そこはまるっきりできない。だから、これまで直営部隊をつくるべきだと、そういう話をしてきました。ここは、平年並みに降っていれば、多分、何にも、皆さん言われる、ちょっと去年みたいにぷっと降った。そ

うすると大変だ、去年ですよ。今年はもっと大変だった。

そういう意味では、きちっとそれらに対応するには——いや、幹線もあるよ、工区を持たせなくてもいいけれども、やっぱりこう、何かのときにぱっといくような体制をつくっておかないと、これは、このままでは同じですよ。来年も同じ。

単価契約にすれば、除排雪が済むというものでもない。それは、単価契約にしたら進むといったら、業者に言うとは失礼ですよ。今まで金払ってないからやんないんだというふうに捉えるでしょうから。そういう意味では、市の直営体制、これはしないと、また来年も同じ。

市として考えるべきですが、市の考えを改めて、先ほど天内議員の答弁にもありましたけれども、これは、体制を整えないと、来年も同じだと思いますが、市の考えをお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。横山副市長。

○横山英大副市長 藤田議員の御質疑のうち、直営による除排雪作業体制について、天内議員への答弁と同様のところもございますが、私よりお答え申し上げます。

青森地区の除排雪事業は、昭和 50 年代前半までは、本市職員による直営での除排雪事業を実施しており、昭和 50 年代後半から民間事業者への委託事業を推進し、主要な幹線道路や生活道路等の一斉除排雪を、一部民間委託により実施してきた経緯があります。

その後、人口が大幅に増加し、交通状況が大きく変化することにより、住宅地も拡大し、除排雪延長と頻度が増加したことから本市職員による直営での除排雪が対応困難になったため、民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制に移行し、平成 15 年度には本市の直営による除排雪路線を廃止し、全面委託となり、その後、青森地区において、直営部隊を縮小して、歩道の除雪や雪盛り処理を行ってきたところであります。

今後につきましては、除排雪の抜本的な見直しをこれから考える中で、現在の直営班の効果的な活用についても含めて検討してまいります。

以上です。

○奈良岡隆議長 次に、29 番木下靖議員。

○木下靖議員 先週 4 月 10 日、配付された資料によりまして、雪に関する市民からの相談・要望が計 2 万 3000 件以上寄せられて、コールセンターへの電話等、まちレポアプリによるものが 7 割以上を占めているということが明らかになりました。

そこで、これらの相談・要望が、除排雪事業者への出動や作業にどのように反映されているのか、お尋ねをします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木下議員の御質疑にお答えをいたします。

市民から寄せられます相談・要望につきましては、雪に関する市民相談窓口、コールセンター、まちレポあおもりなどを通じて受け付けし、その内容を青森市除排雪

業務総合管理システムへ入力することで、本市及び除排雪事業者で共有しております。

これらの情報は、地区パトロール班による道路状況の確認結果と併せまして、除排雪作業の優先順位の判断や作業不備箇所の特定に用いておりますほか、屋根雪の滑落による道路封鎖など、緊急性のある相談・要望につきましては、要望・緊急パトロール班による除雪作業を行い、道路幅員を確保するなどの処置を行っております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 木下議員。

○木下靖議員 基本的には、いろいろな出動指令や作業等に反映されているということなんだと思います。

ただ、コールセンターへの電話は1月23日以降、急増して、それまでは90%から100%の応答率であったものが、それ以降急落して、1月末からは20%前後、2月7日には12%の応答率ということで、実に9割近くが応答できなかったという状況にありました。恐らく相談者のほとんどは、早く除排雪に入ってほしいとか、いつ除排雪に来るのかというものだと思います。

それが、実際応答できないのが9割ということになるわけですから、実際に出動に反映されないのであれば、現在もその雪に関する相談窓口の在り方というのは、見直されるべきだというふうに思います。一部には電話することで、市民のガス抜きになっているんだという意見もありますけれども、応答できないのであれば、ガス抜きどころか、もっともっと不満が募るばかりです。

もし今後も——集中降雪時には確かにそういう状況になるんですが、それ以前、応答率100%の頃というのは、それなりにやっぱり効果もあるし、有効だとは思いますが、今後も同じようなやり方でやっていると、集中降雪時にはまた同じようなことになるということで、1つ提案ですけれども、やり方としてこういうやり方は有効なんじゃないかと思えるのが、受け付けしたと、相談を受け付けたら、受付番号を振るなりして、この受付番号に対しては、除排雪に関しては、例えば、おおむね3日程度で除排雪に入れますとか、5日程度で入れますとかというものを提示する、パソコン上で提示できるような形にするのが有効だなと思うんです。

要は、市民としては、いつ来るかも知れない除排雪車を、何の情報もないままに待っていることに耐えられないということで、相談窓口に連絡をしていると思うんですよ。そこで何らかの情報提示——厳密でなくてもいいですよ。3日以内だとか、5日以内だとかそこまで言わないで、程度とか、そういう回答が得られれば、取りあえずじゃあ3日、5日待ってみようかということになると思うんですよ。なので、その点も次の冬は考えていただきたいなというふうに思います。

あと、町会長ホットラインについて。これもホットラインというのが、緊急性や重要性の高い用件を、電話やチャットなどで直接受け付ける専用回線という意味だ

ということで、それが、もう昨冬ですけれども、昨冬このホットラインがそもそもつながらないということも多く、町会長さんからお聞きしました。なのであれば、恐らく今は全部電話だと思えるんですけれども、町会長さんたちの中には、それぞれメールとかで送れる方たちもたくさんいるので、かかってくる電話に全部職員が対応するというのは大変なことだと思いますので、出る必要のないメールとかで受け付けば——ただ、受けっぱなしだとまずいので、そのホットラインでのメールに関してはきちんと回答を出すというふうにでもすれば、緩和はされるのではないかなというふうに思います。

次に、事業者との契約について。シーズン契約のメリットも私は十分理解できます。降雪状況による出勤回数等も加味して、どういう契約方式であれ、事業者として、赤字になるよう仕事はしたくないというのがそれは本音だと思います。するかしないかは別ですけれども、本当にやんなきゃいけないんだけど、その気持ちになるのは当然だと思います。

そこで、市としては、何も全部単価契約に変えなくてもいいんですけれども、シーズン契約等、一定の回数とか状況を超えた場合には、単価契約も加えるとか、そういう業者にとって赤字を被らなくてもいいような契約形態、これをぜひとも検討していただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

あと、先週の4月10日の全員協議会の記事が、翌日、地元新聞の1面に載りました。早速、次の日私のところにメールが1通来ました。それは何かというと、除排雪が行われなかった期間が最も長かったのは、筒井地区の一部で14日間にわたったという記事でした。

私にきたメールの内容は、最長で2週間除排雪が行われなかった地区があったというのはその報告です、私は、除排雪のあった日を記録しています、我が家の前は16日間来ませんでしたというものでした。同様の意見を私はほかに3人からいただきました。最新は昨夜でした。

ここには、我々定例会の一般質問での答弁も受けているので、ある程度理解できているんですが、一般市民の方は、あの記事を見て、除排雪が来なかったのは最長で14日間なんだというふうに理解してしまうと思います。でも、実際は違いますよね。実感していらっしゃる議員もいらっしゃいますけれども。

そこで、この市の認識、本音の部分といいますか、除排雪作業が行われなかったのが14日間なのかという話です。ここの部分についてお尋ねをします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木下議員の御質疑にお答えをいたします。

全面委託工区におけます除排雪作業の実施状況につきましては、議員御案内のとおり、4月10日の配付資料におきまして、各工区の出動、指令継続、作業実施、これらの状況を整理してお示ししております。その中で工区・路線単位で除排雪の実施がなされなかった事例の最長につきましては、14日間となっているという御案内

をしたところであります。

しかしながら、工区の完了までには一定の期間を要しますことから、工区内の道路単位では、それ以上の日数がかかった事例もあるものと承知をしております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 木下議員。

○木下靖議員 そこなんですよ。要は、市民としては、前に、我が家の前に除排雪が来てからの日数を数えてるわけです。

例えば、最後に来たのが、1月10日だとします。これ1週間たって、2回目——その次の出動指令が出たとします。まず、ここ1週間空いてます。資料を見ますと、工区の中で作業完了までに、長いときには10日以上かかってます。そうすると、1週間プラス10日が17日間ということになってしまいます。そうすれば、14日間という記事見ると、これはうそだということになるわけなので、情報の出し方だと思います。

市民の誤解を招かないように。市民は不信感を持っています。実態を矮小化するというふうに使えられていますので、そういうことのないよう、今後はその情報の発信の仕方についても、十分注意されたいということを要望して、私の質疑を終わります。

○奈良岡隆議長 次に、27番小倉尚裕議員。

○小倉尚裕議員 まず、議長に全員協議会を招集しましたことを感謝申し上げます。

地方自治法第110条、これが全員協議会の招集、この権限を持っているのは議長だけですんで、理事者をどういう形で招集するか、皆さん出てます。これは、議長に感謝を申し上げます。

そして、地方自治法第109条、特別委員会の設置。この特別委員会も4月、また、5月と、来月もまた特別委員会が開催予定です。これは、市長が非常にこの問題について、特別委員会——雪対策特別委員会を開催して、議員からの声を聞こうとする姿勢が本当に見える感じがします。

私は、まずこの青森市の総合計画基本構想、そして、前期基本計画。まず、これが青森市の一番の指針になっています。令和6年から令和15年まで、これは前期ですので、まず、令和6年から令和11年まで、そしてその下には、都市計画マスタープランがあります。

そして、その下に、今回はこの豪雪災害白書。昨年度、豪雪災害白書も策定され、雪について様々な形で、現状を含めてありますけれども、例えば災害に備えた都市環境の形成、都市計画マスタープランの中で、雪害に強いまちづくりとありますけれども、具体の施策の表記がないという点があります。

同じように、この冬期間の災害発生に備え、そして、防災活動拠点周辺及び主要幹線道路などの適切な除排雪による実施による道路交通の確保というふうな、マスタープランにはありますけれども、なかなか現状、昨冬・今冬とこのように計画が

進んでいないというのが現状です。

私は今回、短期・中期・長期の計画の策定が必要であるという点でお聞きをしてまいりたいと思います。

まず、短期と申しますのは、当然、今いろいろ議論になっている直営、シーズン契約、また、かき分け除雪——これは天内議員からも紹介があった浪岡地区で行っている除雪の方法で、そして契約の方法の見直し、これもいろいろ今検討されています。

中期のこの検討というのは、私はやっぱり、これには、県そして国の一体となる協議が必要である。例えば、ダンプの確保というのは、ダンプは、幾ら市が県のトラック協会にお話をしても反応はないものと思います。

当然、トラック協会は県、陸運局の担当ですんで、これは県から声がかからなければ、非常に難しい。したがって、こういう点は、ぜひ県との協議が必要である。

そして、私は、長期というふうな部分では、やはり、今現在の機械除雪はもう限界に来ているんだと思います。したがって、青森市で、新町商店街、これを融雪、流水しています。

これは何年前に始まったんでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 小倉議員の御質疑にお答えをいたします。

いわゆる新町通りの散水・融雪施設でありますけれども、管理しております県に確認しましたところ、昭和44年から始まっているということであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 小倉議員。

○小倉尚裕議員 私も県議会での議事録を見ました。令和3年の建設委員会において、この新町商店街の散水・流水について話されておりました。

56年前だそうです、56年前。そして、淡水か海水かとあって、初め淡水のような話もあったんですけども、やっぱり海水でしたよね。海水であると。海水の特徴というのは、確かに車がさびるとかあります。でも、氷点が低い、凍る温度が低い。そして、融点、沸騰する温度も反対に低いんですけども、そういう面で、海水というのは非常に凍らない。普通の道路も塩をまいている。塩をまいています。凍結防止には、当然塩カルをまいていて、塩を当然まいています。私は、機械除雪では、もうある程度まちづくりでは限界があって、大きい主要道路等はこのような流水、そして電気を活用した熱による融雪、これを長期の計画として考えていかななくてはいけない。

そして、その分の今までやっていた除排雪の様々な重機であり、人の配置であり、そういうのを生活道路にいろんな形で活用していく。この長期的な視点が必要なのではないかと思えます。そのためにも、何ととっても、県・国との協議、協働の保証が必要になってくると思えます。

新町の道路、海水での流水、これは県道です。でも、本管があつて、これは、パイプを通せば、例えばニコニコ通りであり、夜店通りであり、この範囲は十分、パイプによつての流水は可能であるというふうなお話も聞いています。

当然、これも国のモデル事業として始まりました。したがつて、そういう面で、この除雪の方法——機械除雪はある程度限界に来ている。したがつて、青森市は、全国雪対策連絡協議会の会長という立場があり、したがつて国のモデル事業として、このような事業を積極的に取り入れ、そして進めていくと。このためにも、県との、やはり、協働の保証であり、県と一緒に考えていく、こういう点が今最も求められているものと思います。

いろいろ新聞報道等においても、県と市が、この雪のスクラム除雪、昨年度も始まりました。こういう面において非常に一体で進んでいるというのがある中で、今現在、非常にこの今冬の除雪のやり方によつて、一体ではないという感じがいたします。

ぜひとも、そういう面で、先ほどは横山副市長が除雪において答弁いたしました。

こういう面でも、横山副市長には、ぜひ先頭に立っていただいて、そして県と一体でこの問題は進めていただきたい。要望して終わります。

○奈良岡隆議長 次に、15番柿崎孝治議員。

○柿崎孝治議員 自民クラブ、柿崎孝治でございます。

雪に関する市民相談窓口の受付体制について3点お尋ねいたします。

1つに、ファクス、メールで寄せられた雪に関する相談について、どのように対応しているのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 柿崎議員の御質疑にお答えをいたします。

雪に関する市民相談窓口の受付体制において、ファクスやメールで雪に関する市民相談窓口等に寄せられる相談・要望につきましては、全て青森市除排雪業務総合管理システムへ入力し、除排雪業務に関する情報として管理をしております。

緊急性の高いものにつきましては、返答をしておりますが、数多く寄せられる除雪要望につきましては、現場作業をもって要望に応えさせていただいているところであります。

これらの相談内容等につきましては、必要に応じて、地区パトロール班による道路状況の確認や、要望・緊急パトロール班による現地確認と併せまして、作業の必要性や優先度の判断、作業不備箇所の把握などに活用をしております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 柿崎議員。

○柿崎孝治議員 私が市民の皆さんからいただいた意見では、電話に出ないので、毎日ファクスを送っていたが、返信のファクスは来ない。また、それに関しての電話連絡もなかったと伺っています。また、私も3通メールを送っていましたが返信

が来なかったので、雪対策室に行ってどうなっているのかと確認を取ったこともあります。

体制は整っていたけれども、実際はいろいろな業務が重なり、また、人員も足りず、対応し切れなかったのではないかと思います。

とにかく、来冬は返信を 100%できるように体制を整えていただくことを要望いたします。

続いて、2つに、まちレポあおもりからの相談についてはどのように対応しているのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 まちレポあおもりにつきましての再度の御質疑にお答えをいたします。

まちレポあおもりにつきましては、24 時間、除排雪事業等、市民生活に関する相談や要望を投稿できる手段の一つとして活用しております。

職員のパトロールの補完に加えまして、投稿時に添付された写真により、現場の積雪状況や路面状況などの把握にも活用しております。

まちレポあおもりを通じまして寄せられた相談・要望につきましては、即時の対応が難しい場合もありますが全て返答をしており、受け付けた内容につきましては、青森市除排雪業務総合管理システムで管理をし、必要に応じて、地区パトロール班による道路状況の確認や、要望・緊急パトロール班による現地確認と併せまして、作業の必要性や優先度の判断、作業不備箇所の把握などに活用しております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 柿崎議員。

○柿崎孝治議員 意見です。

体制は整っていたけれども、まちレポあおもり情報の飽和状態で、手をつけられなかったのではないかと思います。情報の受付、要望、分析、緊急パトロール班に指示をする体制、この構築のほうも、来期は確実に取っていただきたいと思えます。

それから、市役所休日の日、市民が来庁したときの対応、守衛の方が大変困っていたのも見えています。これに関してもマニュアルを作成して、守衛の方がどうやって対応すればいいかということも考えていただきたいと思えます。

それから、質疑の3つ目です。

市民相談窓口、コールセンターについて、今年度の実施に向けた検討状況をお示してください。それから、青森市職員から外部委託化に移行した理由もお知らせください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市民相談窓口のコールセンターについての2つの御質疑に一括してお答えをいたします。

雪に関する市民相談窓口のコールセンターにつきましては、令和6年度の豪雪時におきまして、雪に関する相談電話がつながりにくかったことや、本市職員による応対にばらつきがあったことから、民間ノウハウを活用した電話応対による市民サービスの向上等を図ることを目的に、電話での受付を外部委託化し、コールセンターを活用したものであります。

令和7年度の運営状況につきましては、1月下旬以降の記録的な豪雪時には、入電件数の急増に伴い、オペレーターを5人から9人に増員して対応いたしましたものの、応答率が30%を下回る状況が続き、市民からの相談に対する対応と後処理に要する1件当たりの平均応答時間の増大が、応答率低下の課題として確認をしております。

今後は、受託者からの聞き取りなどの内容や課題を踏まえまして、来シーズンに向けた応答率の改善等についての検討を進めているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 柿崎議員。

○柿崎孝治議員 意見を述べます。

私は、雪対策室から許可をいただいて、コールセンターに聞き取りに行ってきました。コールセンターでは、本当のことは言わなかったと思いますが、私の聞いたことには答えてくれました。当初、電話応答は市とのレクチャーどおり実施できたようです。私が市民から聞いたことでは、コールセンターは、愚痴は聞いてくれるけれども、除雪には来ないというのが私のところにありました。

コールセンターでは、出動指令が出ています、本日除排雪に入りますと管理システムを見て答えていたと思いますが、実際は来ないので、市民からまたクレームが発生し、そういうことがあったと思います。私もコールセンターに、一応2回ほど電話したことがあります。コールセンターでは、市の指示どおり業務を行っていたと私は考えます。それから、1月下旬以降は、市の電話がつながらない状態になり、コールセンターにかけるケースが増加したと思います。コールセンターでは、市民から頭ごなしにクレーム等、現状を知ってほしい思いを話され、同じことのループ、同じことを何回も言って、なかなか本題に入れなかったと考えられます。

コールセンター側では、日々の対応を精査して、対応を向上させていたと思われませんが、除排雪が入らなかったことで、さらにコールセンターへ電話をされ、応答率が低下したと考えます。

コールセンターでも、今冬の情報を蓄積されていると話されていきました。来シーズンに向け、改善して、引き続きコールセンターを活用し、市民センター、市民サービスの向上等を図っていただきたいと思えます。

それから、市役所のOBから教えていただいたことがあります。昭和の話ですが、対策本部ができた頃は、残業や休日出勤が続いていたそうです。昭和の時代は、職員が交代でおにぎりを作ってくれたり、豚汁を作ってくれたりして、担当職員をね

ぎらっていたそうです。令和の今、このようなことはなくなったのではないかと思います。市長及び総務部長も、このことをちょっと考えていただいて、日々頑張っていた、残業とかをかなりしていた職員のことをねぎらっていただければと思います。

続いて、市営バスの運行状況についてお尋ねいたします。

国道・県道を運行する路線の対応について、今冬の市営バスの運行状況と野木和団地・後潟線の運休期間をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 柿崎議員からの市営バスの運行状況と野木和団地・後潟線の運休期間についての御質疑にお答えいたします。

今冬は、1月下旬からの強い冬型の気圧配置の影響に伴い、断続的に降雪があったことから、道路の狭隘や路面状況の著しい悪化により、車両の擦れ違いが困難な状況が生じるなど、バスの運行に影響を及ぼす事案が多く発生いたしました。

このため、運行の安全が確保できない道路環境となっているバス路線につきましては、運休や迂回運行を行ったところであります。

議員お尋ねの野木和団地・後潟線につきましては、7日間の運休となったものであります。

今後におきましても、道路状況を的確に把握し、バス利用者及び乗務員の安全確保を最優先に、市営バスの安全運行に努めてまいります。

○奈良岡隆議長 次に、1番小熊ひと美議員。

○小熊ひと美議員 立憲民主・社民、小熊ひと美です。

まず、パトロールの実施状況についてお尋ねします。

市は今冬、限られた時間でのパトロールでは、市全域の道路状況の把握が困難だったとしています。170ある生活工区全体を基本6班で巡回していると聞きました。

では今冬、実際にこの生活工区の道路について、どのような形で状況確認をしていたのか、具体的なパトロールの様子をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 小熊議員の御質疑にお答えをいたします。

本市のパトロール体制につきましては、青森市除排雪事業実施計画に基づき、市内を8地区に分け、各地区を担当する監理班を除排雪対策本部に設置しているところであります。

現場パトロールにつきましては、市内の道路状況や降雪状況を把握するための昼パトロール、除排雪事業者の実施状況や安全管理の状況を確認するための夜パトロール、除排雪作業後の仕上がり状況を確認するための朝パトロールなどを実施しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 小熊議員。

○小熊ひと美議員 担当者にお尋ねしたんですけれども、除排雪業務の評価はパトロール担当者が行うということになっておりますが、幹線道路の車の中から、左右の生活道路を確認する——こんな形で行われていると聞きました。

この程度では、生活工区の除排雪の状況を正確に把握することができるとは到底思えません。

令和8年3月議会でも、市全域の道路状況の把握が困難だったというお話がありました。資料7-3の除排雪業務の成績評価では、肯定的な評価が並んでおりますけれども、長期間、除排雪が入らずに苦しんだ市民の実感からは、かけ離れたものになっているようです。

私たちの市民の思いが映し出されているとは言えないと思います。

このような不十分なパトロールで、除排雪業者の業務評価を下すのは、不適切と言わざるを得ません。評価を下す職員にしても、心苦しいのではないかと思います。

この評価制度は形だけのものになっているのではないのでしょうか。

制度の見直しが必要ではないかと思いますが、市の考えをお尋ねします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 パトロール体制についての御質疑にお答えをいたします。

道路維持課雪対策室におきましては、除排雪事業実施計画策定事務等を行う除排雪対策事業など雪に関する事業全般の役割を担っており、昨年度における雪対策につきましても抜本的な見直しが必要となったため、様々な事務を行っているところでございます。

そういう中で、パトロール班の不足により適切な評価が行われていないのではないかとこのところでありまして、本市の除排雪業務評価制度におきましては、除排雪業務評価要領に基づき、出勤状況、安全管理、連絡体制、路面状況、幅員確保、そして寄せ雪、雪盛り状況、また、迅速性、地元対応、相談件数、報告整理、これらの各項目につきまして、工区または路線ごとに総合的に評価をしているところであります。

本市としましては、今冬の評価内容は、現状の評価制度にのっとった評価としては適切であるというふうには認識しており、評価点の見直しは行わないところでありますが、今後の評価の在り方につきましては、抜本的な見直しの中で、評価項目や点数の考え方、また改善指導の在り方など、様々な評価制度の見直しは必要であるというふうに考えているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 小熊議員。

○小熊ひと美議員 実際にパトロールがきちんと行われていれば、それはそれで結構なんですけれども、どうもそうではないというように思いますので、ぜひ検討をお願いします。

雪対策室の職員、室長含めて7人と聞きました。この人数では170工区の全部のパトロールは物理的に無理だと思います。また、雪対策室にはあらゆる判断が集中して求められ、対応する職員の御苦勞、本当に大変なものだったと思います。中には、残業が100時間、150時間を超える職員もいると聞きました。市職員の健全な労働環境を守るという観点からも、過労死を招くような働き方を黙認するのは問題です。連日大量の降雪となったこの雪の降り方は、地球温暖化による気候変動の結果だという指摘もあって、来年以降も続く可能性が高いと思われます。

正確な除排雪業務評定を下すためにも、また、職員の労働条件を守るためにも、次の冬に備えて対応職員の増員は不可欠と考えます。

しかし、今年度、肝腎要の雪対策室の増員は4名と聞きました。市長は先日の記者会見で、次の冬に備えて、青森市の雪対策を抜本的に考え直すとおっしゃっています。今、市として雪対策に向き合う本気度が問われていると思いますが、困難な状況を乗り切るのに、本当にこの人数で足りるのでしょうか。

抜本的な雪対策というのであれば、もっと大胆に増員すべきではないかと思いますが、市の考えをお尋ねします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 雪対策室にかかる人員についての御質疑にお答えいたします。

昨年度の教訓を踏まえまして、令和8年度の雪対策室の人員につきましては、新たに4人を増員いたしまして、室長を含めまして11人体制といたしましたが、これに加えまして、道路維持課内のほかのチームからの協力体制をより強固なものとするため、チームの規模を超えて対応するよう、チームリーダー5人に雪対策室の業務を兼ねるよう指示をしたところであります。

また、都市整備部内におきまして、事務職・技術職の職種を問わず、雪に関する業務を行うため、道路維持課長を除きます課長7人に対しまして、道路維持課業務の兼務発令を行ったところでもございまして、これまでの7人体制から、兼務も含め、当初から23人体制に強化したところであります。

様々な行政課題がある中、雪対策室の職員を増員し体制強化を図ったものでありますけれども、複数の部・課にまたがります特殊事案等への対応や、業務の繁閑に応じた対応が必要な場合には、これまでどおり、部内の業務上の協力体制のみならず職員の流動配置による対応や、兼務・併任の発令も行い、持てる力を総動員して対応しているところであります。

また、次のシーズン前には、見直し後の新たな除排雪体制を構築するため、さらなる増員についても検討しているところであります。

以上です。

○奈良岡隆議長 小熊議員。

○小熊ひと美議員 分かりました。

増員を検討しているということで、ぜひよろしくお願ひいたします。

次、作業の効率化を図るために除排雪車両のドライブレコーダーの提出で、道路上の雪の状況を把握することができます。これだと費用もそれほどかかりませんので、青森市でもすぐに対処できるのではないかと思います。

それから、GPSの導入、先ほど中村議員も触れておりましたが、非常に有効で、県内では黒石市が導入しています。対象車両の管理、日報作成の自動化など、職員にとっても、事業者にとっても、共に作業負担の大幅な軽減、そして、出動の効率化が図られたということが言われております。

GPSの導入には、初期費用はかかるかもしれませんが、大変な豪雪被害を経験した今は、導入に市民の理解が得られやすいのではないのでしょうか。

ドライブレコーダーの利用やGPSの導入に今こそ踏み切るべきときと考えますが、市の考えをお示しくください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 GPS等についての御質疑にお答えをいたします。

GPSやドライブレコーダーなどの導入につきましては、本市としましても、作業状況の把握の高度化や作業管理の効率化、状況把握の迅速化、さらには物損時の責任所在の明確化につながる可能性があるものとして認識をしておりますが、全市的な導入に当たりましては、端末や管理サーバーなどの導入・運用費用が相当額になるということが課題となっております。

令和7年度は、除排雪関係団体、システム提供事業者、本市の3者による協定に基づきまして、除排雪事業者が所有するスマートフォンに専用アプリケーションを導入して稼働させる、いわゆるBYOD方式のシステムを試験導入いたしました。

今冬の試験導入を踏まえまして、機種による位置情報取得精度の差異、運転手の私物端末利用への抵抗感などが課題として確認をされております。

本市としましても、来シーズンに向けて、試験導入の結果や協力いただいた事業者からの聞き取りなどを踏まえ、GPSの導入に向けて取り組んでまいるというふうに考えているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、7番関貴光議員

○関貴光議員 7番、関貴光です。

それでは、通告にしたがって質疑に入ります。

まず初めに、市の評価と現場実態の乖離についてです。

各地域の市民や事業者から、評価結果について、実際の状況とかけ離れているのではないかという声が多く寄せられております。

聞き取りの際、先ほども答弁がありましたが、市としては適正に評価しているとの説明でありました。

昨冬の除排雪の状況や市民生活への影響を踏まえると、その評価が適正であると

の認識に大きな疑問を感じております。

成績評定書にある路面状況、幅員確保、寄せ雪、雪盛り状況、迅速性といった項目と、実際の現場を見比べると、評価と現場の状況が合っていないと感じる工区が一定数あると私も認識しております。

評価は、職員によるパトロールや業者からの作業報告を基に行われていますが、それだけで本当に正確に評価できているのか、客観的な裏づけが十分なのかという点にも大きな疑問が残ります。

こちら質疑——除排雪業務評価制度の見直し、考えということで、質疑を行う予定でしたが、先ほどありましたので、こちら質疑は行いませんけれども、実際、この評定書の中でやっぱり疑問なのが、パトロール隊、そして、作業報告のみを基準にしているということが、客観性にすごい欠けているなというのがあります。

評定書の相談件数というもので、一応、市民の声が反映されているというような認識で市はいると思うんですけれども、やはりこの本当の客観性を考えたときに、この市民の声の相談件数だけではなくて、しっかり地域の方からの評価も踏まえた上での評定点というものをつけていただきたいなど、私はこちらの要望を申し上げます。

しっかりと評価制度の見直しを行っていくというふうな話ありましたので、その客観性という部分もしっかり見据えた上で、改善をよろしく願います。

次に、委託料の妥当性についてです。

除排雪作業委託契約書第6条、委託料の変更では、除排雪業務認定結果が不可の場合、市として契約の増額は行われないとされております。

結果と支払いの関係性についても、今回の精算、まだ支払われていませんが乖離が見受けられています。今回、不可認定の一部工区では、当初契約額を大きく上回る額が精算されている工区も存在し、制度上の公平性に疑問が残ります。

また、委託契約書の第13条履行の確保では、除排雪作業に遅れが生じたと認められ、受託者に代わって当該委託作業を実施したときは、その費用を弁償しなければならないとされているにもかかわらず、なぜか、昨冬、費用負担しなくていいというような結論になったとお話がありました。

このように、委託契約書の運用を見ると、契約書は十分に機能しているとは言い難く、大きな問題だと私は考えております。

その結果、委託料の妥当性についても疑問が残ることから、質疑に移ります。

質疑、全面委託工区の委託料の精算を選択方式とした理由、不可の認定を受けた工区において、市の評価制度、市としては増額なし、しかし、県負担の時間単価による支払いはあるという状況になっているが、市の評価制度との整合性をどのように確保しているのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。横山副市長。

○横山英大副市長 関係議員の御質疑のうち、委託料について、私よりお答え申し上げ

げます。

県が実施した令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金につきましては、補助金交付要綱の趣旨にあるとおり、本市の生活道路の除排雪が滞り、日常生活に困難を来している状況を打開するために、豪雪災害に伴う緊急的な除排雪に要する経費に交付するものとされております。

また、要綱では交付対象を2月6日から21日の期間に市が行った全170工区における緊急的な除排雪事業とし、その間の委託料については、時間単価で算出するものとされております。

市といたしましては、全面委託工区除排雪作業委託契約書第20条に基づく協議を行いまして、2月6日から21日までの期間については、緊急性に鑑み、例外的に、県補助金の要綱に沿って、時間単価で算出することとしたものであります。

よって、2月6日から21日までは時間単価、それ以外は、従来の評定によって委託料が変動するシーズン契約による算出としたものであります。

ただし、2月6日から21日の間に稼働が少なく、単価計算では、本来の契約額より委託料が低くなり、事業者に不利益が生じることもあるため、2月6日から21日の間の精算方法としては、単価・総価のいずれかを選択できることにしたものであります。

以上です。

○奈良岡隆議長 関議員。

○関貴光議員 ありがとうございます。

選択方式、また、県の要綱に基づいて今回支払いが行われたということでありました。

しかしながら、今回資料を市民の方に提示をして、いろんな意見がやはりあります。不可であった場合に対しての公平性という部分に関しては、やはり県がするその要綱だけでなく、市としてもやっぱり考えなければいけなかったんじゃないかなと私は思っております。

要綱を基にやれば、それは金額になるのは分かりますけれども、実際の市としての委託契約書を、この委託料の変更に関しましての市としての在り方っていうのはやはり考えなければいけないと私は思っておりますので、ぜひ、この不可の部分に関しては、来冬しっかりと検討なされていただければなと要望を申し上げます。

次に、出来高払いについて、先ほども様々お話があって、今後検討していくというふうなお話があったんですけれども、ちょっと違う観点から。

今回、業者ヒアリングが行われていくと思うんですけれども、出来高払いまたはシーズン契約にしていくに当たって、今後どのようなプロセスをもって検討がなされていくのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 契約に関する御質疑にお答えをいたします。

シーズン契約にするのか、そうじゃなくて単価契約にするのかというプロセスでございますけれども、まずは、業者ヒアリングも含め、現場の声を聞くのが第一ではないかというふうに考えております。

当然、予算環境というのもありますけれども、現場の声を聞いた上でどのような——これまでの2年続けての豪雪災害に対する課題を克服するには、どういう除排雪体制あるいは除排雪作業方法、これらが必要なのかということから始めないと、その先に、じゃ、それを踏まえてどういう契約が望ましいのかということになっていくと考えております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 関議員。

○関貴光議員 ありがとうございます。

この業者ヒアリング等で行っていくということでありました。

もちろん、業者の方の意向というかそういう思いは分かるんですけども、やはり市としてどうやったらうまく除排雪が回るかというような観点からも、しっかり検証していただきたいと思えます。

例えば委託契約書第13条、履行の確保などにおいて、応援除雪、先ほど減額なしとか罰則がない——罰則というかないということでも話をしたんですけども、例えば単価契約にすれば、応援除雪等に関しての減額等も行われぬ考え方とかになっていくと思えます。

やはり大雪が降った際は柔軟にできる体制というの、業者の意見も踏まえながら検討していただければなと要望申し上げます。

次に、今回資料等をかなり出されてきました。その資料を出す中で、市としても様々な精査されていると思えます。

市として、昨冬の除排雪の遅れを、資料を精査する中でどのような要因があったと分析しているかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪作業の遅延に関する再度の御質疑にお答えいたします。

資料5-2で御説明いたしましたとおり、令和8年1月20日からの短期集中による災害級の降雪の前までは、市の出動指令に対して除排雪作業はおおむね数日程度で作業が一巡して、適切な除排雪作業が実施できていたものと考えております。

その後の、災害級の降雪による遅延につきましては、1月22日にほぼ全工区に対して出動指令を発出していたものの、寒波の影響により降雪と低温が長期化し、作業中にも再び降雪が重なったということから、作業負荷が大きく増加したことが要因の一つであると考えているところであります。

また、工区によりましては、雪捨場までの経路となる幹線・補助幹線道路が確保

されていなかったこと、幹線と工区または工区を複数受託している事業者の中には、幹線の除雪作業を繰り返し行わざるを得なかったことや、工区1つずつに機力を注力するという事などにより、作業着手や完了までに日数を要したものであるというふう

に認識をしているところであり、

以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、3番相馬純子議員。

○相馬純子議員 無所属、相馬純子です。

冬期間の通学路の確保について伺っていきます。

小学校・中学校の通学路、危険箇所の除雪ですけれども、その流れが、各校が通学路近辺をまず見回ります。ここは危ないねと思ったところをチェックして、除雪が必要だなと思ったら、道路管理者——市だと思ふんですけれども、教育委員会のほうに除雪要望緊急連絡票を提出します。その提出を受けて、市教育委員会が市担当に除雪の依頼をして除雪をします。学校がその結果を現場の写真をつけて市教育委員会に報告するという流れで行われると思ふんですけれども——いいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり) という流れで行われることになっています。

1月28日ですけれども、市教育委員会のほうから、各学校に通学路の安全が確保されない場合は、校長の判断で臨時休校等の措置を講じなさいというふうに指示を出しています。

その指示で休校になった学校があったかどうか聞いてないんですけれども、ありましたか。(「ないです」と呼ぶ者あり) それを受けて、2月2日に市内全小学校・中学校を休校にしたという経緯があります。

まず、最初に伺いたいのは、1月28日に各学校の判断で臨時休校にしているよという指示から、休校の措置を取るまでの5日間。その5日間で、学校からの除雪依頼箇所が幾つあったのか。それと、その依頼された数に対して実際に除雪したのは何か所かを伺います。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 相馬議員からの御質疑にお答えいたします。

積雪期における通学路につきましては、平成27年3月に策定しました青森市通学路交通安全・防犯プログラムに基づき、青森市通学路安全推進会議を開催し、道路管理者等と協議しながら安全確保に努めております。また、同会議では、331か所を除雪計画箇所として定め、あらかじめ道路管理者に除雪を依頼しているところ

であります。

各学校では、これらの除雪計画箇所を点検し、危険であると判断した箇所について、除雪要望緊急連絡票を道路管理者に提出し、除雪を依頼しております。

お尋ねの1月28日から2月1日までの各学校における点検の結果、提出された除雪要望緊急連絡票による除雪依頼箇所数及び道路管理者による除雪実施箇所数につきましては、1月28日水曜日は、除雪計画箇所のうち、除雪を依頼した箇所が53

か所、除雪が実施された箇所が7か所、1月29日木曜日は、除雪計画箇所のうち、除雪を依頼した箇所が67か所、除雪が実施された箇所が8か所、1月30日金曜日から2月1日日曜日にかけては、除雪計画箇所のうち、除雪を依頼した箇所が71か所、除雪が実施された箇所が12か所となっております。

○奈良岡隆議長 相馬議員。

○相馬純子議員 1月28日が53か所危ないから除雪してねと依頼した数で、実際に行われた除雪が7か所ということでした。

その期間を見ても大体同じような依頼箇所に対して、除雪した箇所は非常に少ないと。個人的には、これはこの期間、機能してなかったなっていうふうに感じているんですけども、このシステム、通常だと機能するかなとは思いますが、この間、1月22日には、積雪深が青森地区94センチメートル、浪岡地区は97センチメートルになっています。

青森市は雪害防止対策強化の必要があると判断して、雪害対応体制に入りました。29日には豪雪災害対策本部——災害だよっていう本部を設置したんです。それでも、この期間でも同じように、学校が見回りして連絡票を出して、除雪依頼して写真撮って報告するっていうシステムを同じように活用して、機能していないような数の除雪が行われたということで、経験したことの少ないような休校措置、ほぼ1週間通常の学校が再開されなかった、浪岡は別ですけども。ここは浪岡に学ぶところが大きいんじゃないかなと思うんですけども、やはりこういう災害本部を設置するという状況の中でも、このようなシステムを活用し続けるという体制に問題があるんじゃないかなというふうに思うんです。

こういう期間は、通学路を除雪優先区域というふうに定めて、通学時間前までに、優先的に毎日除雪する体制に——連絡票を出すとか出さないじゃなくて、そういう体制にするべきと考えるんですけども、御見解を伺います。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

通学路の除雪につきましては、10月に開催する通学路安全推進会議において、各学校における通学路の安全点検結果を踏まえて、あらかじめ除雪計画箇所を定め、これに基づき、道路管理者が実施することとしております。

その上で、積雪期におきましては、各学校が除雪計画箇所の除雪状況等を点検し、児童・生徒の通学に際して危険であると判断した箇所については、除雪要望緊急連絡票を提出し、改めて道路管理者に除雪を依頼しているところであります。

今後の対応につきましては、今冬の状況を踏まえ、通学路安全推進会議において、除雪完了までに時間を要した箇所の対応等について、道路管理者と協議し、通学路の除雪が円滑に実施されるよう検討してまいります。

○奈良岡隆議長 相馬議員。

○相馬純子議員 感覚的には、例年どおり行って連携強化していくよというぐらい

なのかなっていう感じに思ったんですけども。

4月10日の全員協議会では、今後の対応として、教育委員会としては、青森市通学路安全推進会議において協議し、通学路の安全確保に努めてまいりますという文言が記載されていました。

それでは、通年、毎年3回、5月、10月、2月に行われる推進会議ですけども、現時点で、推進会議で検討されている内容と今後の協議日程について伺います。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

通学路安全推進会議は、例年、5月、10月、2月の計3回開催しており、5月は積雪期以外の通学路における交通安全及び防犯上の危険箇所の確認、合同点検箇所の選定、10月は危険箇所の対策の進捗状況の確認及び積雪期の通学路の安全確保に係る対応の検討、2月は今年度の取組の成果と課題の共有を行ってきたところであります。

また、道路管理者とは随時連携を図りながら、危険箇所等を共有し通学路の安全確保に取り組んでおります。

今後の対応につきましては、今冬の状態を踏まえ、通学路安全推進会議において、除雪完了までに時間を要した箇所の対応等について、道路管理者と協議し、通学路の除雪が円滑に実施されるよう検討してまいります。

○奈良岡隆議長 次に、11番木村淳司議員。

○木村淳司議員 11番、創青会、木村淳司です。

ほかの議員がされた質疑は省略をして質疑を進めていきたいと思っております。

4月10日の全員協議会で市からは、今冬の検証ではなく、今冬の降雪状況、そして、今の除排雪体制の説明が続きました。

歴史的にまれに見る豪雪だったので、作業が追いつかなかったという説明でした。また、令和6年度の豪雪を受けて改善した点についても説明がありました。

一方、令和7年度は、より深刻な状態となりました。令和7年度の除排雪業務の成績評定で、9割以上の工区が良または可とされ、市民生活の実態と市の評価はかけ離れているとの声も上がっています。また、業者の完了報告、市の完了検査について、客観的に確認できるデータや資料は示されていない状況であるとも指摘されています。

質疑に進んでいきます。

除排雪で業者が何をするのか、市が何を確認するのか、支払いはどう決まるのか、全ては契約書に沿って進むことになっています。その契約書を市が守っていたのかというところがポイントであります。

今回、示された資料によると、市が行った業務成績評定、不可の工区は11工区あります。その全てで当初契約から増額変更契約が実施されています。

モニター資料1をお願いいたします。

シーズン契約の委託料の計算の方法を示したものです。シーズン契約の委託料は、当初委託料に累計降雪量 400 センチメートルで割った倍率を掛けて計算されます。今年の場合は、当初契約金額の約 1.6 倍と、この計算式に従うと 1.6 倍ということになります。

資料 2 を続けてお願いいたします。

そして、契約書の第 6 条に業務評定が不可となった場合は増額変更を行わないものとするという条項があります。資料 2 を閉じてください。

しかし、実際は、増額の変更がなされているというのが、今回の全員協議会で示された資料から分かります。その理由については、先ほど御答弁がありました。

資料 3 をお願いします。

こちらは実際の支払いの結果です。左の青字——合格の工区ですが、当初契約の 2.18 倍、平均して 159 の工区で 2.18 倍の支払いがなされています。

右側、不可の 11 工区の平均は、当初契約の 2.14 倍の支払いとなっています。この結果を見ると、評定結果は支払い額に反映されていないように見受けられます。

資料を閉じてください。

評価制度の目的は、除排雪が遅れたり、質が低い場合は支払いが減ってしまいます。だからしっかりやってくださいということだと思います。支払いに反映されていないのであれば、その制度の実効性が問われるという声が上がっています。

また、この変更契約を行った理由について、市は、3 月 26 日付の協議書において業者と協議をして、2 月 6 日から 21 日は不可の評価をした際に増額変更の対象としないというところ、その対象外になるというような答弁がありました。

しかしながら、2 月 6 日から 21 日以外の期間については、評価点が不可である場合には、変更契約をしないという契約はまだ生きているということだと思います。

次に、応援除雪の弁償の不徴収について質疑します。

応援除雪、これまでの資料や議会での御答弁によりますと、9 路線 9 者で実施をされ、その費用が約 4088 万円とされています。契約書の第 13 条に応援除雪を受けた場合、受注者はその費用を弁償しなければならないという旨の契約条文があります。しかし、この弁償は実施していないということが、4 月 10 日の全員協議会で市から説明がありました。

約 4088 万円の弁償を徴収しない根拠について、市の見解をお示しくください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村議員の御質疑にお答えいたします。

除排雪作業委託契約書第 13 条の履行の確保につきましては、全面委託工区における受託事業者が履行すべき委託業務について、履行遅延等により本市が受託事業者にとって当該委託作業を実施した場合の費用負担を定めたものであります。

応援除雪を実施いたしました 2 月 11 日から 2 月 17 日、この期間につきましては、県が定める補助金交付要綱の対象期間であり、2 月 6 日から 2 月 21 日までは、単価

契約としてシーズン契約から除外しているものであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 木村議員。

○木村淳司議員 県が定める単価契約の期間であると。それで、前回の4月10日の全員協議会の中では、単価払い期間における作業には適用されないものと考えているという旨の御答弁がありました。これと同様の答弁だと受け止めています。

この応援除雪を受けた際の弁償制度の目的は、これ評価点制度と同様で、遅れて、ほかの業者に手伝ってもらおうと、ペナルティーでお金を取らざるを得ないので、だから遅れないようにしてくださいということだと思います。しかしながら、実際は昨年度、弁償は実施されていないという答弁が——4月10日に説明があったと。協議書を使って契約の条項が変更されているわけですが、元の契約書の第3条——当初契約書の第3条と第6条が、協議書での変更の対象であるというふうに資料から認識をしております。

応援除雪の弁償を定めた第13条は、協議書において除外はされていないというふうに受け止められるかという指摘もあります。応援除雪の弁償が、仮に必要なだという観点になりますと、これは市からすると債権が発生している。つまり徴収すべき金銭が発生しているということになるということになります。仮に弁償が必要だということになればです。地方自治法第240条第2項、これは市長に対して、債権の取立てに関し必要な措置を取らなければならないと義務づけています。さらに、地方自治法第96条第1項第10号では、権利を放棄する——請求しない場合には議会の議決が必要と定められています。

次に行きます。

作業完了日数と契約の履行状況の評価に関して質疑いたします。

契約書の第14条には、実施状況が著しく不適當な場合は契約解除し、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として徴収できるという規定があります。

今冬の実績を全員協議会で示された資料から見ますと、出動指令から完了まで10日以上かかった工区が131工区、20日以上かかった工区が21工区、30日以上となった工区が1工区と読み取れます。市は、こうした工区に関して、この実施状況が著しく不適當な場合として契約解除したという実績はないというふうに資料では読み取れます。

そこで質疑します。

市は、こうした指令から完了まで長期間かかった工区で、実施状況は著しく不適當であるとは言えないと考えているのか、市の見解をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 木村議員の御質疑にお答えをいたします。

全面委託工区におけます委託契約書第14条に該当するような事例はなかったのかというところでありまして、この第14条第1項(1)におきまして、「正

当な理由なく委託業務を実施しなかったとき、又は実施する見込みがないと認められるとき」ということがあります。これに該当するというふうに判断した事例はありません。

以上であります。

○奈良岡隆議長 木村議員。

○木村淳司議員 第14条第1項に該当するところがないという御答弁だったんですが、これは(2)の「委託作業の実施状況が著しく不相当であると認められるとき」のほうに該当するところはないというふうな見解ですかという質疑だったんですが。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

全面委託工区契約書第14条第1項(2)「委託作業の実施状況が著しく不相当であると認められるとき」と、このように判断した事例も過去にはありません。

以上であります。

○奈良岡隆議長 木村議員。

○木村淳司議員 やはり、不可でも合格でも同じように増額変更契約をして、降雪量による増額分を上回る金額が支払われると。そして1週間たっても2週間たっても除雪が来ない。完了まで20日、30日といっても、市としては、契約の著しく不相当でないということでした。

ほかの質疑もまだあったんですが、10分ということなのでこれで終わります。

○奈良岡隆議長 この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

○奈良岡隆議長 休憩前に引き続き全員協議会を開きます。

質疑等を続行いたします。

20番館山善也議員。

○館山善也議員 20番、館山善也です。

一括方式を選択しておりますので、よろしく願いいたします。

今回、全員協議会について、様々な資料の提出がありました。ありがとうございます。

資料についてなんですけれども、うそではないと思うんですが、正しい根拠を示していただきたいということで、市民の方からも要望が来ておりますので、どこが正しいのかをお示してください。

あと、トラックの管理方法についてお示してください。

タコメーターが電子タコメーターになりまして、電子タコメーターで管理しているということなのですが、例えば、タコメーターを見たときに、時間はついておりますが、日付が自分で明記する形になっていると。例えば、指令が出ていない日を充当できるのかどうか、要するに改ざんできるのかどうかというところを聞きたいと思っております。

あと、雪の積載量についてなのですが、雪対策特別委員会では、雪の多い少ないというのは電子タコメーターに反映しないということで、見ていないという答弁がありました。それでは、どういう形でもって、積載量を判断しているのかお聞きしたいと思っております。これは非常に、雪捨てに対して重要な部分になってくると思いますので。

あとは、除排雪事業の完了報告なのですが、これは市民の方から要望が各議員にあった場合に、市に問い合わせますと、そこが完了しているという回答があったというところで、どういうことで管理をしているのか、その管理方法についてお尋ねいたします。

消防団の活用方法についてお尋ねいたします。

一応、自衛隊のほうでは16件報告がありました。自衛隊であれば、県に依頼してハードルが高いかと思うんですが、町を知っている消防団のほうで活用方法が多いんじゃないかという意見もありまして、消防団の活用方法について——されていると思っておりますが、明記していきたいと思っております。

雪捨て場についてなのですが、油川埠頭が基地港湾の指定によって、指定を伴う場所で代替地を用意しているのか、雪捨て場についてお尋ねしたいと思っております。

以上6点、よろしく申し上げます。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 館山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、ダンプトラックの管理であります。

まず、ダンプトラックは、本市では、事業者が提出する作業日報とタコメーターチャート紙の確認を行っております。

すなわちアナログタコメーターでありまして、電子タコメーターを導入しているところは承知しておりません。アナログタコメーターのチャート紙の提出を求めているということでもあります。ということでまず、両方出していただくんですけども、作業日報に誤り等があれば、これは当然、訂正を求めるということでもあります。

また、作業の状況の確認ということですが、これは翌日のパトロールで、除排雪作業が行われたか、市が仕上がり状況の確認を行っているというところでもあります。

次に、積載量ですが、これは積載量を測るすべというものはありません。続きまして、作業日報についての正しいと言える根拠ということではありますが、

事業者の除排雪作業につきましては、本市職員によるパトロールの中で、目視により作業の仕上がり確認を行っております。それに加え、事業者から作業後に提出される作業日報とタコメーターチャート紙の確認を行っており、実際の作業状況はパトロールのほうで確認しているというのが現状であります。

続きまして、完了に関してであります。

除排雪の完了についての確認方法ということですが、工区におけます除排雪作業の完了につきましては、1回の指令に対する作業の一巡をもって完了というふうにしております。

作業の完了につきましては、受託事業者から作業日報等の提出を受けます。作業日報、先ほど申し上げましたタコメーターチャート紙の提出を受けて、パトロールにおいて仕上がり確認を行っているというところであります。

市民の方に除排雪作業が入らなかったとして認識される要因といたしましては、何点かありますけれども、受託事業者による作業漏れによるもの、路上駐車により作業ができなかったというケース、作業後の豪雪や出し雪によるもの、また、先ほど、午前の答弁でもありましたように、その工区には入っているんですけども、例えばその工区の西から攻めていくということになれば、中央であったり、東のほうにおいては――工区全体には作業に入っていますけれども、まだそちらのほうに、道路単位では届いていないというケースということ等がありましたことから、道路状況を見た市民の方の御認識と差異が生じるというケースはあります。

なお、パトロールで確認を行い、作業漏れ等が判明した時点で、そういうケースは手直しを指示しているというところであります。

続きまして、雪捨場であります。

代替の雪捨場をどう考えているかということですが、油川埠頭の代替地としましては、令和6年度から新田浄化センターの敷地内につきましては、地域住民の雪捨場として設置をしております。それとともに、新城福田を事業者用の雪捨場として設置しております。

今冬は油川埠頭と併用しながらも、これにつきましては、多くの市民の方や事業者にご利用されておりました。

新田浄化センター敷地内及び新城福田につきましては、今後も雪捨場として利用するというようにしておりますとともに、油川埠頭に代わる新たな雪捨場の確保、これに向けては、引き続き調査・検討を進めてまいるというところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○佐々木和人総務部理事 館山議員からの消防団が行っている除雪支援活動についての御質疑にお答えいたします。

本市消防団が行っている除雪支援活動につきましては、これまでも社会福祉法人、青森市社会福祉協議会が実施しております屋根の雪下ろし奉仕活動に参画してお

り、65歳以上の在宅高齢者のみの世帯や障害者、母子家庭等を対象に、屋根の雪下ろし等の除雪支援活動を行ってきたところでもあります。

また、地域の集会場などのほか、高齢者世帯で相談できる家族などが近所におらず、除雪を実施しなければ隣家や通行人等に被害が発生するおそれがあるなど、消防団に相談があった場合には、雪庇の除去等の除雪支援活動を行い、地域住民の安全・安心の確保に努めているものであります。

○奈良岡隆議長 館山議員。

○館山善也議員 ありがとうございます。

油川中央埠頭に関してなんですが、御要望を申し上げます。

新中央埠頭を借りるように、県にお願いしてはと思っております。

どうしても近隣に捨てる場所がないと、やはり業者の方も大変だということがあって、油川に代わるものとしては面積から考えて、新中央埠頭も候補に入れてほしいと思っております。また、積載量に関して、なしという答えに関しては、何かしらの見る機会っていうんですか、それが必要だと思います。というのは、やはり雪を捨てるのか、雪を盛っているのかが分からないっていうのは、管理方法に問題があると思いますので、ここは厳重な注意が必要だと思いますので、できれば、雪を盛った時点と捨てた時点が分かるように、何か仕組みを考えてもらいたいと思っております。

あと、市民との差異なんですが、完了方法の部分で、やはり自分の家の前のことをおっしゃっていると思います。地域全体の部分というよりも、家の前に除雪が入っているかどうかというところですので、できればその辺は寄り添った形で対応していただきたいと思っております。

また、消防団に関して、公務災害という点がいろいろあるかと思いますが、できれば自衛隊だけがクローズアップされるのではなく、消防団も働いているというところを示していただきたいと思っております。

以上です。

○奈良岡隆議長 次に、16番澁谷洋子議員。

○澁谷洋子議員 16番、澁谷洋子です。

事前ヒアリングについて質疑させていただきます。

毎年行われています事前ヒアリングの際に、事業者に対して、元請業者、下請業者、孫請業者までの、実際にその工区で稼働している者の状況を把握できているかどうかというところをお尋ねいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 澁谷議員の御質疑にお答えいたします。

再委託先等の把握についてということでもあります。

除排雪作業委託等の契約書におきまして、「受託者は、委託作業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承

認を得た場合は、この限りでない」と定めております。

受託事業者が再委託する場合は、再委託事業者を確認して把握しているところがあります。再委託については認めてはおりますものの、再々委託については認めておりませんことから、いわゆる孫請業者までは把握していないという状況であります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 澁谷議員。

○澁谷洋子議員 それでは、孫請業者までは、実際には除排雪を行っていないということだと思いますが、その工区の事業者のうち、その工区の状況、除雪を行っている状況で、元請業者から下請業者へ移行したり、下請業者がその工区を全面的に行っているというような実態が、これまで見られてきたかと思います。

そういう状況を把握していたにもかかわらず、除雪が間に合わず、元請業者のほうへ、改善して早めに除雪を行っていただけるようにという指導も、これまでは担当課のほうではしていたと思いますが、その改善が事前ヒアリングの際に、元請業者に対して、工区を請け負っている委託事業者に対して、こういうところを改善してくださいというような評定でもって、これまで指導してきたと思いますが、その改善が見られなかった場合の対応策について教えてください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 改善策についての御質疑にお答えいたします。

除排雪業務の改善指導につきましては、除排雪業務評定要領に基づき、工区・路線ごとに路面の仕上がり状況、幅員の確保、雪盛り・寄せ雪の状況、市民相談件数などの項目について評価を行います。評定点が60点未満であった場合には、事業者に対して、業務改善計画書の提出を求めることとなります。

本市としましては、改善計画書の提出を求めるだけでなく、その実行性や、その後の履行状況、次のシーズンの受託体制、ヒアリング結果、これらも踏まえながら、改善内容が実際の作業に反映されているかを確認することとしており、改善が十分に図られない場合には、事業者を変更するなど、しっかりとした改善が図られるよう厳正に対応しているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 澁谷議員。

○澁谷洋子議員 改善が図られるように指導している。

それでは、指導して、きちんと除排雪を行っていったという実績があるのなら、今冬のような事業者が出遅れるといった問題がないというふうな認識を受けられがちではないかと思います。やはり、改善点を事業者が提出した場合、きちんとそれが行われているのかどうなのかというのは、パトロールの各担当者の判断でもって行っていると思います。それに対しての評定結果がここに示されているわけですが、それは、私は、これまでの一般質問であったり、予算特別委員会でも申し

上げてきましたが、その点数が本当に正しいのかどうなのかというところは、それぞれの目線で、それぞれが判断しているところで、この点数をつけるに当たっては、もう少しきちんとした根拠を持つべきでないかというふうに、これまでもお願いをしてきたところであります。

引き続き、この評定点については、この在り方、事業者が今後も継続して工区を担っていただけるような取組を、やはり青森市として、行政との意見交換をきちんとしながら進めていただいて、元請事業者が間に合わないのであれば、きちんと下請事業者に責任を持って、元請事業者として行っていただけるような考えも、また一つ持ち合わせながら、よりよい除排雪体制をつくっていかなければ、藤田議員が言ったように、毎年毎年、除排雪体制というのは、同じ状況しか生まれてこないというふうな意見になると思います。

最後に、今後の除排雪作業というものに対して、遅れが生じないようにということで、現在話し合いを進めているかと思いますが、どこに着目して、どこをどのように改善していくのかという、今現在の考え方についてお答えください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。西市長。

○西秀記市長 澁谷議員の今後の除排雪作業についての御質疑にお答えいたします。

今冬の除排雪作業につきましては、1月20日からの記録的な豪雪によりまして、2月3日までの15日間で平年の約3倍となる261センチメートルの降雪量を記録し、本市では、パトロールを増員するなど体制強化を行って対応してきたものの、除排雪事業者の機力では処理し切れない状況となり、多くの遅延が発生することとなりました。

市といたしましては、これから行う事業者ヒアリングの内容ですとか、それから内部での検証結果を踏まえまして、除排雪の実施方法、それから出動体制、パトロール体制、雪捨場の確保、GPSをはじめとするICTを活用した効率的な作業管理、そしてまた、迅速性を重視した除排雪方法などの総合的な検討を進めてまいります。

また、検討を進める上で、事業者におけます作業体制や機力の確保、その作業に見合った工区範囲や契約方式等に関する課題を把握しまして、今後の除排雪作業につながるよう、スピード感を持って抜本的な見直しに取り組んでまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 澁谷議員。

○澁谷洋子議員 市長に御答弁いただけるとは思っておりませんでした。

今言ったように抜本的な見直しというふうに、これまでの答弁もありましたけれども、全てを一から——全部ゼロから見直すというのは、なかなか難しいかもしれません。

ただ、この事前ヒアリングというのが基本の土台となって、除排雪がスタートしていくわけですから、やはりこのヒアリングの在り方というのをきちんと重要視し

ながら、事業者の意見も吸い上げながら、今後の検討を重ねて、除排雪体制を見直していただきたいというふうに思います。

以上です。

○奈良岡隆議長 次に、22番工藤健議員。

○工藤健議員 22番、市民クラブ、工藤健です。

この冬の青森市の除排雪の問題ですけれども、構造の問題と情報の問題があると思っております。

構造の問題というのは、降雪状況や道路条件、排雪場所、事業者の体制など、現体制では様々な制約があるわけですが、そうした仕組みそのものに原因があるということが、市民に十分説明されていなかったのではないかと、それが不満につながっていたんだと思います。

また、情報の問題については、リアルで透明性のある情報提供をすることによって、市民の不満というのは、かなり改善可能ではないかと私は思っております。今日は時間が限られておりますので、情報の問題について質疑をさせていただきます。

まず、除排雪作業の透明性についてですけれども、画像1をお願いします。

これは「工区・路線 指令・作業実施状況」でありますけれども、事業者が市の指令によって作業を続けていることは分かりますけれども、ただ、住民にとって重要なのは、先ほど来話に出ておりますが、自分の家の前に実際入ったのかということでもあります。

画像2をお願いします。

これは全面委託工区の残路線図でありますけれども、いわゆる履行状況確認資料にあります全面委託工区の残路線図は、作業日で色分けをしておりますので、住んでいるエリアの除排雪の進捗状況がよく分かります。画像を閉じてください。

説明会でも質疑したんですけれども、改めて伺いますが、この作業実態が分かる路線図は各事業者が作成・提出しているのか、また、この資料はパトロールによる確認作業に使用されているのかお伺いいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 工藤議員の御質疑にお答えいたします。

除排雪事業者は、除排雪の作業後に作業日報、タコメーターチャート紙及び残路線図等を提出し、各地区パトロールはそれらの資料を確認し、除排雪作業の履行状況の把握を行っているものであります。

提出された残路線図につきましては、パトロールが確認を行っております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 工藤健議員。

○工藤健議員 分かりました。

この路線図を見れば、パトロールが作業の状況を確認するというほかに、除排雪の進捗を住民も把握できるわけですね。いつまで待っても来ないという不安が少し

は払拭されます。

私が聞いた中では、住民の皆さんはカレンダーに除雪に来た日を記録している方が結構多いです。逆にそういう意味では、住民の側からの検証にもなります。

ぜひ、各委託工区におけるこの除排雪の進捗を示す残路線図ですけれども、全事業者に提出する資料として、同時に、市民にも公表していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

残路線図につきましては、事業者から提出される履行確認資料の一つであります。

本市におきましては、作業日報やタコメーターチャート紙、そして、現地パトロール結果等と併せて、内部管理資料として活用しております。

しかしながら、除排雪事業者から提出されている残路線図は紙媒体での提出であり、容易に公開できる状況にはないということでもありますことから、本市としましては、除排雪の実施状況について、市民の皆様に必要な情報を適切に伝えられるように、ICTも活用しながら情報提供の在り方について検討してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 工藤健議員。

○工藤健議員 そうですね、もちろんICTをぜひ使っていただきたい。今のシステムでは3段階に分けられていて、現在作業中ということになっていても具体的にどこで作業しているのか、市民・住民の皆さんには分からないということがあります。

具体的な残路線図があれば、市とパトロールとの事業間だけの情報ではなくて、市民にもしっかり公表していただければ、多分いろんな問合せも大分減るんじゃないかなというふうに思います。

住民の不満というのは、待っても、いつまでたっても除雪が入らないという、入る気配がないというそういうことでありますので、ぜひDXを含めて見える化として、改善していただきたいと強く要望いたします。

それでは次に、市民からの声についてであります、画像3をお願いします。

この冬、青森市に寄せられた雪に関する市民相談が2万3488件、コールセンターへの電話、Eメール、ファクス、アプリほか、たくさんの回路を通して、相談・要望の声が来ました。

特に1月23日から2月16日までの3週間、ちょうどグラフの3週間ですけれども、対応し切れない数の市民の声が寄せられております。画面を閉じてください。

この電話、メール、ファクスで寄せられた相談・要望が、どのように記憶されているのかというのは午前中でも答弁がありましたので、お伺いしませんけれども、再度、記録された相談・要望を、システムの中に入力しているということでありましたけれども、どのように分析されて生かされているのかお伺いいたします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

雪に関する相談窓口で受付記録されました相談・要望につきましては、相談内容の区分ごとに件数や入電状況、応答率等を整理・分析しております。整理した相談・要望は、今後の除排雪対策等の見直し検討を行っていく上で、基礎資料として活用をし、より市民ニーズに即した対応に努めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 工藤健議員。

○工藤健議員 寄せられた声は整理・分析して基礎資料としているということですが、内容にできるだけ目を通して生かしてもらうのはもちろんなんですけれども、今後は、さらに、せつかく集まった市民の皆さんの声でありますので、ぜひ二次加工して、データとして利活用していただきたい。

いろいろな方法があると思います。テキストマイニングとか共起ネットワークとか、いわゆる相談・要望を内容や意味を手がかりにして、データとして理解する分析手法とか、調べるとたくさん出てきますので、構造的な課題を見分けるには最適な手法がたくさんあります。

また、今、国会でもトレンドになっておりますけれども、ブロードリスニングで分析をするとか、それをまた、青森の場合はオープンデータにして、民間のいろいろな知恵を集めるというのも可能でしょうから、そうした手法をどんどん活用していただきたいと思います。

次に、まちレポあおもりなんですけれども、これも午前中の柿崎議員の質疑に答弁されているので、あれですけれども、取りあえず件数だけ。

アプリ——まちレポあおもりで寄せられた件数は何件でしたっけ。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年度にまちレポあおもりに寄せられた件数でありますけれども、全体数2万3488件のうち8148件、割合でいきますと、構成比でいきますと約34.7%、令和7年度はこうなっております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 工藤議員。

○工藤健議員 ありがとうございます。

これもかなりの数であります。まちレポあおもりは、場所と状況を把握できる画像情報であります。市民は問題ある場所を、指摘して情報提供しているわけですので、投稿の中には交差点の死角とか、歩行者の危険箇所、車の擦れ違いができない場所とか、行政がいわゆる把握し切れない現場情報をたくさん含んでおります。

この冬は、件数が多過ぎて対応できなかつたと思いますけれども、残念なことに、一部は除排雪の不備を示す画像としてネット上に上げられております。本来はリアルな積雪情報を示すデータとして、分析や予測など、意思決定に生かしていくべき

データなんですね。単なる苦情受付のツールになりがちなんですけれども、ある意味、現場のセンサーといいますか、市民の目でありますから、ぜひ、これを生かす仕組みに変えていただきたいと思います。

せっかく寄せられた多くの市民の声を貴重なデータとして無駄にすることなく、DXを進める青森市でありますので、抜本的な改善の一環にさせていただきたいと要望して、質疑を終わります。

○奈良岡隆議長 次に、23番山本武朝議員。

○山本武朝議員 初めに、除排雪作業に取りかかる遅延、遅れについてお伺いします。

市は、今冬の——というか、もう昨冬になりますかね、工区・路線の除排雪状況を4段階評価で示されました。そのうち不可とされた工区・路線は12か所です。私が住んでいる筒井地区の一部では除排雪が行われず、14日間——2週間も放置されたと新聞報道もありました。

この点について、現場の町会長からお聞きしましたが、明らかに市の評価と乖離があります。その工区の除排雪が終わるまでに、場所によっては21日間——3週間もかかり、住民にとっては車のスタック、緊急車両、灯油の配達が入れないなど、多大な交通障害となり、まさに災害そのものでした。担当の事業者は路線が2つ、工区を2つ受託しております。

実は、筒井地区で最も遅い町会は結果として、4週間も入らなかったというところもありました——指令発令、出動から終わるまでね。そういったところにありました。この評価の認識の乖離については改めていただきたいと要望します。

また、ある町会長からは、除排雪の作業評価は地元町会に確認してもらうのが一つの方法であると提案いただきました。

また、市職員によるパトロールも、協力可能な町会にもお願いしてはどうかという提案もいただきましたので、検討をよろしくお願ひします。

それでは、除排雪の遅延、遅れについてお伺いします。

1月20日からの降雪において、除排雪作業の遅れた原因について示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 山本議員の御質疑にお答えいたします。

先週お配りしました資料5-2で御説明申し上げましたとおり、令和8年1月20日からの短期集中による災害級の降雪の前までは、市の出動指令に対しては、おおむね数日程度、1日ないし5日程度で作業が一巡し、適切な除排雪作業が実施できていたものであります。

その後の災害級の降雪による遅延につきましては、1月22日に、ほぼ全工区にわたり出動指令を発出しておりましたものの、寒波の影響により豪雪と低温が長期化し、作業中にも再び降雪が重なるというような状態になりましたことから、作業負

荷が大きく増加したことが要因の一つであります。

また、工区によりましては、雪捨場までの経路となる幹線・補助幹線道路が確保されていなかったこと、幹線と工区または工区を複数受託している事業者の中には、幹線の除雪作業を繰り返し行わざるを得なかったことや、工区1つずつに機力を注力するなどにより、作業着手や完了までに日数を要したものと認識をしております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山本議員。

○山本武朝議員 除排雪作業に入るのが遅れた工区については、対応、見直しを求めます。

次に、2つ目、累計降雪量の基準値の変更についてお伺いします。

市はこれまで、シーズン契約の基準累計降雪量を500センチメートルとしていましたが、昨シーズン、昨冬から400センチメートルとした理由について示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 基準値の見直しについての御質疑にお答えいたします。

シーズン契約におけます当初契約時の基準値につきましては、令和7年5月に実施をしました除排雪事業者へのヒアリングや、関係除雪団体をはじめとする事業者との意見交換などを通じて、基準値に達しなかった場合の委託料減額リスクを改めて認識し、事業者における経営リスクの低減等を目的に見直しを行ったものであります。

今回、新たな基準値として採用いたしました累計降雪量400センチメートルにつきましては、平成7年度から令和6年度までの30年間の累計降雪量を調査し、極端な少雪であった平成18年度と令和元年度、この2年度を除いては400センチメートルを超えていることから、減額リスクの小さい値ということで適用したものであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山本議員。

○山本武朝議員 基準値に達しない、500センチメートルに達しないときも、たまに少雪も確かにあるわけですがけれども、委託料を減額するリスクを少なくするためだということが分かりました。

ただ、資料を見ますと、資料3-2では、平成27年度から令和6年度までの降雪累計の平均値は、もう、この間も525センチメートルと明記されておりますので、500センチメートルのままでもよかったのかなとは思っております。

次に、資料10-1、全面委託工区の支払い金額一覧表によりますと、今回は400センチメートル基準として当初契約金額が示され、そして、降雪量の見合いにより、委託料の変更、今回は増額することによって、一番右端の最終の支払い金額を見る

と、結構ほとんどの工区が当初金額より2倍から3倍となっております。

そこで、契約の在り方についてお伺いします。

私もこのたび工区を受託している事業者からヒアリングして、様々な御意見・要望をお聞きしてまいりました。その中で、当初契約金額を出動回数に見合ったベース金額にしてほしいとありました。

今回は委託料の変更部分で、2月6日から2月21日までの期間は、県からの補助——負担していただきましたが、これは今冬限りの措置であると思います。シーズン契約の単価契約、それぞれを複合したハイブリッド型の契約など、事業者の安定した契約につながる契約方式の再考を求めます。

そこでお伺いします。来シーズンに向けて、市は契約の在り方をどのように考えているのか示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 契約についての再度の御質疑にお答えいたします。

全面委託工区の契約方式の在り方につきましては、今冬の除排雪の作業状況や事業者へのヒアリング内容などを基に、改めて除排雪事業の実態を把握するとともに、契約方式そのものも含めて、どのような点に改善の余地があるのかを整理・検討していくことが必要であるというふうに考えております。

本市としましては、来シーズンに向けた契約方式の在り方をはじめ、除排雪の方法や実施体制の再設計、また、市民の皆様への情報提供の在り方など、総合的な見直しを進めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山本議員。

○山本武朝議員 最後に1つ要望を述べさせていただきます。

実は先週、我が公明党会派4人で弘前市の道路維持課に行ってきました。約1時間、忌憚なく様々なことをお聞きしてきたわけであります。大変参考になった部分もあり、また、やはり除排雪の仕方、考え方も違うところがあるんだと感じました。

やっぱり一番異なったのは、今日の午前中もありましたけれども、かき分け除雪をしていると。道路脇に除雪、寄せ雪しながらすると。本市のように、生活道路で除雪と排雪がダンプでセットになってないということが、長年こうしているんで、市民もそうだというふうに思っているそうです。その辺は大きな違いだなと思って、これはちょっと青森市にはそぐわないと感じた次第です。

それで、様々あったんですけれども、一番参考になったのは、弘前市では、除雪重機のほうに約300台、GPSをつけて、市の除雪管理システムと連動して、そのまま作業日報が作成できるということがありましたので、答弁でも幾つもありましたけれども、こういったGPSを、ITを活用したシステムをぜひ検討していただければと思います。

以上で終わります。

○奈良岡隆議長 次に、10 番蛭名和子議員。

○蛭名和子議員 10 番、蛭名和子です。

私からは、全面委託工区の除排雪における実施状況の検査に関連してお聞きします。

4 月 10 日に市が公表した除排雪関連資料のうち、全面委託工区の受託業者で最大 2 週間、除雪が入らないということが報道等にもありまして、その後、午前にも木下議員が言ったとおり、私のところにも、自分のところはもっと長い 3 週間、1 か月入らなかったという電話やお声がありました。

そのうちの 1 人の方は、除排雪が入った日も記録してあって、それと市が提出された記録とを照合しましたら、入らない日も入ったことになっておりました。その原因については、木下議員に対する答弁で、工区の一部をやっても、やったことになるんだというように確認できましたけれども、それが一部残っても、支払いとかやったことにされているということも問題だと思っています。

それで、今冬の豪雪の最大の問題は、除排雪車が入ったか入らなかったのかが重要な鍵だと考えています。除排雪作業委託契約書では、作業終了後の確認について、委託者の市は必要に応じ現場確認を行うことができるとなっています。

実際、本当はどれくらいの割合でこの現場確認ができたのかお答えください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 蛭名議員の御質疑にお答えいたします。

まず、全面委託工区の除排雪における実施状況の検査という部分について御説明をさせていただきます。

出勤実績の確認は、受託事業者が本市に提出する作業日報、タコメーターチャート紙、作業路線図等の関係資料に加え、市職員による現地パトロール結果と併せて実施しております。作業日報のみをもって出勤実績を判断しているものではなく、現地確認やほかの提出資料と突合せながら行っております。

また、シーズン終了後には、評価制度に基づき、出勤状況、安全管理、連絡体制、路面状況、迅速性、地元対応等を含めた総合的な評定を実施しており、その結果は委託料の取扱いにも反映されると。一連の流れとすれば、こういうようなものになっております。

そこでお尋ねの実施状況の検査について、現地においては何割ぐらいでやっているのかというところでもありますけれども、基本的には業者が——作業に入る指令を出して、すると夜から日中にかけて、例えば夜のパトロール、早朝のパトロール、あるいは日中パトロール、これらをすべからく行っているということでもありますので、何割ぐらいが現場に出ているかというお尋ねになりますと、これはすべからく出ている、確認しているということになります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 蛭名議員。

○蛭名和子議員 すべからく行っているようなお話ですけれども、そうであれば、市民と市が作った資料——業者との乖離はないはずだと思うんですね。このことが——本来、全ての工区の作業後の検査確認を、委託者である市が行うべきだと思うんです。それは、委託料を支払う上でも必ず必要なことですが、これまで、170 工区全てを確認するのは無理なことなので現状の体制になっていると思うんですが、このことは、ずっと内在してきた問題が今冬の豪雪で露呈してきたんだと思います。

この方法を変えなければ、幾ら契約方法を単価契約に変えても解決しない。市民と事業者間の不信感、市民の市に対する不満とか、そういうものは解決されないと思うんです。ですから——全ての工区の作業後の確認は市ができない、状況確認は人的・時間的制約があり限りがある、作業遅延・作業不備は相談窓口の情報で把握するケースが多い、作業進捗状況をリアルタイムで把握することが困難であるという現状についての分析は、豪雪災害白書や除排雪検討会議の資料に載っています。

市としては、これらを解決するために、今後どのように対応していくのかお示しください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪パトロールにつきましては、市内を8地区に分け、積雪が確認された12月下旬頃からおおむね毎日、本市職員によるパトロールを実施し、道路状況の把握に努めているところであります。

集中した降雪が続いた期間——1月20日からは、1月29日の豪雪災害対策本部設置以降、パトロール範囲を増やして市内全域の道路状況の把握には努めてまいりましたものの、工区内の全ての隅々まで細部にわたる道路を把握するという事は、これは困難なことであります。

ですので、今後はこれまでの課題を補完するためのICTの活用など、様々な検討を進めて、道路状況の把握に取り組んでまいるということになります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 蛭名議員。

○蛭名和子議員 そのとおりだと思います。

職員だけのパトロールは絶対無理だと思うので、ぜひそういう、例えばIT化とかGPSとか、そういうものを速やかに検討していただくようお願いしたいと思っております。

次の質疑ですけれども、除排雪の遅れがあって応援除雪が入った工区は、午前の万徳議員の答弁にありました。

この時点で、不可となった事業者の工区というのはなぜ含まれなかったのかお答えください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 すみません、今、最後のほうまで御質疑よく聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

○奈良岡隆議長 蛭名議員。

○蛭名和子議員 応援除雪について、対象を絞るに当たって、不可となった工区は含まれる——その検討対象にならなかったのか。もしなっていれば、2週間とか、不可の工区も不可にならずに済んだのかなと思って質疑します。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 応援除雪を受けた業者がどのぐらい不可だったかっていう話ですか。(蛭名和子議員「なんで入らなかったのか」と呼ぶ)ほかの地域でなぜ応援に入れなかったのかというところですね。

応援除雪を市が判断するに当たりましては、午前中に万徳議員にお答えしたような手続を踏むものであります。そういった中で、事業者によりましては、応援除雪がいつ頃から入るんであれば、それまでの間に仕上げられますというような協議の中で、そういうことがあったりしたというケースはありますので、そういうところにつきましては、応援除雪を導入していないということがあります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 蛭名議員。

○蛭名和子議員 ありがとうございます。

最後の質疑ですけれども、まちレポあおもりについて、複数の議員が尋ねられました。

投稿件数に対して、解決件数がどれくらいあるかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

雪に関するまちレポあおもりや電話での情報につきましては、除排雪対策本部におきまして相談内容を確認し、青森市除排雪業務総合管理システムへ入力し、そして市の内部で情報を共有しております。当該システムに記録された情報に基づいて、地区パトロールは現場確認を行っております。

しかしながら、今冬の降雪が集中した時期におきましては、一部の情報についてはシステムへの入力が追いついておらず、地区パトロールや要望・緊急パトロールが、その情報をリアルタイムで一時期現場を把握できないという状況もありました。

本市としましては、市民サービスの向上や効率的な除排雪業務の実施を図るため、降雪が続いた時期でも、寄せられた相談情報への対応が可能な体制や情報共有方法については見直しを検討してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 蛭名議員。

○蛭名和子議員 実は私、まちレポあおもりを開いた時に、右側に投稿件数グラフがありまして、そこをクリックしたら、新規投稿件数と解決件数累計というのが月

ごとに出ておりました。それを1月から3月までまとめると、新規投稿件数が8481件で、解決件数が279件、約3.2%とかなり低い状況になっておりますので、様々な対応の参考にさせていただければと思います。

○奈良岡隆議長 次に、13番、竹山美虎議員。

○竹山美虎議員 13番、市民クラブの竹山美虎でございます。

今までの質疑・答弁で、通告した部分のうち大部分が答弁されておりますので、それ以外の点について質疑をしていきたいと思っております。

まず1つ目は、ダンプトラックの重複登録について、市がよしとしている理由についてお答えください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 竹山議員のダンプトラックの重複をよしとしている理由ということでの御質疑にお答えいたします。

本市では、除排雪事業者と契約するに当たりまして、使用している重機、ダンプトラックについて届出を受けております。それは、きちんと車検証や登録ナンバーなどを確認した上で、実際に実効性があるものという判断をするためであります。

そういう中で、ダンプトラックの届出につきましては、追加でお示しした資料にもありますとおり、事業者から届出のあったダンプトラック台数と、そのうち重複して登録されている台数を整理したものです。その資料では、合計で登録台数1388台、実動台数1198台、重複台数190台となっております。

一方で、この資料における登録台数には、本市以外の道路除排雪に使用される車両や、複数の工区・路線で重複して届出されているという車両も含まれておりますことから、本市が豪雪時等に利用できる実動台数そのものを示すものではありません。

本市としましては、短期集中型の降雪時におけるダンプトラック不足を踏まえ、追加資料や今冬の実績を基に、重複登録の在り方も含め必要な車両確保の方法については検討してまいります。

なお、重複していることをこちらで把握した際には、その用途については確認しております。工区作業で使う、あるいは、幹線・補助幹線の路線で使う等々で実効性を判断しているというところです。

以上であります。

○奈良岡隆議長 竹山議員。

○竹山美虎議員 ありがとうございます。

今の答弁だと、用途確認もしっかりやっているということですがけれども、素人から考えると、何台必要で、そのうち全ての台数が重複しているとなると――要は今、用途の確認だとか、あるいは登録ナンバーもしっかり確認した上で、この辺については確認を行っているということなんだけれども、10台必要で全て重複と考えると、今回みたいに集中して豪雪ということになったときに、きちんと使えるんだろうか

ということがやはり頭に浮かぶわけですよ。

それらを、何回聞いても同じような答弁になるのかもしれないけれども、それでも市としてよしと思うのはどういうことなのか。お願いします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

ダンプトラックには大きく分けて2つの種類がありまして、1つは、その事業者が所有しているダンプトラック。そしてもう1つは、備車として、いわゆるトラック屋さんといいますか、そういうところと契約しているケースというのがあります。

それで、それぞれその用途に応じて、この工区であればこの体制で、この所有ダンプトラックあるいは備車であればこれは作業が可能という、それぞれそういう判断をした上で行っているんですけれども、そういう中でも、例えばですけれども、幹線道路、これは基本的に毎日作業ごとに使うというわけではありませんでして、そういうところは、例えば備車でも大丈夫であるというところがあります。

ただ、工区であれば、備車も一部あるでしょうけれども、基本的にはやはり所有しているのが望ましいというように、当然一般的にはそのように考えられます。そういう部分も考えの中に入れておきつつ、総合的に判断しているというところですよ。

以上であります。

○奈良岡隆議長 竹山議員。

○竹山美虎議員 分かりました。

要は作業の中身、それからどういう形で使うのかということなど、総合的に確認した上で判断しているということだろうと思いました。

今回出された資料も、先ほどの木下議員からもあったように、直接市民に見せると誤解する部分が結構あるんですよ。だから、例えば情報を発信するときには、その辺をかみ砕き、分かりやすく発信するということが必要だと思います。ぜひその辺も考えて、これからの部分についても検討していただきたいと思います。

あと、自助・共助・公助という観点から1点質疑したいと思います。

今年の冬は、もう全域が大変だということで、実は市民の中にはダンプトラックであったり、あるいは大きさは問いませんが、除雪のための重機を持っていたりする人がいるんですね、業者でなくても。そういう人たちが、自分の家の前だけで終わるわけがないんですよ。周りも含めて、少しでもこの雪に対してボランティアでやっている人たちが結構いるんです。

そういう人たちに対して、油代の一部でもいいので、それを登録して、きちんとやったかどうかということはもちろん報告を求めて、そして、これは町会単位でも個人でも構わないんだけど、そういう人たちに対する支援というものを考えていく必要はあると思うんですけども、どうでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 市民が除排雪活動をする、それに対する支援ということですが、市民による自主的な公道除排雪に対しまして、公費による支援というものを行う場合には、対象の範囲や支援内容の公平性、安全面の担保など、これらについての整理がまず必要であります。制度設計を立ち上げるに当たりましては、様々な課題があるものと認識しております。

このことから、ほかの自治体の取組事例などを含めて、支援の在り方につきましては、今後研究してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 竹山議員。

○竹山美虎議員 ありがとうございます。

突然の話なので、どうしていきますということとはできないと思うんだけど、こういう人たちは、ボランティアで周りの人たちのためにとやっているんですよ。もうそういうことは重々承知をしながらも、ちょっとでも市からの支援というものができれば、市民の人たちの思いというか、そういうものも変わってくると思うので、ぜひ考えてほしいなと思います。

あとは、工藤健議員も言いました。どうすれば、幾ら雪が降っても期間内で片づけられるのか。もう1つは、市民への情報発信です。正確なところを——私は桜川4丁目ですから、一番最後まで残った工区ですから細かいことは言いません。でも、やはり市民は不安なんですよ、いつ除雪が来るんだろうと。そして、その不安が、幾ら待っても来ないから不満になるんです。ぜひそういうところを解消できるように、みんなで考えていきましょう。終わります。

○奈良岡隆議長 次に、18番村川みどり議員。

○村川みどり議員 日本共産党の村川みどりです。

私たち日本共産党では、今、議員それぞれ手分けして、市内事業者の声を聞かせてもらおうということで、除排雪事業者の訪問、事前ヒアリングを行っています。今冬の除排雪、本当に大変でしたでしょうと、ぜひ声を聞かせてくださいということで業者訪問を開始しています。その中で今、日本共産党が提案している雪対策、3つの提案がどれも業者の皆さんの思いとかみ合っているということがよく分かりました。

それでは、モニターに画像1をお願いします。

まず1つの提案は、徹底した見える化。重機にGPSを搭載し、実施状況をリアルタイムで発信することです。市民が知りたいことは、いつ来るのか、どこでやっているのか。そうした状況が一目で分かり——今冬のように一晩で50センチメートルも降ると、除雪に入っても入っていないというように市民から苦情が来る、そういうことが業者は困っていると言っていました。そのことを可視化できるのがGPSです。

次に、モニターに画像2をお願いします。

2つ目の提案は、契約方式を出来高払いにすることです。昨日訪問した業者も、そうしてもらえれば助かるという業者もいました。それから、もう1つの業者は、補助幹線もやっているから何とかとんとんだけれども、工区だけではもうけはないという業者もありました。やはり除排雪業者が安心して作業できる環境をつくることです。

モニターに画像3をお願いします。

提案の3つ目は、弘前市の例も一般質問で紹介しましたがけれども、直営班を設置し、やはり世界一の豪雪都市にふさわしい体制強化を行うということです。この私たちが提案している3つの提案は、市民の皆さんにも、業者の皆さんの願いにもかみ合う提案となっています。

モニターを閉じてください。

今必要なことは、犯人捜しではありません。ましてや、県と市が対立している場合でもありません。県と市がお互いに連携し、今年の冬、二度と同じようなことを繰り返さないために何をやるべきかではないでしょうか。そこで私からは、この3つの提案のうちの除排雪状況の見える化について質疑します。

モニターに画像4をお願いします。

これは、弘前市で実施している市の公式LINEによって配信されているものです。「本日、7工区の一部で除雪作業を行います」そして朝5時16分に、「7工区一部除雪作業が終了しました」同じくその日の夜の7時8分「本日、7工区の一部で除雪作業を行います」というLINEによる情報提供を行っています。このLINEを見ているのは、実は青森市に住んでいる方なんですけれども、御自身の親が弘前市に住んでいて、このLINEを見て、自分の親の住んでいる工区に今除雪が入ってきているなという安心につながるというように話されていました。これは市民だけでなく、市外に住んでいる方にも有効だということです。市民に対する除排雪状況の見える化の一つになると考えています。

画像4を閉じてください。

そこで質疑します。このように公式LINEを使って除排雪についてプッシュ型の通知を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 村川議員の御質疑にお答えいたします。

除排雪に関する情報発信につきましては、本市ホームページやSNSをはじめとする各種メディアを通じまして、市民の皆様に対しスピーディーな情報発信を行うことに努めております。

本市では、昨年度開催した除排雪検討会議において提言のあった、除排雪事業者や市民向けの情報発信を踏まえまして、今冬からXでの配信を開始するなど情報発信に取り組んできたところであり、今後も本市ホームページやSNSに加えて、公式LINE等を活用したより効果的な情報発信の在り方につきましては検討してま

いります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 村川議員。

○村川みどり議員 公式LINEを活用することも検討していくということでしたので、ぜひ、何をやるかということ、そういう姿勢を今市民の皆さんに見せていくことが必要だと思います。そういう意味では、GPSの搭載は——もはやGPSというものは標準装備になっています。県では、ダンプトラック以外は全ての重機にGPSを搭載しました。昨年は、知事が呼びかけて十和田市と黒石市で実証実験が行われ、いずれは県内全域でGPSのプラットフォームを構築できないかと県は考えています。また、県で実施している排雪予定マップは、早ければ1週間前に入る場所を業者が入力し、遅くとも3日前には表示される排雪予定マップというものを実施しています。これは、青森市でも県の排雪予定マップと連携し、除排雪の見える化の推進を図っていく必要があります。県が進めようとしている時に青森市がやらなければ、乗り遅れてしまうということになるわけなんですけれども、やはりGPSの搭載については着手するという決断が必要だと思います。これまで2人の議員が質疑して、いろいろ答弁していました。有効だということなんだけれども、初期費用がかかるというお話でした。

では、違う角度からなんですけれども、相当額かかるという答弁を2人にしていますが、相当額とはどれぐらいなのでしょう。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 GPSに関する御質疑にお答えいたします。

あくまで試算ですけれども、先週お示ししました資料を御覧いただきますと、重機、ダンプトラックを合わせて約2000台超が本市の除排雪体制で使用している車両です。これらにGPSを装着するとなりますと、仮の話ですけれども、システム構築費は別として、端末代だけを考えましても、1台数万円ということであれば単純にその2000倍ということになります。

以上でございます。

○奈良岡隆議長 村川議員。

○村川みどり議員 だから、幾らでしょうか。額を示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 端末代だけで数千万円を要すると。仮に端末1台で1万円としますと、約2000万円がかかるということです。そのほかにシステム構築費やシステムの維持管理費というものが要になるということで考えております。

以上でございます。

○奈良岡隆議長 村川議員。

○村川みどり議員 2000万円——県ではもうシステムの構築もされていますし、補助とかも考えているようですし、端末代を青森市でやってくれば、GPSにかか

るシステムだとかそういうものは県のほうで考えているということもあるので、ぜひ着手していきたいです。私はもっと費用がかかると思っていて、もし市だけでやるのが大変だったら、国の補助をもらうとか国に働きかけるとか、市だけでやろうと思わないで、豪雪都市にふさわしいような国への申入れも行うべきだと思います。

このGPSに関する国の補助というものは、現段階ではあるのでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪事業に必要とするGPSの導入に関して、国の補助があるかということに関しましては、現時点では、私どもはそれについては承知しておりません。

以上であります。

○奈良岡隆議長 村川議員。

○村川みどり議員 もう既に、先ほども言ったようにGPSは標準装備です。市民にとっても業者にとっても歓迎され、また、市の職員の業務改善につながります。GPSの搭載は待ったなしだということを強調したいと思います。

それから、見える化の質疑の最後ですが、県のDX推進課が実施している検討部会があります。そこでは、市民が満足できる情報の出し方や、県と連携した見える化の勉強会が行われています。道路除排雪分野の検討部会に市も参加すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 県の部会についての御質疑にお答えいたします。

青森県のDX推進課が実施している、道路除排雪分野におけるDXの検討部会につきましても、本市としても重要な課題であると認識しておりまして、市DX推進課と共に、除排雪を担当する市道路維持課雪対策室も参加しております。引き続き、ほかの自治体の事例や技術動向の把握に努めながら、除排雪作業の効率化や道路状況把握の高度化に向けた検討を進めてまいります。

また、先ほどGPSの導入にかかる経費ということでありましたけれども、システム構築に関しまして、県のシステムに乗っかるとすれば、そこでまず2億円が発生するということでもあります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 次に、4番、奈良祥孝議員。

○奈良祥孝議員 市民クラブの奈良祥孝です。

早速質疑に入りたいと思います。

私からは、除排雪の評価についてお伺いいたします。質疑の順番ちょっと変わります。

まず1つ目、市営バスの運休、迂回運行が発生し、評価が不可となった工区・路線は幾つあるのでしょうか、お示しください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 奈良議員の御質疑にお答えいたします。

市営バスは、除排雪事業における幹線・補助幹線・郊外幹線を主とした運行であり、工区内の道路は運行していないため、工区につきましては該当がありませんでした。路線につきましては、今回不可となった11工区1路線のうち、市営バスの運休が発生した路線が1路線含まれております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 奈良議員。

○奈良祥孝議員 1路線含まれているということは——不可の業者は、全部で12あったんですよね。それで、市営バスの通っているところは1つだけですか。市営バスが通れなくなったのは、影響路線数は全部で19路線95日間ですよね。それでいて、1つしか不可になっていないんですか、本当ですか。

市営バスが止まるということは、よほどのことなんだよ。これが不可にならないんですか。オーケーなんですか。おかしいでしょう。バスが止まっても除雪やっているんですと言うんですか。市はそういう認識なんですか、これ聞きます。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

市営バスの運休があつたにもかかわらず、不可になっていない路線があるのはおかしいのではないかということをお聞きを今、奈良議員が御発言になったということでありました。

除排雪業務の評価におきまして、市営バスの運休、迂回運行が発生する要因は、擦れ違い困難によるものであるというように認識しており、これは道路幅員の項目の中で評価をしております。

一方で、除排雪作業の評価は、路面状況、幅員確保、寄せ雪、雪盛り状況、迅速性、地元対応、相談件数など、複数の評価項目に基づき、総合的に評価を行っております。

このため、市営バスの運休、迂回運行が発生した路線でありましても、総合的な評価の結果として不可となっているバス路線もあれば、不可とならないバス路線もあるということです。

以上であります。

○奈良岡隆議長 奈良議員。

○奈良祥孝議員 そうすれば、バスが擦れ違えない幅員だったら、その幅員は駄目なんじゃないんですか。そういうものを——いや、いろんなものを積み上げていくから、可になっているとか良になっているとかというように聞こえるわけです。そうなんだけれども、実際にバスが行けないということは、それは市民にとっては可でないんだよ、それは不可なんだよ。幅員がないから、バスが通れなくなったりしているんだよ。そこがね、一般市民と市で認識が違うのさ。私はそう思うんだ。

それでも市はそう言うのであれば、まず、市営バスの運休、迂回運行が発生した

場合、市民は当該工区・路線を当然に不可と評価すると思うが、市はそうではないということではないですか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

バス路線は、幹線道路として本市における道路交通の重要な路線であると認識しております。これまでは、バス路線につきましても通常の路線と同様に評価をしてきましたが、今後はバス路線については、バスの運休、迂回運行について加味するなど、評価の在り方につきましては検討が必要であると考えております。

以上であります。

○奈良岡隆議長 奈良議員。

○奈良祥孝議員 ぜひそういうものを加味して考えてください。市の感覚が市民の感覚と違うんだよ、私はそう思う。

だから、私は、市民パトロールを入れましょうと前回でも言った。だけれども、市はやらない。ということは、市民の感覚はどうでもいいというように受け取ってしまうんだよ、市民は。たまたま私、市営バスを今出しましたけれども、それは3月の第1回定例会で私が質問をして、運休とか路線とか日数がはっきりしたから、たまたま私、市営バスを例に出したんです。

例えば、今日消防長がいますね。私、救急車のことも聞きましたよ。皆さんも分かるとおりに、救急車が行けなかったところがあるんですよ。それが何か所かあって、その工区がどうで、その工区をどう評価したのかと、私聞きたかったけれども、今回10分の時間だったら聞けないから、いずれ日にちを改めて聞きますよ。

それから、環境部長もいるから分かるとおりに、ごみの集積場だつて入れなかったところがあるでしょう。それも全部明らかにして、その工区が可なのか、不可なのか、良なのか、これもきちんと調べますよ。そして、市民に明らかにするのさ。そうしないと駄目。

何があるかって、ここは議場だから、もちろん市民目線で言う我々の意見も大事だし、業者の立場で言う意見も大事です。それを聞くのが行政の皆さんだと思う。例えば市民目線と、市民の評価と違うというのは——市長がマスコミとかで何か発言したりするじゃないですか。すると、我々議員のところへすぐ電話がかかってくるんだ、何だと。でも、市長が悪いとかではないんだよ。市の評価と市民の評価が違うのさ。違うから、市に電話をかけないで議員の我々に電話がかかってくるんだ。何をしゃべっているんだ云々かんぬんって。

そういうところは、よく考えてみると、市が思っていることと市民が思っている感じ方が違うということ。やっぱりこれは直すべきだと思いますよ。この評価が違うんだから。評価が違うということに市自身がまず気がつかないと駄目です。でもまだ気がついていないから、これからいろんな会議の場を設けて、議場で議論して、議員の皆さんもいっぱい質問する。そして、考えを改めてもらって、市民の目線、

市民の評価の感じ方と市の評価が、できるだけ近くなるようにしなければ、これからの冬の除排雪対策というのは難しいと思っています。

市民の協力が得られるものであれば協力を求めるべきです、と私は思っています。評価も含めて、パトロールも含めて。だって、市役所の職員だけではパトロールは追いつかないともうしゃべってる、認めているんですから。GPSだ、ICTだ何だかんだを市といたら、お金がかかると言ってるんだから。だったら、市民の協力を求めればいいじゃないですか。簡単に言わせれば、市民パトロールだってできるんですよ、やろうと思えば。市民パトロールをやったら、市の評価と市民の評価は同じレベルになるんだから。そういうことを私言ってるのさ。まあ、一例として市民パトロールをやったけれども、とにかく、市の認識と市民の認識、評価の認識を合わせるように努力していきたいと思しますので、皆さんの協力をお願いします。

以上で質疑を終わります。

○奈良岡隆議長 次に、14番軽米智雅子議員。

○軽米智雅子議員 14番、公明党の軽米智雅子であります。

私からは、ダンプトラック不足についての質疑をいたします。

追加資料1によると、1台のダンプトラックが複数の事業者において重複登録されている状況——先ほど竹山議員も質疑しておりましたけれども、これ数字上ではダンプトラック1388台に対して、実働数が1198台で重複が190台という数字が出ていますけれども、これだけ見ると、実質足りているような感じで見えますけれども、実際は、ダンプトラックが足りない状況だったと思えますけれども、改めて市の見解をお示しくください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 軽米議員の御質疑にお答えをいたします。

追加資料としてお示ししました令和7年度使用ダンプ届車両一覧につきましては、事業者から届出のあったダンプトラック台数と、うち重複して登録されている台数を整理したものであります。合計では、登録台数1388台、実働台数1198台、重複台数190台となっております。

一方で、この資料における登録台数には、本市以外の道路除排雪に使用される車両や複数の工区・路線で重複して届出されている車両も含まれておりますことから、本市が豪雪時に利用できる実働台数そのものを示すものではございません。

本市としましては、短期集中型の降雪時におけるダンプトラック不足を踏まえ、追加資料や今冬の実績を基に、重複登録の在り方も含めて、必要な車両確保の方法については検討してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 軽米議員。

○軽米智雅子議員 先ほど竹山議員からもありましたけれども、本当に数字だけ見ると、全然足りているような感じで思いますし、市民の方がこの資料見たときに、

こんなにダンプあるのに、何で足りなかったのっていうことになるような数字で、その辺の重複することによって、実際足りてないっていうところが、この数字から、資料からでは全然読み取れないなっていうふうに感じています。

次の質疑ですけれども、令和6年度にむつ市などからダンプトラックの応援を受けましたけれども、令和7年度もダンプトラックの支援を受けたかと思えますけれども、その状況についてお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

令和6年度は除排雪支援に関する協定に基づき、青森県を通じて青森県建設業協会下北支部及び上北支部から、青森地区におきましては、10トントラック3台を1月11日から13日まで、10トントラック16台を1月14日から15日まで、浪岡地区におきましては、10トントラック5台を1月14日から25日まで、それぞれ派遣を受けたところであります。

令和7年度におきましては、青森県を介して、県内のトラック協会やダンプトラックを所有する業者に依頼し、2月2日から18日までの17日間で、全面委託工区16工区、そして指定委託工区2工区、また幹線15路線、補助幹線6路線それぞれに対して、10トントラック延べ473台、4トントラック延べ68台、合計延べ541台の派遣を受け、除排雪作業に対応したところであります。

今冬は、令和6年度と比べてもこのような取組を通して、より広範囲かつ継続的な支援を受けることができたものであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 軽米議員。

○軽米智雅子議員 ここでも数字だけを見ると、10トントラック473台、4トントラック68台という、もうすごいダンプトラックの支援を受けてるんだなっていうふうに思って、それでも足りなかったのかなっていうふうに感じるんですけれども、ちょっと資料の中になかったんですけれども、聞き取りの中で、まずはその先ほど言ったように、累計なので、1回473台が来てるわけではなくて、日にちに分けるとダンプがすごく少ない日にちと物すごく多い日にちとがあるという状況をお聞きしました。

その中で2月1日当たりの1番雪が多くてダンプが必要なときの時期には、ほとんど入っていないっていうような状況を、聞き取りでありましたけれども、そこはどういう——トラック協会と県と、市から県にお願いして県から先ほど話もありましたけれども、トラック協会とやりとりをして、台数というふうなのを決めているようでもありますけれども、実質、本当に大変なときに、市にはほとんどその応援ダンプがなかったような状況であって、後半落ちついてから40台、50台、70台っていう、そういうダンプが配置されてるようにお聞きしました。

これ本当に小倉議員の話もありましたけれども、トラック協会が絡んでいること

なので、本当に難しいところかもしれませんが、やはり市独自でトラックを確保するという取組が必要ではないかなというふうに思います。

市外の雪の少ない地域と事前に協定を結んで、大雪になると気象情報で分かった時点で、すぐにダンプトラックが準備できるようにするべきではないかと思います。

市外だけでなく県外も含めて、他の地域と協定を締結して、来年の雪に向けて体制を整えるべきと思いますが、市の見解をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

本市では、県内で1つの市町村では対応困難な災害が発生した場合におきましては、市町村間で応援できる災害時における青森県市町村相互応援に関する協定、これを県と県内市町村間で締結しております。災害が発生した場合におきまして、県に対して応援を要請することができるということになっております。

今冬は排雪ルートとなります幹線・補助幹線道路や工区の排雪作業を実施するために、県が市外の他地域との仲介役を担う除排雪資機材支援制度、いわゆる応援ダンプ、これを活用したほか、国からは、小型除雪機やロータリ除雪車などの除雪機械の貸与を受けながら、道路交通の確保に努めてまいりました。

本市といたしましては、昨冬に続き、災害級となった今冬の降雪を踏まえ、冬期間における市民生活の安定を図るため、これまでの対策に加えて、関係団体と連携を図るとともに、市内他業種の事業者が保有するダンプトラック等の確保に努めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 軽米議員。

○軽米智雅子議員 昨年、むつ市からダンプトラックの支援を受けたときに、そのときにこのむつ市では雪が少なく、ダンプトラックを持ってる業者の方々の仕事が少なく大変困っていたところに、青森市から要請があつて、仕事が入って業者がとても助かったと聞いております。きっとそういう雪の少ない地域では、冬でも仕事が入ると助かる業者ってたくさんいるのではないかなと思います。

本当にそういう地域をしっかりと調査して、答弁にもありましたように、災害なので、災害に対する取組として、今協定を結んでるようなお話がありましたけれども、でも実質、先ほど言った、473台のトラック、ダンプトラックを借りていたにもかかわらず、実は足りなかったわけですね。きちんと必要なところに配置されていないっていうところは全然意味なかったとは言いませんけれども、せっかく協定も結んでるところもあり、要望もしたけれども、結局はちゃんと来ていないのであれば、あまりいい効果がないのかなというふうに思うので、やはり市が直接お願いして、最初からも市が直接やれるようなやりとりできるような、そういう組み方をしないか、実質また県にお願いしても、必要なときに県が先に違うところに使ってしまうと、市民は全然回ってこないということになりますので、ぜひそういった

ところも含めて、協定の組み方というのをもう1回検討していただければなど要望して、私の質疑を終わります。

○奈良岡隆議長 次に、5番工藤夕介議員。

○工藤夕介議員 5番、公明党、工藤夕介であります。通告に従いまして質疑をいたします。災害救助法に関連した取組であります。

本市における本年1月から2月にかけての集中豪雪は、本年2月1日に最新積雪183センチメートルと、40年ぶりに180センチメートルを超えたわけですが、全般的な豪雪災害に見舞われたところでもあります。これが災害救助法に関連した取組へと動いていたわけであります。

豪雪災害の際に、主として、課題として生じてまいりますのが、1つに、除雪や雪下ろしなど人手が大量に必要な点、2つに、高齢者など要援護者の見回り救助が必要な点、3つに、道路、電力などのいわゆるライフラインが同時多発的に止まりやすい点、4つに、被害が長期間続き、あらゆるところの負担が増大をしていく点、そういったところがあります。

これらの点ですが、本市の今後の冬期間において、往々に、また、多岐にわたり、次々に直面しているところでもあります。そして、ここで大事になってまいりますのが人手であります、人手が追いつかない。減ってきてまだ足りないという点は、現在もなお深刻かつ切実な課題と課題の一つとして、重くのしかかっているところがあります。

これに加えまして、物価高騰であり、また、燃料費の高騰で、さらに重くなっているという現状でもあります。したがって、これらの点に対しまして、自治体単独、本市単独で取り組んでいかれるのは、現実、大変厳しいものもございます。

しかしながら、回避できない、避けては通れない課題でもございます。これに立ち向かうべく、既存の機関や人材を最大限に生かす、あるいは、活用する取組に引き続きより一層お力を注いでいただくのはもとより、外部からの人的・物的支援を前提とした備えもまた必要になってくるわけでもあります。

災害時に途切れない支援体制を図る災害時応援協定は、本市の豪雪災害、そのほかの災害、また、なかなかたどり着けない、及ばない分野も含めまして、非常に有効であり、極めて必要でありかつ重要な存在であります。

そこでお伺いをいたしますが、豪雪災害への対応を踏まえまして、災害時応援協定先との連携をより一層強化していく必要があると考えますが、市のお考えをお示しくください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。西市長。

○西秀記市長 工藤議員の災害時応援協定先との連携強化についての御質疑にお答え申し上げます。

本市では大規模災害の発生に備えて被災者支援、応急復旧等に必要となる人的物的な協力体制を確保するため、令和8年7月1日現在で、公的機関29者、民間事業

者 99 者と災害時応援協定を締結しておりまして、必要に応じて応援を要請できる体制を構築しております。

今冬の豪雪災害への対応につきましては、令和 8 年 1 月 29 日、市として積極的に雪害防止対策を行っていく必要があると判断しまして、同日 9 時半に豪雪災害対策本部を設置いたしましたとともに、県に対して災害救助法の適用を要請して、県は青森市を含む県内 21 市町村に災害救助法を適用したものであります。

災害救助法の適用に伴いまして、本市では 2 月 1 日から青森市豪雪災害救助受付窓口を設置して、緊急屋根雪下ろしを実施いたしました。

また、本市では、災害時応援協定を活用して、1 つに、青森市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置及び運営、2 つに、株式会社サンデー様からの緊急的な物品の購入を行いましたほか、県から建築技師 4 名及び公用車両 2 台を派遣していただき、屋根雪パトロールを支援していただいたところであります。

本市といたしましては、今後におきましても、災害等から市民の生命・身体・財産を守るため、今冬の豪雪災害への対応を踏まえ、現在締結しております災害時における青森県市町村相互応援に関する協定や、東北地区六都市災害時相互応援に関する協定等を活用して、人的応援要請を的確かつ迅速に実施していくこと等も含めまして、災害時応援協定等のさらなる活用充実を図り、協力体制の強化に努めてまいります。以上であります。

先ほど、令和 8 年 7 月 1 日現在と申し上げましたが、4 月 1 日現在でございました。おわびして訂正申し上げます。

○奈良岡隆議長 工藤夕介議員。

○工藤夕介議員 市長から直接御答弁いただきました。ありがとうございます。

目下の取組についてお示しをいただきましたが、過日、この関連の御相談について、お話をいただいた高齢世帯の方のお声なんです、なかなか来てくださるまで、日にちがかかったというお声です。あとまた、支援を受けられる条件に合致せず、お断りを受けてしまった。また、別の方は、例年は自分で雪を片づけるのだが、今回は体調が思わしくなく作業を控えなければならず、市へ相談し対応していただいた。自分のような事例は今後増えていくと思うと。人手のほうは大丈夫だろうかという心配の声、これが実際の声のほんの一部であります。

こうした事例などですが、過日の豪雪では、市民生活や物流、高齢者の方々をはじめとした暮らしへの影響が見られたところであります。災害救助法が適用される事態となりまして、従来の体制だけでは十分とは言えない課題も、浮き彫りになったと受け止めているところであります。

今後、豪雪災害に備える上で、災害時の応援協定の内容、また、運用をより実効性の高いものへと強化していく取組、これは大変重要であり不可欠であります。運用マニュアルや行動計画として形にするなど、各分野に広く広げていただきながら、目に見えて実用性のある取組へ進化を図っていただくことを強くお願いを申し上げます。

まして、質疑を終了いたします。

ありがとうございました。

○奈良岡隆議長 次に、21番木戸喜美男議員の順位であります。本日木戸喜美男議員から通告の取下げの申出がありましたので、発言順位を繰り上げます。

2番山田千里議員。

○山田千里議員 2番、無所属、山田千里です。

もうこの順番になってくると、出し尽くした感じのある質疑になってしまうのですが、市民から厳しい御意見をいただいていることから、3点について質疑いたしたいとおもいます。

まず、出動指令と出動状況についてお伺いします。

10日に提示していただいた資料5-2からは、出動指令が大体6回から7回、多いところで8回から9回、少ないところで4回から5回というような出動指令が出ておりました。この出動指令が4回か5回の少ないところは、継続指令がそのまま出たまま、長期にわたって作業を完了できない中で、このままシーズンを終わってしまった——最終的には完了したのですが、そういうところがある一方で、指令が出れば三、四日くらいで完了する工区もあったことなどが、詳しく読み取ることができました。

しかし、この数字は、私のところに寄せられた市民からの相談や、私が把握している実態としては、ちょっと一致しない部分もありました。このように、同じ市内、同じ町内でありながらも、道路一本隔ただけで、隣の工区であっても作業の進捗や出動状況に地域格差があったと思われませんが、その格差の要因は何だったのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 山田議員の御質疑にお答えをいたします。

工区・路線ごとの除排雪作業回数につきましては、降雪量や積雪状況の違いに加え、雪の堆積場の有無、交通量や道路の機能、幅員など、各工区路線ごとの条件の違いが挙げられます。こうしたことから、結果として作業回数に差が生じる場合はございますが、全体として円滑な交通の確保や生活環境の維持が図られるように対応しているものであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山田千里議員。

○山田千里議員 全体としては図られるようになっていたということでありましたけれども、やはりこれは地域の位置というのは変わらないわけで、今後、雪捨場の場所とか、それこそ県道に隣接しているとか、そういう場合であっても、やはりこうした県との連携などを深めていくことが必要だと思われまして。そしてまた、余力のある工区の事業者と、そうでない事業者という差も出てきているのではないかなというふうに取り上げられました。

次に、関連して質疑いたします。特に降雪が多かった1月20日頃から2月上旬頃までの期間において、作業の未実施期間が長かった工区が見受けられました。内容が重なるかもしれませんが、こうした工区が数か所見受けられました。

この間、作業が未実施だった工区に対して、市の対応はどのようにしていたのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

まず、長期間作業未実施の状況が発生していたその理由についてお答えをいたします。

令和8年1月20日からの短期集中による降雪における除排雪作業の遅延につきましては、1月22日にほぼ全工区に対し出動指令を発出していたものの、その後の寒波の影響により、豪雪と低温が長期化し、作業中にも再び降雪が重なったことから、作業負荷が大きく増加したことが要因の1つであります。

また、工区によりましては、雪捨場までの経路となる幹線や補助幹線道路が確保されていなかったことや、幹線と工区または複数の工区を受託している事業者の中には、幹線の除雪作業を繰り返し行わざるを得なかったことや、工区1つずつに作業員を注力させることなどにより、作業着手や完了までに日数を要したものと認識をしております。

こうした中、事業者への対応といたしましては、市からの出動指令後に作業の着手が遅れているケースにつきましては、速やかに状況の確認を行い、その要因の把握に努めていたところであります。そのような状況が確認された場合には、当該事業者に対し速やかな着手に向けた指示や調整の中で、早急に着手することが確認できない場合には、いわゆる応援除排雪の実施、また、ダンプトラックの確保が困難となっている場合には、応援ダンプトラックの活用などの対応を行うために、事業者との協議を続けていたところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山田千里議員。

○山田千里議員 結果、この期間にはどんどん雪が降って作業が追いつかなかったということではあると思うのですが、その後、応援除雪があったと思うんですけども、この中で圧雪という状況がつくられ続けた結果、その後の作業に遅れが生じたものと思うので、もっと早い段階での応援除雪ということも考えるべきではなかったかなというふうに思います。

では2点目に、事業者等の事前調査についてお伺いします。

これまでも新規事業者や継続事業者への事前調査を毎年やってきたと思います。多岐にわたる詳しい事前調査が行われていることが分かりました。

そこでお伺いします。契約時に反映する事前調査の内容のうち、特に重視している点は何かお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

例年、本市が除排雪事業者に対して実施しておりますヒアリングにつきましては、円滑な除排雪体制の確保を図るという観点から、各事業者の体制や対応などを重視して行っております。具体的には、作業に従事する人員の確保状況、使用する機械の保有状況、緊急時を含めた対応体制などについて確認をしているところであります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 山田千里議員。

○山田千里議員 人員と保有重機の確認とか、緊急時の対応について重要視しているということでした。私は、午前中の万徳議員への答弁にもあったと思うんですけども、受け持っている工区とか路線の数とか延長も重要ではないかなと思っていて、それを担っている元請にもなっている業者が下請にもなっているということで、作業が行き届かなかったり、最終的に応援除雪が必要になったりと、受託内容が対応能力を超えていたのではないかなというふうに考えます。この事前調査は、いろいろ鑑みると大変重要であり、これに基づいた作業計画や契約の精査というのは、しっかりしていくべきではないかなということを指摘して、この項を終わります。

最後に、相談体制やパトロール体制への市民の声の活用についてです。

先ほど、奈良議員が声を大にしておっしゃっていたのと同様の内容になるのですが、今冬は特に、除排雪に対する市民の皆さんからの相談体制やパトロール体制についても声をいただきました。その根底にあるのは、なぜ除雪が入らないのか、いつ入るのかという声に尽きたと思います。

そして、その指令の基準となるのはパトロールだと思うのですが、そのパトロールをしている職員や事業者の目線と、私たち市民の目線との認識というものが一致していないというふうに私も思っています。それが相談件数の増加につながっていると思います。

そこで、これまでに寄せられた市民の皆さんの声を生かして、改めて市民の皆さんに分かりやすいパトロール体制や相談体制に対する基準というのを設けることはできないのか。相談窓口に対する電話が繋がらないからといって、直接、道路維持課に相談を持っていったら、ここに持ってくるものではないと断られたという住民の方もいます。そうかと思いきや、電話をかければすぐ入ってくれるという地域の人もいたりして、市民の感覚としてもバラバラですし、市民 100 人がいれば 100 通りの雪が多いとか、ここがげじゃげじゃだとか、でこぼこだとかいう感覚も違うと思うので、そうした一定の共通認識を業者と市、市民との間で高めていくべきだと思うのですが、市の見解をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

除排雪の実施体制につきましては、市民の声を踏まえた対応が重要であるというふうに認識をしております。本市におきましては、町会連合会との意見交換や除排雪調整会議におきまして、地域の状況や要望を把握するとともに、除排雪の実施内容や方法について共有・調整を行っており、市民の声を可能な限り反映しながら対応しているところであります。

今後におきましても、ふだんから地域の意見を踏まえつつ、適切かつ効率的な体制の構築に向けた必要な見直しを行ってまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 51 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○奈良岡隆議長 休憩前に引き続き全員協議会を開きます。

質疑等を続行いたします。28 番、里村誠悦議員。

○里村誠悦議員 28 番、創青会の里村誠悦であります。

1 つ目は、今冬の除排雪の遅れの原因についてお知らせください。いろいろたくさんあるんでしょうけれども、あ、これだなと思ったのを御説明ください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 里村議員の御質疑にお答えをいたします。

資料 5 - 2 で御説明いたしましたとおり、令和 8 年 1 月 20 日からの短期集中による災害級の降雪の前までは、市の出動指令に対しまして、おおむね数日程度、1 日から 5 日で作業が一巡し、適切な排雪作業が実施できていたものでございます。

その後の災害級の降雪による遅延につきましては、1 月 22 日にほぼ全工区に対して出動指令を発出しておりましたものの、寒波の影響により豪雪と低温が長期化し、作業中にも再び降雪が重なったことから、作業負荷が大きく増加したことが要因の一つでございます。

また、工区によっては、雪捨場までの経路となる幹線・補助幹線道路が確保されていなかったこと、幹線と工区または工区を複数受託している事業者の中には、幹線の除雪作業を繰り返し行わざるを得なかったことや、工区 1 つずつに機力を注力する等により、作業着手や完了までに日数を要したものと認識しているところでございます。

以上であります。

○奈良岡隆議長 里村誠悦議員。

○里村誠悦議員 ありがとうございます。

いろいろな遅れの原因がある。それで、今、我々が見ている遅れの原因というのは、やっぱり、工区の中で機械が足りない、人手が足りない、そして、捨てる場所がない、捨てる場所が遠い、たくさんあります。

ですから、そういうのをやはりこう1つ1つ潰していかないと、次回の冬はまた同じになるんじゃないかと。それから、これはあれですけども、情報をもっと発信してほしい。どこで何しているか、今日何やっているかっていうのがさっぱり分からないという話が来ております。

そして、やはりこれからは何を強化すればいいのか、どこをどうすればこの除雪はうまくいくのかということをもっと研究というか、早めにやってほしいなと思っております。

それから2つ目はですね、次の冬もまた同じような状況になった場合、今1月20日からどうのこうの、2月がどうのこうの降ってきたと、また同じように降ってきたら、また同じような対応ではできませんよね。その場合に、どういうふうにしてこれからやっていこうと思っているのか。また、次の冬は克服できるのか。まあ、そこまでは言えないんだろうけれども、まず今思っていることをお願いします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 今年度以降の排雪についての御質疑にお答えをいたします。

今年度の、来冬の対策につきましては、昨年度のような降雪に対しても対応できるような、現在の除排雪体制の中でどのような点に改善が必要なのかということの整理・検証をして、効果的な排雪の抜本的な見直しを進めるというところでございます。

以上であります。

○奈良岡隆議長 里村誠悦議員。

○里村誠悦議員 次の冬に備えてどうするか。このまま、また降ってくればアウトです。ですから、もっと積極的にというか、青森市だけで考えるのではなく、専門家を呼んで考えてもらおうと。内部だけでだけでなく、外部から、どこかの大学でもいいですし、研究している人たちを呼んで、この工区に対してはこうだとか幹線に対してはこうだとか、やはりそういうことを研究というか、やっていただきたい。そうでないと、身内だけでやっても、あれこうすれば、こっちに寄せたら、こっちに寄せたらいいとか、ただそれだけになってしまい解決にはならない。ですから、ぜひそういう取組をしていただきたいなと思います。これ以上言っても、あと出ませんので言いませんけれども。

3つ目としては、雪捨場、雪置き場の除雪についてどう考えているか、お願いします。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 雪寄せ場についての御質疑にお答えをいたします。

除雪作業時に必要となります雪寄せ場につきましては、一般的には一定程度の面積を有して、車両や歩行者の通行に支障のない場所であること、2つ目としては、雪寄せ作業時にはタイヤショベルやドーザーが堆雪場所に対して斜めに進入するという場面が多いことから、相当程度の間口延長を有すること、3つ目として、物損や騒音、振動被害等のリスクを低減するために、住宅等が隣接していない場所が望ましいことなどを要件としており、事業者が調達をしております。

このほかにも、事業者からの問合せがあった場合は、土地に関する情報につきましては不動産関係団体や町会からの地域情報の提供を行うなど、可能な限り市としても協力を行っており、市としても遊休私有地などを調査したりすることもございます。今後も引き続き雪寄せ場の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 里村誠悦議員。

○里村誠悦議員 進めていただきたいと思います。

私のところにも 3000 平米ぐらいあるから貸すよという、そういうあれも来ております。

今、大切なのは工区——町会と言ったほうがいいですね。町会あたりで今困っているのは、雪を捨てる場所まで遠い。多く降ったときに何が困るかという、捨てに行く場所がない。これは本気になって雪捨場をつくらなきゃいけない。そうでないと、また元の木阿弥です。ですから、本気になって各町会のどこかに雪捨場を買ってでもつくらなきゃいけない。そうでないと走る距離は同じですから、雪がそれ以上降ったらまた同じことになるわけです。

やはり雪捨場がないと駄目なんです。雪置き場も町会では必要ですけども。これは全面的に、県も国も一緒になってその場所を探さなきゃいけない。そして買って、切り開いて、やはり準備しなきゃいけない。段取り八分というのがあるんですよ。段取りをちゃんとしておけば、雪が降っても、ああ、ここへやればいい、あそこへやればいいということになりますので、やはりやっていただきたい。

現在、青森には 28 か所、市のほうで 2 か所、浪岡には 8 か所あるということですが、これでは足りない。工区が 170 以上あるんですから、そのぐらいいないとこれからはやっていけない。そしてまた、雪も全然違う。降ってくる雪が全部湿った、パウダースノーではない雪。最初から湿ってる。そうなったときに、どうしますか。また、屋根潰れたりとか、それを排雪しなければならない。今、国土交通省で実験中の、雪を溶かす機械があります。雪を自分の背中に載せて溶かすので、排雪がいらない。幾らですかと聞いたら、今、実証実験のお金で 1 億 5000 万円と言っていました。ですから、それもどんどん開発して、10 台ぐらい持っていれば本当に楽になるはずですので、ぜひその新しい雪を溶かす車も、青森市独自でやはり開発してほしい。それを観光に使うとか、青森は雪が降ってもこれで大丈夫なんですよというふうなことをやはり考えてほしい。

ぜひ、雪捨場を増設、そして、次の雪が降る前に段取りをちゃんとやっていただきたい。よろしく願います。終わります。

○奈良岡隆議長 次に、6番中田靖人議員。

○中田靖人議員 6番、自民クラブの中田靖人です。もう私を含めて、あと2人となりました。最後までよろしく願います。答弁もだいぶ重なりましたので、ちょっと割愛しながら進めていきたいと思えます。

まず、今冬の契約、2月6日以降については、総価か単価かを事業者を選択させているということで、1月分については総価契約としたと、その理由をお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 中田議員の御質疑にお答えいたします——まず、2月6日以降の支出となった経緯については触れなくてもよろしいですか。

○中田靖人議員 そこは割愛します。その次です。ごめんなさい。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。西市長。

○西秀記市長 中田議員の契約変更した経緯と委託料の考え方についての御質疑に私からお答え申し上げます。

全面委託工区における原契約につきましては、総価契約、いわゆるシーズン契約という方式としているところは御承知のことと存じます。ただ、今冬におきましては、県が定めました令和7年度豪雪災害緊急除排雪支援事業費補助金交付要綱に基づきまして、令和8年2月6日から21日までの委託料を、1時間当たりの単価に工区ごとの作業時間を乗じて算定する、いわゆる単価契約に準じた扱いといたしました。なお、それ以前の期間につきましては、原契約どおりのシーズン契約方式による取扱いとしたものでありまして、その2つの方式が複合化されたような契約が必要になりましたので、変更契約を行ったものであります。

本市といたしましては、1月下旬からの継続した降雪への対応の中で、2月6日前に作業を終えた事業者と、それ以降に作業を行った事業者の間におきまして、金額に差があったものと認識しております。昨年度は、県からの補助金活用により当初の契約内容にない契約方式となりましたが、抜本的な見直しを進めていく中で、来シーズンにおきましては、除排雪作業において頑張った事業者が報われるような契約の在り方も含めて検討を進めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中田議員。

○中田靖人議員 御答弁ありがとうございます。

今の市長の答弁の中にもありましたけれども、1月下旬からの継続した降雪に対応した業者と、それから2月6日以降、だいぶ降雪も落ち着いてきた。それから出勤して作業した事業者、ここにやっぱり大きな違いはあると私は考えます。頑張った事業者の方がやはり報われるような契約の在り方ということは、やはり必要なん

じゃないでしょうか。そういうことで市長の方からも、報われる契約の在り方も含めて検討していくという答弁がありましたので、来冬に向けて検証していただきませうよろしく願いいたします。

次に、工区決定に当たってダンプトラック、オペレーターの実態調査の実施有無についてお示しいただきたかったんですが、これまでの議員の答弁の中である程度出ましたので、ここについては割愛したいと思います。

ダンプについては、私もいろいろ事業者から聞き取りをすると、傭車——やはり借りてきていたりしております、結局ほかのほうを優先したり、複数工区持っている事業者については、今冬のような大雪が降ってしまうと、ある地区に集中投資することで、どうしてもほかの地区が遅れてしまったことは否めない。それは市のほうでも把握されていることだと思いますが、そうした実態があったことは否めなかったんだと思います。

私の住んでいる東部地区でも、あるエリアでだいぶ除雪が入らなくて、地域住民から私のところに泣きついでの電話が何回も来たんです。担当課とも話をしたんですけども、やはり業者側の入れない理由の1つが、ダンプトラックがなかなか来ない、準備できないという話でした。

これは今回の全員協議会の中でも、答弁でもう出てきておりますし、原因については分かりますが、果たしてその原因を特定した後に、来冬に向けてダンプをどうやって準備するのかということが、次に我々が取り組まなくてはいけないことだと思います。検証した後に原因を特定し、そこからどのように解決策へと導くか、これが行政の使命であると思います。

その中で、今冬に不可となった業者が11業者あるということですが、この対応について、来冬に向けてどのようにするのかお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 評価の結果が不可となった事業者への対応についてお答えいたします。

評価点が50点以下の不可であった場合には、累計降雪量が基準値を超えた場合の増額に係る変更契約は行わないこととしておりますほか、評価点が60点未満であったときは、業務改善計画書を提出することを求めており、具体的な改善に向けた指導を行っております。

本市としましては、改善計画書の提出を求めただけでなく、その実効性やその後の履行状況、次のシーズンの受託体制、ヒアリング結果等、これらも踏まえながら改善内容が実際の作業に反映されているかを確認することとしており、改善が十分に図られない場合には、事業者を変更するなど、しっかりとした改善が図られるよう厳正に対応してまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中田靖人議員。

○中田靖人議員 答弁ありがとうございます。

まあ、不可になった事業者については改善計画を提出してもらおうと。それから今冬の契約については、4メートル以上の追加分、これについては支払われないという、ある意味そのペナルティーということではその部分でマイナス。ただし2月6日以降出動した分については、これは普通に払われるということで、ある意味その事業者にとっては、まあだいぶボーナスに近いような形になったのかなど。県からもらった10億円の使い道というのは、たしかこの2月6日以降の単価出動分、それから、応援除雪分、この2つが県からの10億円に使われているはずでありますので。となると、やはりその契約の在り方というのは、来冬に向けて、やはりその不均衡という部分は否めませんので、そこはしっかりと検証していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、パトロールについては、ちょっと時間がないのでこれは要望としておきますけれども、先ほど竹山議員もおっしゃっていましたが、やはり町会、これを活用していただきたいと思います。私の地域でも、個人でホイールローダーを持っている方が、ボランティアで出動して、例えば狭い道路、こうしたところをやってくれたりしています。少しだけ町会の方でサポートしてお金を出してあげたりとか、ガソリン代としてちょっとサポートしたりということはしておりますけれども、やはりそこは、その工区を持っている業者をお願いするだけじゃなくて、きめの細かい除排雪をするとしたら、地域のそういった協力体制が必要だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、最後、県道の除排雪状況が市に与える影響についてお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 中田議員の御質疑にお答えをいたします。

一般論といたしまして、市内の重要な骨格としての役割を担っている主要な幹線につきましても、各道路管理者がそれぞれの役割で取り組んでいくことが重要であります。

主要な幹線の除排雪が追いつかない場合の影響としては、工区に入れないことによる生活道路の除排雪作業の遅延、排雪作業に従事するダンプトラックの走行経路であることによる作業効率の低下、また、複数幹線において排雪作業時期が重なることによる雪捨場周辺での渋滞や、一時的なダンプトラック不足の発生なども考えられます。

本市としましては、市道のみならず、バス路線や排雪ルートとなる主要な幹線道路の状況が、市の除排雪の進捗や排雪、市民生活への影響に関わるものと認識しており、今後とも関係機関との連携を図りながら道路交通機能の確保に努めてまいります。

以上であります。

○奈良岡隆議長 中田靖人議員。

○中田靖人議員 ありがとうございます。

市民は、大雪が降っても安心して日常生活が送れることを望んでいます。県と市がしっかりと連携取れるように、対立ではなく連携を取れる関係をつくっていただけますように要望して終わります。

○奈良岡隆議長 次に、9番赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 日本共産党の赤平勇人です。通告質疑の最後となりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、パトロール体制についてですが、これについてはほかの議員からも質疑がありましたので割愛をしたいと思います。パトロールについて詳しく聞きますと、基本的には除雪が入ったところはある程度パトロールでは回れるけれども、ただ、あくまでルートが決まっていて、細かいところまでは入って見られないということでした。これはパトロールの限界の1つの表れだというふうに思います。

次に、評価制度についてですけれども、お聞きしていきたいと思います。

幹線と工区の評価内容が同じというふうになっています。ただ、これには私は納得がいなくて、そもそも幹線の評価自体にも納得がいかない市民が多くいるわけですけれども、幹線と工区の除雪のやり方というのは、工区の場合は除雪と排雪がセットですし、幹線はそれを別々にやっているというわけです。

この内容が同じ形で評価されるということでは、客観性・妥当性を持った評価にならないのではないかと思います。この工区と幹線の評価の内容について、市の考えをお示してください。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 赤平議員の御質疑にお答えをいたします。

現在の評価項目につきましては、統一的な基準の下で実施しているところであります。評価に当たりましては、当該基準に基づきつつ、実際の運用においては各路線の状況等を考慮しながら評価を行っております。

今後の見直しの視点としましては、工区及び幹線における除排雪につきましては、それぞれ道路の機能や交通状況、地域における役割が異なりますことから、除排雪の抜本的な見直しを行う中で、評価方法についても見直しを検討してまいります。

○奈良岡隆議長 赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 そうなんです。工区と幹線がそもそも一緒に評価されるということ自体がそもそも違うと思うんですね。

それで、今般、除排雪評価制度の内容が公表されたことで、市民からも様々な声が上がっています。なんでうちほうが不可じゃないのかといった声も率直に寄せられるわけですけれども、要因の一つとしては、パトロールで細かいところまでは見切れていない。それからまちレポの分析も、やはり人手不足で限界があるのではないかと。

この評価制度の内容をさらに見ると、市民の相談対応ということもありますけれ

ども、例えばある工区があって、そこで頻繁に相談を寄せる人が片方であると。ただ、その場合は、その分、反映が多くなっていくけれども、一方で例えば、電話が繋がらなかつたりすれば、その分は反映されないということにもなると思うんです。

これはやはり不公平になってしまうというふうに思うんですけれども、そういったところもやはり是正するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 評価——評定における作業評価というのがあります。その中に相談件数という項目がありまして、これにつきましては、1キロメートルあたりの相談件数という形で取っております。

いわゆる道路延長が違う中で、絶対数というか、同じ100件でも工区の広い狭いによって価値や重みが違ってくるといこともございまして、1キロメートル当たりの相談件数をベースとしています。なおかつブロック内のほかの工区と比較するという形を取っておりますので、先ほど議員がお話になったような1人で1日に何回も電話をして、それがカウントされるケース、一方で回線がパンクしてなかなか繋がらないというようなケースにおきましても、ある程度はブロック内の他の工区との比較という状況で評価していくものでありますから、そこまでの大きな違いにはならないものとは考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、工区と幹線の評価につきましては、見直しをしていくこととしておりますので、それぞれの評価項目につきましても、その評価の——例えばA、B、C、D、Eと。こういう評価の考え方も、妥当性があるかどうかというのを1つ1つ検証していくことになります。

○奈良岡隆議長 赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 この評価を続けるのであれば、その妥当性を担保するためには、正確な状況把握がどうしても必要になってくると思うんですね。その点からも、結局はGPSの活用が必要になってくると思います。今冬、繋がらないものも含めて相談件数があふれた体制の整備も重要ですけども、一方で相談数そのものを減らすということも考えていくことが根本的には重要となってきます。

GPSの活用は、あふれる苦情をある程度減らすという効果もほかの自治体では実証されているので、これはもう決断をしていただきたいと思います。経費の問題もありますけれども、やはり世界一の豪雪都市として、必要な情報提供と市民生活を守るための必要経費だというふうに思いますので、そういった観点からの決断は早急に必要だというふうに思います。

次に、豪雪災害時の対応です。今般の資料では、事業者ヒアリングの対象として、委託事業者だけでなく96の市指名登録事業者にも送付するとしております。

この96者について、例えば人手が足りない際や豪雪災害時に応援してもらう部隊として組織するなど、そうしたことはできないのでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。土岐政温都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 業者に係る御質疑にお答えをいたします。

令和7年度除排雪事業に伴う事前調査の対象者のうち、市内に事業所または営業所を有する96者につきましては、前年度に本市と除排雪業務の契約実績はないものの、除排雪事業者として本市に登録がある事業者であります。

これらの事業者につきましては、除排雪業務への参入の可能性や対応能力の把握を目的として事前調査の対象としたものであり、必ずしも直ちに業務対応が可能であるということを確認したものではありません。

以上であります。

○奈良岡隆議長 赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 でしたら、せっかくヒアリングを行うのであれば、意向調査というか可能調査をやってほしいんですね。せっかく行うわけですから、そこに付け加えてやっていただきたいというふうに思います。

今後についてです。資料3-2には、全面委託工区の契約金額の積算が載っています。これを見ると、1シーズン当たり9.5回が基本の除雪回数とされています。直近10年のデータとされていますけれども、この10年で雪の降り方は随分変わってきているわけです。

400センチメートル降って9.5回が基本だという中で、例えば10回とか11回とか頑張ったところの中にはあるわけですが、そういったところには今の仕組み上、プラス要素はないことになってしまいます。我々はやはりそういった頑張りが報われる制度としての出来高払い制度というのは必要だと思います。

シーズン契約と併せたり、最低保障額を設けたりといったハイブリッド型のやり方というのもあり得ると思うんですけれども、そういったことも含めた契約制度の見直しを検討してほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 契約の見直しについての再度の御質疑にお答えをいたします。

今現在、主に青森地区の全面委託工区において採用しているシーズン契約といたしますのは、豪雪時においては除排雪作業の実施に必要な経費を措置し、少雪により除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持できることを目指したもので、降雪量に応じた委託料支払いを担保するという契約方式であります。

除排雪につきましては、抜本的な見直しを行うこととしており、その中で今後、契約の在り方についても対応を検討してまいるといふことでもあります。

○奈良岡隆議長 赤平勇人議員。

○赤平勇人議員 最後に、市長にお伺いします。

今日、様々ないろいろな意見が出ました。私からも提案をしました。大事なものは決断

をいつするのかということです。早く除排雪の次の計画を出して、必要な議論をやり重ねていく、そして、次の冬に備えていくということが必要だと思うんです。

通常だと 10 月とか 11 月とかに実施計画が出るわけですがけれども、ある程度早く——骨格だけでもいいんですよ、ここを変えていくとか。そういった方向性だけでも示して議論を重ねていくことが必要だと思うんです。市長の答弁を求めます。

○奈良岡隆議長 答弁を求めます。西市長。

○西秀記市長 日頃から申し上げておりますが、まず予算が絡むことに関しましては、9月補正を目指して検討してまいります。また、雪対策特別委員会の御意見も頂戴しながら、次の体制づくりを進めてまいりたいと存じます。

○赤平勇人議員 終わります。

○奈良岡隆議長 この際、発言の通告をしていなかった議員で発言を希望する議員は挙手を願います。

[挙手する者なし]

○奈良岡隆議長 発言を希望する議員がないようですので、これにて令和8年第1回青森市議会全員協議会を閉会いたします。

午後 4 時 2 分閉会